

平成31年度

各会計予算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成31年3月11日
開会 10時00分 閉会 16時44分
- 2 場 所 幕別町役場3階議場
- 3 出席者

① 委員(18名)

板垣良輔	荒 貴賀	高橋健雄	小田新紀	内山美穂子
小島智恵	若山和幸	小川純文	岡本眞利子	東口隆弘
野原恵子	中橋友子	藤谷謹至	谷口和弥	千葉幹雄
寺林俊幸	乾 邦廣	藤原 孟		

② 委員長 田口廣之

③ 委員外議員 議長 芳滝 仁

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	川瀬俊彦
教 育 長	菅野勇次	企 画 総 務 部 長	山岸伸雄
住 民 福 祉 部 長	合田利信	経 済 部 長	萬谷 司
建 設 部 長	笹原敏文	会 計 管 理 者	原田雅則
忠類総合支所長	伊藤博明	札 内 支 所 長	坂井康悦
教 育 部 長	岡田直之	政 策 推 進 課 長	谷口英将
総 務 課 長	新居友敬	地 域 振 興 課 長	川瀬吉治
糠 内 出 張 所 長	天羽 徹	税 務 課 長	高橋修二
住 民 生 活 課 長	佐藤勝博	防 災 環 境 課 長	寺田 治
防災環境課参事(消防担当)	佐藤 繁	福 祉 課 長	檜木良美
こ ど も 課 長	高橋宏邦	保 健 課 長	白坂博司
農 林 課 長	香田裕一	農 林 課 参 事	松井公博
農業振興担当参事	渡部賢一	商 工 観 光 課 長	亀田貴仁
土 木 課 長	小野晴正	都 市 計 画 課 長	吉本哲哉
都市計画課参事	河村伸二	会 計 課 長	金田一宏美
保 健 福 祉 課 長	半田 健	経 済 建 設 課 長	川瀬康彦
住 民 課 長	杉崎峰之	学 校 教 育 課 長	山端広和
学校給食センター所長	宮田 哲	図 書 館 長	武田健吾
農業委員会事務局長	廣瀬紀幸		

ほか、関係主幹、係長及び係

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 細澤正典 課長 林 隆則 係長 遠藤寛士

- 4 審査事件 平成31年度幕別町一般会計ほか8会計予算審査
- 5 審査結果 一般会計質疑
- 6 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 田口廣之

議事の経過

(平成31年 3月11日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長(田口廣之) ただいまより、平成 31 年度幕別町各会計予算審査特別委員会を開会いたします。
審査に入ります前に、一言ご挨拶を申し上げます。

さきの本会議において設置された本特別委員会の委員長として、私が大任を仰せつかることとなりました。何分にも、不慣れではありますが、新年度予算の十分な審査と円滑な会議の進行に努めてまいりたいと思っておりますので、特段のご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、さきの委員会で中橋委員から臨時職員の配置一覧、最新の財政計画書、階層別保育料と世帯数、補助教材費の保護者負担額と内訳、制服、体操着、修学旅行の保護者負担額の資料請求がありました。町長及び教育長から資料の提出があり、お配りいたしておりますので、報告いたします。

なお、財政計画書については、平成 29 年以後、新たな財政計画は作成していないということであり
ます。

ここで、審査の進め方について確認させていただきます。

まず、一般会計の歳出 1 款議会費から 13 款予備費まで、款ごとに審査をしてまいりたいと思います。
その後に、歳入の審査を行い、審査が終わりましたら、歳入、歳出の総括的な質疑をお受けいたし
ます。

次に、特別会計及び事業会計の審査につきましては、各会計ごとに審査をしてまいります。

なお、質疑がある場合には一括し、必ずページ番号と目、節を言ってから発言をお願いいたします。

また、関連する質疑については、第 1 発言者の発言が終わった後、関連と言って挙手をお願いいた
します。

答弁に立たれます説明員におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきますよう、よ
ろしくお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案第 1 号、平成 31 年度幕別町一般会計予算から議案第 9 号、
平成 31 年度幕別町水道事業会計予算までの 9 議件を一括議題といたします。

最初に、議案第 1 号、平成 31 年度幕別町一般会計予算の審査を行います。

それでは、予算積算基礎並びに歳出 1 款議会費の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長(山岸伸雄) はじめに、お手元に配布しております予算積算基礎に基づきまして、平
成 31 年度の予算概要についてご説明申し上げます。

予算積算基礎の 1 ページをごらんいただきたいと思います。

平成 31 年度会計別予算額総括表になりますが、一般会計のほか、国民健康保険特別会計など 7 特別
会計と 1 事業会計を合わせ 9 会計からなるものでございます。

合計欄にありますように、平成 31 年度当初予算総額は 234 億 9,753 万円となりまして、平成 30 年
度の当初予算額と比較いたしますと、0.8%の増となっております。

平成 31 年度予算は、統一地方選挙の年でありまして、本町におきましても首長の改選期であります
ことから骨格予算といたしましたが、住民福祉に直結した事業及び行政運営の継続的かつ円滑な推進
を図る観点から、当初予算に必要な事業等を計上いたしましたことから、前年度に対し増としたところ
であります。

それでは、会計別に前年度と比較いたしまして増減の内訳等につきましてご説明いたします。

はじめに、一般会計であります 147 億 9,981 万 1,000 円で、前年度と比較いたしまして 1.2%の
増であります。

詳細につきましては、後ほど2ページ、3ページの款別予算の中で申し上げたいと思います。

次に、国民健康保険特別会計は30億6,199万3,000円で、前年度比1.1%の減となっておりますが、被保険者数の減及び保険給付費の減等に伴います、北海道に納付する国保事業費納付金の減が主な要因であります。

次に、後期高齢者医療特別会計は4億510万1,000円で、前年度比0.7%の増であります。

被保険者数の増に伴う広域連合納付金の増によるものであります。

次に、介護保険特別会計は26億6,816万3,000円で、前年度比5.4%の増となっております。

第7期介護保険事業計画の計画値に基づいた、保険料給付費の増であります。

次に、簡易水道特別会計は4億2,875万6,000円で、前年度比12.9%の減であります。

駒畠簡易水道整備工事など建設事業費の減が主な要因であります。

次に、公共下水道特別会計は9億7,673万円で、4.9%の減であります。

主な要因は、下水道ストックマネジメント計画策定委託料の減、公債費の減などです。

次に、個別排水処理特別会計は2億294万円で、3%の増であります。

整備済み浄化槽812基の維持管理経費の増によるものであります。

次に、農業集落排水特別会計につきましては、忠類地区のみの施設運営に係る会計であります、7,349万5,000円で10.9%の増であります。

処理施設補修工事の増によるものであります。

次に、水道事業会計は8億8,054万1,000円で、前年度比較では1.3%の増であります。

下の表の再掲にありますように、このうち3条予算である収益的支出につきましては1.7%の減ですが、機械設備修繕の減などによるものであります。

また、余剰予算であります資本的支出につきましては6.7%の増となっており、札内配水池改修事業の皆増が主なものであります。

続きまして、2ページ、3ページの平成31年度一般会計歳入歳出款別予算額についてご説明申し上げます。

はじめに、2ページの歳入について主なものについて申し上げます。

1款の町税につきましては、前年度比1.6%の減で計上しております。

税目ごとの予算額につきましては、3ページの下表に掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

1項の町民税につきましては、個人の均等割給与所得、農業所得が増えているものの、営業所得などの減、さらには法人では均等割が増えているものの、法人割の税率改正に伴い15.6%の減を見込み、町民税全体で2.2%減で計上したところであります。

2項の固定資産税につきましては、新規償却資産の増を見込んでいるものの、土地の下落修正により減を見込み、相対で1.3%の減で計上しております。

3項の軽自動車税は課税台数の増などを見込むとともに、10月からの環境性能割導入により皆増となりますことから、4.3%の増を見込んでおります。

これら1から5項を合計いたしまして、町税全体で1.6%の減で計上したところであります。

2ページにお戻りいただきたいと思いますが、2款地方譲与税から10款の地方特例交付金までは、国の制度改正の状況や過去の交付実績等を勘案の上見込んでおりますが、6款の地方消費税交付金につきましては、前年度比4,000万円の増、率にして8.3%増としておりますが、消費増、消費税の社会保障分の増を見込んでおります。

8款自動車取得税交付金は800万円の増、率にして16%の増を見込んでおりますが、11月から新設される環境性能割分の皆増に伴い増を見込んでおります。

次に、11款の地方交付税は2.9%の増で計上しておりますが、そのうち普通交付税につきましては、前年度交付決定額の0.6%増の52億6,100万円と見込み、前年度予算額対比では3.1%増の1億5,700万円の増としております。

なお、特別交付税につきましては、前年同額の 2 億 5,000 万円を見込んでおります。

19 款の繰入金は 9.6%の減であります。財政調整基金から 3 億 5,000 万円、減債基金から 1 億 5,000 万円、まちづくり基金から 2 億 753 万 4,000 円を計上しているものであります。

22 款の町債は 1.1%の減であります。札内コミュニティプラザ建設事業債の皆減、臨時財政対策債の減が主な要因であります。

次に、歳出であります。3 ページをごらんいただきたいと思います。

主なものにつきましてご説明させていただきます。

2 款の総務費につきましては 594 万 5,000 円、0.6%の減であります。ふるさと寄附金を 31 年度 2 億円と見込み、寄附に係る記念品につきましては総務省の指導により、寄附金に対し 3 割以内としたことに伴い 1,600 万円の減、全国瞬時警報システムの更新事業の皆減が主な要因であります。

また 30 年度から、新目として設置しております地方創生推進事業につきましては、プラス 8 プロジェクト事業が平成 30 年をもちまして地方創生推進交付金事業としては終了いたしましたことから、平成 31 年度につきましては、図書館を核とした活字と笑いで活気あるまちづくり事業、アスリートと創るオリンピアの町創生事業の二つの事業費として 652 万円を計上しております。

3 款の民生費につきましては 1,165 万 2,000 円、0.3%の減であります。

これは子育て環境の整備を図るべく設置した、町の常設保育所等のエアコン設置事業の皆減、ふれあいセンター福寿改修工事の皆減、障害者支援費の増等が主な要因であります。

4 款の衛生費につきましては 2,254 万 5,000 円、2.4%の減であります。

これは忠類診療所及び歯科診療所の備品購入事業の減、風疹対策関連事業費の皆増が主な要因であります。

6 款の農林業費につきましては 1,145 万 4,000 円、1.1%の増であります。道営農地整備事業継続 6 地区、調査設計 1 地区に係る負担金の増及び町有林造成工事の減等が主な要因であります。

7 款商工費 807 万 8,000 円、0.9%の減であります。

工業用地取得促進補助金及び忠類振興公社貸付金の減及び計画的に整備しておりますアルコ 236 整備事業の増等が主な要因であります。

8 款の土木費につきましては 580 万 1,000 円、0.4%の増であります。町道の継続 11 路線の道路新設改良事業の増や春日東団地建替事業の増、都市防災施設整備費の減等が主な要因であります。

11 款の教育費につきましては 1 億 3,827 万 2,000 円、9.7%の増であります。農業者トレーニングセンター改修事業の増、札内中学校屋内運動場改修事業の皆増、札内東中学校ガラスブロック改修工事の皆増、札内南小学校増築工事の皆減、スクールバス購入事業の皆減等が主なものであります。

次に、4 ページをお開きください。

4 ページは、ただいま申し上げました歳出予算を性質別に区分したものであります。

主なものを申し上げますと、2 番扶助費であります。対前年度 2,290 万 4,000 円の増であります。主に障害者支援費の増、保育園運営委託料の増によるものでございます。

4 番物件費 8,084 万 1,000 円の増であります。札内スポセン、幕別トレセン、指定管理料の皆増、防犯灯リース料の増、ごみ収集委託料の増が主なものであります。

6 番補助費等 3,764 万 6,000 円の減であります。ふるさと寄附金記念品の減、工業用地取得促進補助の減等が主なものでございます。

12 番投資的経費 6,852 万 5,000 円の増であります。普通建設事業の補助事業費は札内南小学校増築工事の皆減、スクールバス購入事業の皆減、また単独事業費ではアルコ 236 整備事業の増、札内コミュニティプラザ整備事業の皆減、農業者トレーニングセンター改修工事の増等が主なものであります。

次に、積算基礎の 5 ページ以降についてであります。歳入の説明などのほか、歳出につきましては 10 ページから具体的な積算基準を掲載しております。

次に、19 ページから 22 ページまでは、主な投資的経費について一覧にしております。

個々の事業の説明につきましては省略させていただきますが、ご参照いただければと思います。

また、23 ページからは地方債の借入状況、それから 33 ページ、34 ページでは債務負担行為を掲載しております。

次に、35 ページでございますが、これ以降につきましては、各特別会計の状況などを掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上で、予算積算基礎の概要説明を終わります。

続きまして、一般会計予算書の 1 ページをごらんいただきたいと思います。

一般会計予算書の 1 ページになりますが、平成 31 年度における幕別町の一般会計予算に係る各種の定めを記載しております。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 147 億 9,981 万 1,000 円と定めるものであります。

同条の第 2 項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によることといたしまして、次の 2 ページから 8 ページまで、それぞれ定めるものであります。

第 2 条は、債務負担行為について定めておりますが、詳細については後ほど説明させていただきます。

第 3 条は、地方債について定めるものでありますが、これも詳細については後ほど説明させていただきます。

次の第 4 条では、一時借入金の借入最高額を 20 億円と定めるものであります。

それでは次に、9 ページをお開きいただきたいと思います。

9 ページ、第 2 表、債務負担行為であります。

議会中継システム機器購入から、5 番目の戸籍電算システム機器購入及び表の最下段の教育用 ICT 機器購入につきましては、パソコン及び各種システムの更新を行うため、北海道市町村備荒資金組合を通じて導入するもので、平成 32 年度から 35 年度までの 4 年間を期間といたしまして、元金とその利息の合計額についてそれぞれ限度額を設定するものであります。

また、都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定業務委託料につきましては、北海道において都市計画の見直しが平成 32 年度に行われますことから、本町におきましてもそれぞれの計画について整合性を図る上で見直しを行うものであり、期間を平成 32 年度としてそれぞれ限度額を定めるものであります。

次に、10 ページ、第 3 表、地方債であります。

本年度は、一番上のマイホーム応援補助事業から 12 ページの一番下の臨時財政対策まで、合計 46 事業 11 億 3,830 万円を限度といたしまして地方債を起すものであります。

なお、起債の方法、利息、償還の方法は、この表に記載のとおりであります。

以上が一般会計予算に係る各種の定めについての内容であります。

続きまして、歳出予算、1 款議会費の説明に入らせていただきます。

42 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款 1 項 1 目議会費、本年度予算額 9,696 万 6,000 円、本目は 1 節議員報酬ほか、9 節の旅費、11 節需用費、13 節委託料の会議録反訳委託料など議会運営に係る各種経費について計上しております。

以上で、1 款議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（田口廣之） 説明が終わりましたので、予算積算基礎並びに 1 款議会費、あわせて質疑を受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 予算積算基礎並びに 1 款議会費につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、2 款総務費の審査を行います。

2 款総務費の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 2 款総務費につきましてご説明申し上げます。

44 ページをごらんいただきたいと思います。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 8,512 万 2,000 円であります。

4 節の共済費、7 節賃金は事務補助などの臨時職員に係る経費、11 節需用費は法令等追録代、事務用消耗品のほか、庁舎に係る光熱水費が主なものであります。

12 節役務費は、郵便料、電話料などであります。

次のページになりますが、13 節委託料は、顧問弁護士委託料、広報配送委託料及び庁舎管理業務委託料などであります。

14 節使用料及び賃借料は、複写機借上料が主なものとなっております。

次のページになりますが、2 目広報広聴費 915 万 8,000 円、本目は 11 節需用費の町の広報紙に係る印刷製本費、12 節役務費は SSL 証明書手数料は町のホームページを通じて広聴活動を行うため、発信者の個人情報保護をセキュリティー対策に要する手数料であります。

13 節委託料ホームページに係る電算機器保守点検などであります。

次に、3 目財政管理費 173 万 5,000 円、本目は 11 節需用費の予算書の印刷製本費や、次のページであります 13 節委託料、地方公共会計整備に係る委託業務が主なものであります。

次に、4 目会計管理費 144 万 4,000 円、本目は出納室に係る費用で、11 節需用費の決算書の印刷製本費、12 節役務費の指定金融機関である北洋銀行への派出業務取扱手数料が主なものであります。

次に、5 目一般財産管理費 2,982 万 4,000 円、本目は役場庁舎及び旧緑資源公団事務所などの管理費用であります。

11 節需用費は、札内中央会館及び日本パークゴルフ協会などが入居している共同事務所に係る光熱費など、12 節役務費は、細節 23 の町村会の総合賠償保険など、13 節委託料は、細節 1 役場庁舎の清掃などの管理委託などが主なものであります。

次のページになりますが、6 目札内コミュニティプラザ管理費 2,168 万円、本目は札内コミュニティプラザの維持管理経費であります。

11 節需用費の電気料などの光熱費や 13 節委託料の管理業務に係る委託料が主なものであります。

次に、7 目近隣センター管理費 8,141 万 4,000 円、本目は 46 か所の近隣センターと 5 か所のコミセン等の管理運営に係る費用であります。

13 節委託料は、各コミセンの管理業務に関わる委託料などであります。

次のページであります 15 節工事請負費は、文京・みずほ近隣センターの改修工事に係る経費であります。

18 節備品購入費では、近隣センターの暖房器具やカーテンなどの購入に係るもの、19 節負担金補助及び交付金については、近隣センター運営委員会に対する運営交付金が主なものであります。

8 目庁用車両管理費 902 万 3,000 円、本目は役場庁舎の集中管理車両 21 台、忠類総合支所管理車両 8 台の合計 29 台の車両維持管理費用であります。

次のページになりますが、9 目企画費 434 万 7,000 円、本目は町の施策の総合企画、広域行政等に係る費用であります。

1 節報酬では、幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略が平成 31 年度をもって期間を終了することから、新たな戦略の策定のための創生総合戦略審議会委員報酬 5 回分を計上しております。

12 節役務費では、細節 30 広告料は、地域おこし協力隊の募集に要する経費であります。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 4 十勝圏複合事務組合負担金ほか広域行政に係るものであります。

次のページになりますが、細節 9 は日本パークゴルフ協会への交付金であります。

10 目協働のまちづくり支援事業 8,334 万 8,000 円、1 節公区长報酬や 19 節負担金補助及び交付金

は、細節 7 マイホーム応援事業補助金、細節 8 公区運営費交付金、細節 9 協働のまちづくり支援事業交付金などが主なものであります。

11 目支所出張所費 160 万円、本目は札内支所及び糠内、駒畠主張所に係る費用で、11 節需用費ほか、12 節役務費の電話料など事務用経費が主なものであります。

12 目総合支所費 1,342 万円、本目は忠類総合支所に係る運営経費等を計上しております。

1 節報酬につきましては、地域住民会議委員 15 名の報酬、7 節賃金は 4 名の臨時職員に係る賃金であります。

次のページになりますが、11 節需用費、12 節役務費など事務的経費に係るもの、19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は忠類インターチェンジ開通を機に発足した忠類魅力発信事業実行委員会に対する補助金であります。

13 目防災諸費 590 万 9,000 円、11 節需用費は細節 4 防災対策消耗品は備蓄計画に基づいた災害非常食品等の消耗品、細節 5 防災訓練消耗品は、平成 27 年から 31 年において計画的に実施してありました防災訓練の最終年で、本年度は札内スポセン、札内北コミセン、幕別トレセンの 3 か所で実施される防災訓練に係る消耗品を購入するものであります。

13 節委託料は、忠類地域の防災行政無線や Jアラートの保守点検委託料ほか、細節 7 防災資機材動作点検委託料は、防災備蓄庫に保管してある非常用発電機 27 台の動作点検を委託するものであります。

14 目交通防犯費 1 億 3,446 万 5,000 円、交通安全対策、防犯対策関連に係る経費で、1 節報酬は、交通安全指導員 33 名分の報酬、7 節の賃金は交通安全推進員 1 名に係る費用であります。

次のページになりますが、11 節需用費は、細節 4 交通安全啓発用消耗品のほか、細節 21 の防犯灯の電気料、細節 42 の防犯灯等修繕料が主なものとなっております。

14 節使用料及び賃借料、細節 6 は LED 化した 4,233 灯の防犯灯のリース料、19 節負担金補助及び交付金、細節 7 はコミバス運行に係る事業者への補助金であります。

細節 8、9 は予約型乗り合いタクシー駒畠線、古舞線の運行に係る事業者への補助金、細節 10 は地方バス路線の運行維持に係る補助金であります。

15 目職員厚生費 1,229 万 2,000 円、本目は職員の福利厚生及び研修に係る経費であります。

9 節旅費、細節 3 は職員の研修に係る特別旅費であります。自治大学校や北海道市長村職員研修センターでの研修、また昨年度から行っている北海道との職員相互交流における職員 1 名分に係る研修旅費であります。

次のページになります。12 節役務費は、人間ドック 172 人及び健康診断手数料は延べ 355 人分を計上しております。

13 節委託料、細節 6 職員ストレスチェック委託料は、職員のメンタルの不調を未然に防ぐため、アンケート調査、分析を委託しているものであります。

16 目公平委員会費 3 万 2,000 円でありますが、本目は公平委員会開催に係る経費であります。

17 目諸費 1 億 946 万円であります。

1 節報酬、各種委員会開催に係る報酬や、8 節報償費、細節 4 のふるさと寄附に係る記念品につきましては、本年度 2 億円を見込んでおります。

総務省からの寄附金の返礼割を 3 割以下とするよう指導がありましたことから、本町におきましても返礼割合を 3 割とし、それに送料を含めた費用について計上をしているところであります。

次のページになりますが、13 節委託料は、ふるさと寄附の受付から記念品の配送手続管理業務等について、包括的に業務を委託するものであります。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 3 の十勝町村会負担金が主なものであります。

18 目基金管理費 2 億 4 万円、本目は各種基金から生じる利息や寄附金等を、それぞれへの基金へ積み立てるもので、25 節積立金の細節 3 は、ふるさと寄附に係る積立金であります。

次のページになります。

19 目電算管理費 6,552 万 5,000 円、本目は電算管理及び処理業務に係る費用であります。11 節需

用費は各種納付書などの印刷製本費が主なものであります。

13 節委託料は、細節 6 は総合行政システムに係る業務用ソフトの保守点検、細節 9 電算システム運用委託料は、パソコンネットワークの運用を民間会社に委託しているものであります。

細節 11 は、情報セキュリティ対策の強化のため、北海道と市町村が協力して構築したセキュリティアーククラウドの保守点検に係る費用であります。

次のページでございますが、18 節備品購入費は、細節 2 の事務用パソコンに係る更新経費が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 5 中間サーバー利用負担金は、マイナンバー制度に関わって国と地方の情報授受の仲介の役割を担うシステム、中間サーバーの運用及び次期システムの構築に係る共同利用負担金を地方公共団体情報システム機構に支払うものであります。

20 目地方創生推進事業費 652 万円でございます。

本目は、地方創生推進交付金の対象予定であります事業に要する経費であります。

平成 29 年度から継続事業であります図書館を核とした活字と笑いで活気のあるまちづくり事業、平成 30 年度からの継続事業でありますアスリートと創るオリンピアの町創生事業の 2 事業について、国に対して実施計画を提出しているところであります。

1 節報酬、細節 1 図書館アドバイザー委員報酬は、図書館アドバイザー会議委員 10 人に対する報酬であります。

4 節共済費及び 7 節賃金は、図書館におけるチャレンジ雇用等に要する社会保険料及び賃金等であります。

8 節報償費、細節 1 講師謝礼は図書館における落語会の開催、東部 4 町図書館交流連携事業及び図書館サポーター養成講座に要する講師謝礼であります。

細節 2 健康ポイント事業記念品は、健康ポイント事業の達成者景品と抽選景品に要する経費、細節 3 スポーツ推進事業謝礼は、町民と考えるオリンピアン町の町ワークショップにおけるコーディネーター謝礼に要する経費であります。

細節 9 旅費、細節 1 費用弁償であります。図書館アドバイザー委員及び町民と考えるオリンピアン町の町ワークショップ委員の旅費であります。

次のページになりますが、13 節委託料、細節 5 ストレス測定器保守点検は、図書館で実施しておりますストレス度合いを測定する測定システムの保守に要する経費であります。

14 節使用料は、新たに図書館で実施する事業で、スマートフォンやタブレットを通して、町の歴史資料や郷土資料など現実の風景を表示することのできる AR 拡張現実を利用するためのアプリの使用料であります。

次に、2 項徴税費、1 目税務総務費 151 万円、1 節の固定資産評価審査委員会委員報酬ほか、賦課事務等に係る事務用経費、19 節負担金補助及び交付金、細節 4 の十勝圏複合事務組合負担金は、滞納整理機構への負担金。

細節 9 地方税電子化協議会運用関係費負担金は、電子申告の運用、維持経費に係る負担金が主なものであります。

2 目賦課徴収費 3,176 万 6,000 円、本目は賦課徴収に係る費用であります。

12 節役務費、細節 19 コンビニ収納手数料につきましては、コンビニに対し 1 件 60 円の手数料を支払うものであります。平成 31 年度は延べ 3 万 850 件の利用を見込んでおります。

13 節委託料、次のページになりますが、細節 13 電子申告審査システム改修委託料は、地方税業務の電子化による納税者の利便性向上に伴うシステム改修に要する経費であります。

23 節償還金利子及び割引料は、修正申告などに伴う還付金であります。

次に、3 項 1 目戸籍住民登録費 1,458 万 8,000 円、本目は戸籍及び住民登録事務に係る費用であります。

13 節委託料は、細節 6 戸籍電算システム保守点検委託料、細節 8 通知カード・個人番号カード作成

等委託料が主なものであります。

14 節使用料及び賃借料は、細節 20 戸籍総合システムブックレスソフト使用料、18 節備品購入費では細節 2 平成 30 年度に更新した住基ネットワークシステム機器の備荒資金組合への支払い経費が主なものであります。

次のページになります。4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費 59 万 3,000 円、本目は平常時の選挙管理委員会開催に係る費用であります。

次に、2 目知事道議選挙費 838 万円でございます。

本目は、4 月 7 日執行の知事道議選挙に係る費用であります。19 節負担金補助及び交付金、細節 3 コミュニティバス利用者助成金につきましては、本選挙から投票環境の向上を目的に、期日前投票期間においてコミュニティバスを運行し、その乗車運賃を無料とするべく必要な経費について計上しております。

なお、新年度予算につきましては、4 月 1 日から 6 日までの費用について計上しております。

3 目町長町議選挙費 1,104 万 9,000 円、本目は 4 月 21 日執行の町長町議選挙に要する費用であります。

次のページになりますが、本目につきましても 19 節、細節 4 コミュニティバス利用者助成金は、道知事、道議会議員選挙同様、期日前投票期間に運行するものであります。

4 目参議院議員選挙費 1,139 万 7,000 円、本目は本年 7 月に執行予定の参議院議員選挙に要する費用であり、これにつきましても 19 節の細節 3 コミュニティバス利用者に対する助成を行うものであります。

次のページになります。5 項 1 目統計調査費 349 万 6,000 円、本目は各種統計調査に係る事務的経費であります。本年は経済センサス、農林業センサスなどが実施される予定となっております。

6 項 1 目監査委員会費 247 万 9,000 円、1 節の監査委員報酬のほか、監査業務に係る経費であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（田口廣之） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 5 点質問させていただきます。

まず 44 ページ、1 項総務管理費、1 目一般管理費、臨時職員賃金です。

今日配られた資料の中に配置の一覧もありますけれども、臨時職員の賃金については各款で記載されておりますが、この総務費でまとめてお聞きします。

臨時職員についてですが、職種によってさまざまな雇用形態になっていると認識しています。そこで有給休暇の取得条件と取得状況についてお聞きします。

2 点目です。51 ページ総務管理費の 1 目近隣センター管理費、近隣センター運営交付金のところですが、近隣センターは町内に 46 か所ありますが、その全てで運営委員会が設置されているのかどうか。また運営交付金の扱いについてお聞きします。

3 点目になります。52 ページ、9 目の企画費です。委員会、審議会委員の報酬が出ているのですが、各種委員会の委員報酬が計上されておりますが、この総務費のところでは質問させていただきます。広報紙の 2 月号でも附属機関の委員を募集しておりました。公募枠も含めて、各委員会の構成状況をお聞きします。また、応募状況についてもお聞きします。

4 点目は 52 ページの 9 目企画費のところ、地域おこし協力隊の部分が出ていたのですが、今現在での任用状況と経過をお聞きします。

最後になりますが、58 ページ、交通防犯費のところ、コミバス運行費補助金で、昨年 10 月から新しい運行体制がスタートしました。さまざまな工夫をされていることは承知しておりますが、2 便体制になった札バスについて、今回は通学利用に絞って質問します。朝の時間の見直しや運行ルート、

線引きなどについて変更はありましたか。

以上です。

○委員長（田口廣之） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 私から地域おこし協力隊の募集状況について答弁をさせていただきます。

30 年度から募集経費、活動経費等を計上しておりますが、平成 30 年の 5 月連休明けから募集を開始しております。現在までに 4 名の方が応募がありまして面接をさせていただきましたけれども、ご縁がなくて今このような状況になっているという状況であります。

さらに、今 3 名の方が応募がありまして、今月の下旬に面接を行いたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（田口廣之） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 私のほうからは、近隣センターの交付金等について説明させていただきます。

近隣センターにつきましては、町内 46 か所設置されておりまして、地域住民の方々と組織する運営委員会に管理運営を委任しております。それに基づきまして、46 か所運営委員会が設置されており、交付金につきましても均等割等をはじめとした積算根拠に基づきまして、交付金を交付しているところでございます。

以上です。

○委員長（田口廣之） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 附属機関の公募委員の関係、今年度につきましてまずはちょっとお答えしたいと思うのですが、公募枠 5 委員会 18 人の公募枠に対しまして 13 人の方が申し込みをされております。

この申し込みにおいては、第 1 希望、第 2 希望、第 3 希望という申し込みがなされておりますので、その公募枠に対して今回公募枠どおりの人員を配置できたということでございます。

この公募された中では、女性については 7 人ということでございます。

○委員長（田口廣之） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 私のほうから、コミバスの学生利用の件でございます。

30 年の 10 月から新ダイヤで改正いたしまして、1 便に東の学生さん利用されておりますけれども、特に時間の変更を行ったということはありません。

以上です。

○委員長（田口廣之） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 臨時職員の有給の関係でございますが、今一般事務補助につきましては、毎月 1 日、それから 6 か月以上たつと 10 日というような付与の仕方しております。ちょっとほかの職種については、今ちょっと手持ちに資料がないのでお答えできない状況でございます。すみません。

○委員長（田口廣之） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 最初から一つずつ再質問します。

臨時職員についてなのですが、これだけたくさんいろんな職種があるので、今回ちょっと代替保育士、これで見ると、大体、保育所の中に 50 人ぐらいが代替保育士ということで人数が書いてあるので、平成 29 年度から新たに勤務時間に制限のない代替保育士に対しても有給休暇が取得できるようになりました。このことは現場から大変よかったという声があります。この取得条件を拡大するような考えはあるのかどうかお聞きします。

2 点目です。近隣センターの運営委員会に運営交付金を出しているということなのですが、私が聞きたかったのは、運営委員会なるものが 46 か所、全てにおいて設置されているのかどうか、それをお聞きします。

3 点目なのですが、公募を今回 18 人のうち 15 人応募があったということになります。毎回、

新たな応募がそんなに多いわけではなく、同じような顔ぶれとか、例えば充て職とか、そういった形で今までの委員会が続けられてきたと思うのですけれども、こういう形でもこれまでやってきてはいるのですけれども、新しい町民の声を聞くというそういった手法も今回のワークショップとかで取り入れられてはいるのですけれども、こういった委員会が形骸化しているようなそういった認識というのはお持ちでしょうか。

地域おこし協力隊なのですけれども、現在のところまだ一人も決まっていないということですよね。最近、地域おこし協力隊も、5年前に比べてなかなか手不足ということが言われています。5月から応募を始めてもう10か月ぐらいたっているのですけれども、なぜ集まらないのかということをごどのように押さえているかどうかお聞きします。

5点目です。朝の運行ルートの見直しはしていないということについてだけお聞きしました。小中学生については、原則徒歩の通学ということで、5年前にちょうど札幌内北小学校が中学校を選ぶときに、これまでの札幌中学校に行っていた子供たちも東中に行けるとということで、遠くの人たちが大変だろうということで導入され、またコミバスの乗車率も上げるということで導入されたと思います。このことに関しては評価できる面もありますが、5年たってみて検証は行ったのでしょうか、お聞きします。

○委員長（田口廣之） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 地域おこし協力隊、なぜ集まらないのだろうということであります。30年度5月連休明けから募集をしたのですけれども、こちらの募集の広告媒体というのが、大体町のホームページですとか三つだったのです。無料でできる広告媒体でありました。暮れから全国の手広告代理店に幅広く募集を行った結果、問い合わせがかなり多くなりました。そこから面接の申し込みというところまでにはまだ至っていない場合もあるのですけれども、非常に多くなってきているというところで、30年度前半につきましては、募集の媒体ですね、そういったものが余り積極的でなかったということで、後半は当初予算に計上されていた広告媒体で、予算を使って募集をさせていただいた。その結果、多くのお問い合わせがあったというふうに考えております。

以上です。

○委員長（田口廣之） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 近隣センターについてでございますが、46か所の近隣センター全てで運営委員会が組織されていると認識しております。

○委員長（田口廣之） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 代替保育士の有給休暇の取得に対する拡大の考えということでありますが、来年度会計年度任用職員、こういったことで臨時職員の制度についても大幅に変更するような考えもありますので、全体の中で有給休暇の考えについても含めて検討を進めてまいりたいと考えております。

○委員長（田口廣之） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 附属機関の公募の関係で、形骸化していないかということでございます。確かに今回も18人に対して13人の申し込みということで、募集の定員人数には満たしていないという経過もございますけれども、やはり今後そういった公募の仕方についても検討していきたいというふうに思っております。

○委員長（田口廣之） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） コミバスの件でございます。コミバスの時刻設定なのですけれども、まず東中の登校時間に間に合うように時刻設定を私どものほうさせていただきました。そのバスに学生さんが利用する分については、何ら問題が、お金を払って乗る方も当然オーケーでございますので、あとは無料にするしないは、7号から西側の生徒について無料の乗車券を発行するということを教育委員会と協議の上決めさせていただいたということでございますので、そういうことでございます。

○委員長（田口廣之） よろしいですか、内山委員。

○委員（内山美穂子） また1点ずつ聞きます。全体の中で、また取得条件を拡大していくことも考えていきたいということでありました。おっしゃっているように、4月から働き方改革関連法案が順次施行されて、町としても改善の方向で進んでいると認識しています。

一方で、人手不足を確保するため、今後、多様な雇用方法や雇用条件が求められることが予測されます。こうした場合において、職員間で不公平感が生まれることのないよう現場の声を聞いて、規定をしっかりと整備して、待遇改善を進めていかなければなりません。柔軟な働き方、柔軟な休み方ができるよう、また職員がやりがいを持って仕事ができる環境づくりに、引き続き取り組んでいただきたいと思います。この点についてまたコメントがあればお聞きします。

2点目です。近隣センターの運営委員会、全てにおいて設置されているということでありましたが、ちょっと私も調べが足りないと思いますけれども、幕別町の近隣センターの設置及び管理に関する条例が施行されたのは昭和50年、今から44年前であります。運営交付金に関しては、申請するために各種書類を提出することになっています。収支予算書、決算書など全ての運営委員会から提出されているのかどうかお聞きします。

3点目です。委員会なのですけれども、幕別町はオリンピックの町創生ワークショップに、行政に接点が少なくても関心も高くない幅広い町民の意見を掘り起こそうと、町民参加の新たな取組を始めました。これは皆さんご存じだと思うのですけれども、住民基本台帳から無作為に抽出した住民に依頼書を送って、応募した人に参加してもらおうといったものです。全国的には採用している自治体もありますが、北海道では恵庭市に続いて2例目です。今回のワークショップでは新鮮な意見が多く出され、参加者にとってもまちづくりの当事者意識を持つきっかけになったのではないかと思います。大変これを採用したことを私は評価しているのですけれども、こうした手法を我が町で取り入れたこと、本当に評価しているのですけれども、町としてこのことに関しては、どう考えているのかお聞きします。

地域おこし協力隊なのですけれども、最初の募集のときに、媒体が積極的でなかったという話をされたのですけれども、そういう状況を見極めて、ただPRすればいいというのではなく、もしかしたら内容的にもっと違うものを求められているのではないかとということも、考えながら進めていってほしいと思います。

総務省は平成36年に、今5,000人の地域おこし協力隊を8,000人にするという目標があります。枠組みもあるでしょうけれども、こうした状況を見ながら町の課題を整理した上で、幕別町で活動したいと思ってもらえるような内容にして、ぜひ町で地域おこし協力隊の方が増えることを望んでいます。

反対に一つ考えなのですけれども、もしそういった三大都市圏からこの町に来て活動する人たちが少ない場合、既に地域で活動している方っていますよね。三大都市圏からもう来ていて、それで仕事を探しているというような人に対しては、今回の地域おこし協力隊の事業は適用にはならないのですけれども、何か方法はないのでしょうか、お聞きします。

あとコミバスなのですけれども、今、無料バスを出すかどうかというのは、今回、町教委と協議をして決めたということですよ。町はこの取組をこのまま継続していくという考えでおるのか、またより広げていくということも考えているのか、さらに受益者負担も念頭に置いて見直しする方向でいくのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○委員長（田口廣之） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 地域おこし協力隊です。そもそも地域おこし協力隊の制度というのは、首都圏から要するにこういった過疎地域に来ていただいて、そこで地域おこしをしてもらう。そしてまた過疎地域に人口を増やしてもらうということでもありますので、そもそも例えば地域おこし協力隊が、また違う自治体の地域おこし協力隊にということは、制度として考えられていないものですので、町としてはそういった基本的な考え方で、地域おこし協力隊の採用ということを考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（田口廣之） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 運営交付金に関わってだったのですが、毎年、新年度の運営交付金の交付申請時にいろいろと添付書類、事業計画書、収支予算書、あるいは管理人名簿等々提出書類を求めておりまして、全ての運営交付金から提出をされているかというご質問なのですが、複数公区で組織されているところもありますので、そういったところも含めて書類については提出されておりまして、確認も行っております。

○委員長（田口廣之） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） はじめに、1点目の臨時職員の関係でございますが、先ほど委員のほうから有給休暇の条件について拡大するようなことということでお話がありましたけれども、先ほどの答弁の中では拡大するとは私も申しはいないかと思うので、それらも含めて今年度実施しております会計年度任用職員の制度の中で、どのような臨時職員の任用が適切なのかといったところで、整備させていただきたいということでございます。

もう1点のワークショップの関係でございますが、委員おっしゃいましたとおり、オリンピアの関係で今回ワークショップを行いまして、無作為に抽出して委員を公募したところでございます。私どもの公募委員につきましては、基本的には附属機関17機関に対して、まちづくり参加条例という条例がありまして、それに基づきまして附属機関の委員を公募枠として設けているものでございます。基本的には、定員の3割に対して公募枠ということで募集しているものでございまして、これらのまちづくり参加条例に基づく公募枠の関係と、また今オリンピアンの関係のワークショップというのは、またちょっと別の考え方でやっていかなければならないものだというふうに思います。

例えば、総合計画においても、ワークショップなんかを行いましたし、また小中学生の参加をいただいたということもありますので、それらの住民参加のあり方については、それぞれの委員会の目的を持って、どのような公募にすればよいかということは、検討していかなければならないことだというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（田口廣之） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） コミュニティバスのご質問でございます。コミュニティバスの担当部局としてお答えできるのは、生徒の通学に関することは我々のほうで判断できない。学校長もしくは教育委員会のほうで、通学に当たっては徒歩なのか自転車なのかバスを利用しているのかどうかということ判断していただいております。あくまでもコミュニティバスは、町民の全ての方にご利用いただけるバスとして運行しておりますことから、過去の協議の中で7号から西にお住まいの中学生については、無料にさせていただけないかということで協議が整っております。

ちなみに、今、無料パス発行しているのが50名ほどいらっしゃいまして、バスの定員が32名ですので、発行している方全員が毎日乗っている状態ではございませんので、これ以上増えると乗れない可能性も出てくるということでございます。

以上です。

○委員長（田口廣之） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 1番は分かりました。2番の近隣センター管理費のところ、1番の臨時職員の賃金の関係のところは分かりました。

近隣センター運営交付金のところなのですけれども、決算資料に近隣センターの利用状況が書かれていまして、忠類6施設は利用者数が横ばいなのに対して、幕別の40施設については、全体で見ると利用者が年々少なくなっています。40か所まとめて出ているので、どこの、例えば札内の中心部分はきっと利用者は横ばいなのではないだろうかと思うのですけれども、かなり1割ぐらい利用者が減っているのです。詳細については今日はお聞きしません。公共の施設でありますから、より幅広い世代が気軽に使えるものでなければならぬと思います。これまで近隣センターは地域の管理運営によって長く続いてきています。ただ、行政としてしっかりと今後も指導して、より多くの人が利用できるよう努力していただきたいと思います。以上です。

3 点目です。先ほどの委員です。まちづくり参加条例に基づいて公募しているということで、総合計画のワークショップですとかとはまた目的が違うということで、分かりました。ただ、さまざまな場面でこうした手法を利用していくことは、多くの町民が行政に関心を持って主体的に行動するきっかけになると思いますし、このことによって町民と行政の距離が近づいていくのではないかと考えます。以上です。

コミバス、地域おこし協力隊についてですが、例えば総務省のホームページの中に、集落支援員制度というものもありますので、今後そういったものを研究して検討していただきたいと思います。以上です。

最後に、コミバスなのですが、これはなかなか解決が難しい問題だとは思いますが、いま一度、機会を設けて関係者で協議する、そういう場が必要ではないかなというふうに思っております。以上です。

○委員長（田口廣之） 審査の途中ですが、この際 11 時 20 分まで休憩します。

（関連の声あり）

○委員長（田口廣之） 再開のときに受けます。

暫時休憩します。

11:07 休憩

11:20 再開

○委員長（田口廣之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお願いを申し上げます。

委員の質問は簡潔にお願いします。

（関連の声あり）

○委員長（田口廣之） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 本来でありましたら商工費で聞く予定であったのですが、地域おこし協力隊について先ほど出ましたので、ここでお聞きしてもよろしいでしょうか。

○委員長（田口廣之） はい。

○委員（荒 貴賀） 課長の先ほどご答弁にありました、5 月から募集されてきて、なかなかマッチングがうまくいっていないというお話でありました。私が考えますには、やはり地域おこし協力隊の契約期間が最初 3 年間と、要は限られた期間であるために、なかなか協力隊員にならないのかなというのも一つの面としてあるのではないかなと思うのです。やはり町として協力隊員のその後のことも考えて、地域おこし協力隊を募集する必要があるのではないかなと思うのですが、その辺についてはお考えありますか。

○委員長（田口廣之） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） こちらも地域おこし協力隊の制度自体のお話になりますけれども、3 年間地域で働いていただいて、その後はその 3 年間のスキルを利用して、その地域に住んでもらって起業していただくと、事業を興してもらおうというのが大きな目標なのかなというふうに考えております。

町といたしましても、各自治体もそうなのですが、できるだけ首都圏からそういった方をお呼びしていただいて、今、今回は忠類地域で募集しておりますけれども、そういった観光の魅力の発信ですとか、そういった活動をしていただいて、そのまま忠類に住んでいただくというような形で、基本的な考え方で今考えております。

以上です。

○委員長（田口廣之） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） やはりいきなり要は都市部からこちらに来るわけですから、町としても協力体制をしっかりとしていきますという姿勢が見られないと、向こうも、来ていただく方も、やはりなかなか

踏ん切りというところで、要は将来に関わることでありますから、もう少し町としても考えていただければと思っています。

一つ提案があるのですが、今回、19年度の予算の中に、地域おこし協力隊の活動の一部が拡充されることになっているのです。多分、推進課長はご存じだと思うのですが、お試し地域おこし協力隊制度というものができまして、こういったものを取り組む考えとかはないのですか。

○委員長（田口廣之） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 先ほど内山委員のお話にもありましたように、総務省は全体の地域おこし協力隊を増やしていきたいと。ただ、今、荒委員おっしゃるように、なかなかぽんと全然今まで住んでいるところから違う地域に来るわけですので、そういった不安感もあって、なかなか地域おこし協力隊の増員につながっていないということは国でも言われているところです。まだ詳しい情報は来てはいないのですが、例えば3か月間幕別町に来ていただいて、そこで地域おこし協力隊として働けるかどうかというような事業もありますので、そういったのがちょっと国の内容を見ながら、町としても柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（田口廣之） いいですか。ほかにありませんか。

小川委員。

○委員（小川純文） ページ数で49ページ、総務管理費の中の6目札内コミュニティプラザ管理費、並びに54ページ11目支所出張所費に関連いたしまして、総体的にちょっとお聞きしたいと思います。

札内コミュニティプラザの中で、特に札内支所におかれましては、古い札内福祉センターの時代の札内支所から、今の札内コミュニティプラザの支所というふうに変更されて1年がたちます。また前回の機構改革におきまして、住民相談室というのも札内支所の中に新設をされました。

この変革の中で、札内支所の人の流れまた町民の評価等々もいろいろ変わってきたと思いますし、その点についてと、また施設の内容も変わりまして、町民が触れ合える場所ということで、今回、札内コミプラが建設されていますけれども、そこら辺、町民の感覚はどのように変化をしてくているのかという点につきまして、お聞きをしたいと思います。

○委員長（田口廣之） 札内支所長。

○札内支所長（坂井康悦） まず札内コミプラの中には、旧コミュニティセンターの会議室と旧東コミュニティセンターの合築で札内コミュニティプラザというものと、あわせて札内支所の移転ということで二つございます。

まずコミュニティプラザのほうの部屋の利用状況は、29年、30年と年々増えております。利用団体数も、今まで継続していた団体以外の新規の団体も大幅に増えております。

それとあと、前回までなかった特徴的なのが、コミュニティホールとキッズルームという無料で使えるスペースがございます。このコミュニティホールにつきましては、世代間交流だとかいろんな面で利用者が年々増えて、こちらのほうは使われる住民の方にとっても評判が非常によろしいです。キッズルームも同じく小さいお子さんを持っているお母さん方が集まっていける場として、有効利用されておりまして、こちらのほうも評判上々です。

あと札内支所のほうの、機能強化で改めまして、札内住民相談室というのが29年度から新設されております。こちらのほうは29年度から30年度まだ途中ですが、29年度から徐々にPR、周知されてきておりまして、おのおの利用者件数、対応件数が増えております。実際には限られた人数で対応している課も、住民係、高齢者支援係、国保医療係ということで限られた人数と限られたところで対応しておりますけれども、この中でも特に国保医療係につきましては、昨年度からことしの年度途中ですが、倍以上の対応件数になっております。当然、高齢者支援のほうも1.5倍以上の対応になっております。

あと課題ではないのですが、今後の相談室の方向といたしましては、限られた人数と限られたところの課から出てきておりますので、これの出てきた原課以外の相談の住民の方も多数見えます。その方が見えられたときに、その相談者の気持ちに立って親身になって、うちの支所の職員を

通してでも本庁に話を通しまして、できるだけ支所に赴いて来てくれた住民の方の相談を、解決して帰っていただけるような体制を目指していくべきかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（田口廣之） 小川委員。

○委員（小川純文） 機構改革等々も含めて、地域住民に利用が本当に非常に増えていっていると。私もあそこの札内支所に行ったときには、本当に住民の方が生き生きと交流されている姿を見ております。札内支所長におかれましては、今年度、勇退されるということでございますけれども、今後、後進のためにこの札内支所での経験をもとに思うところがあれば、お考えをいただければと思います。

○委員長（田口廣之） 札内支所長。

○札内支所長（坂井康悦） 後進にと言われましてもですね。ええ、先ほど私のほうが述べて、今後、新しい新所長にも、新しい支所のあり方、相談室の方向の理想を引き継いでいきたいと思っております。

○委員長（田口廣之） ほかに質疑ありませんか。

板垣委員。

○委員（板垣良輔） ページが 68 ページです。選挙費の 2 目、19 節です。選挙のコミバスの件について質問いたします。

大変いい取組だなというふうに考えておりますので伺いますが、コミバスの運行で何か変化といたしましょうか、期日前投票の支援といたしましょうか、投票促進を図るということですので、運行について何か変化がありますでしょうか。あと想定している人数とかというのがもしもございましたら伺いたいと思います。

○委員長（田口廣之） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） コミバスの選挙利用でございます。運行形態ですとか、時間帯は、全く変更はございません。現行のダイヤで利用していただくということになります。ただ、土曜日、日曜日、休日も、期日前投票期間中は運行するところが通常運行と違うところでございます。

それと想定している人数ですけれども、知事道議選で 100 名、町長町議選で 230 名、参議院選挙で 270 名の方が利用するだろうということで予算計上しております。

以上です。

○委員長（田口廣之） 板垣委員。

○委員（板垣良輔） 運行のことについては分かりました。

想定的人数ですね、根拠を知りたいというふうな思いなのですが、例えば知事道議選でいいましたら、告示から実際の投票までの期間、町長町議選よりもずっと長いですね。ですので、期日前投票でいいましたら、そっちのほうが人数が多くなるように見立てるものなのではないかなというふうに思っておりましたが、その根拠について。

あともう 1 点、いい取組だと思いますので重ねて言いますが、周知の方法についてどのようなことを検討されているか、あわせて伺いたいと思います。

○委員長（田口廣之） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） すみません。ちょっと説明不足で申しわけありません。知事道議選のお話でいきますと、期日前投票って 3 月から始まるのですね。今回の予算というのは、4 月 1 日からの予算でございますので、はい。

以上でございます。

○委員長（田口廣之） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 失礼しました。30 年度分でいきますと、154 名でございます。

以上です。

○委員長（田口廣之） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 周知の方法でございますが、既に3月の広報紙に周知をしているところでございます。

○委員長（田口廣之） 板垣委員。

○委員（板垣良輔） 分かりました。3月分と合わせて154名ということではなくて、さらに足してということなのですかね。分かりました。

周知のことですね、非常に求めてきた支援の方法だというふうに感じております。もっともっとたくさんの人に知っていただくために、もう一步踏み込んだような周知をしていただけると非常に助かるなというふうに思っております。

また運行のコースといいましょうか、札内の場合だったら、逆回り便というのができましたので、自分のすぐ近くの投票所に難なく行けたりするのかもしれませんが、本町のほうであつたりで、そうですね、期日前投票は1か所だけか。そうですね、そういったことがありまして、難なく期日前投票所に行けるような手だて等もぜひとっていただきたいなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○委員長（田口廣之） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 期日前投票所がコミバス運行エリアでいきますと、札内コミュニティセンターと、幕別は役場、本庁舎。コミュニティバス自体が、いずれもコミュニティプラザと役場に必ずハブ機能がありまして、札内というと順回り、逆回りどちらに乗ってもコミュニティセンターにとまるものですから、コミュニティセンターでとまって投票して、30分とか40分次の便が来るまで余裕がありますので、投票してすぐ乗って帰れるというようなことで考えておりますが。

○委員長（田口廣之） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 周知の関係でございますが、今後、選挙公報等にも掲載していきたいというふうに考えております。

○委員長（田口廣之） ほかに。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 簡潔に2点だけお伺いいたします。ページ数が55ページの13目防災諸費の細節4と5の防災対策消耗品と訓練消耗品について、まずお伺いいたします。

ここでは、予算資料の中でも出ているのですけれども、13ページに出ておりまして、備蓄品ということですが、この備蓄品の中に、液体ミルクの国内の販売がもう3月の5日にされておりました、それを本町としては備蓄方針をどのようにするのかということをお聞きしたいということと、またもう1点は、防災訓練についても冬期間の訓練、また講演等の予定が31年度はされていないのかをお聞きしたいと思います。

そしてもう1点なのですけれども、ページ数が63ページの20目地方創生推進事業費の13節委託料の中のところなのですけれども、ストレス測定器保守点検委託料についてお聞きします。ここではストレス測定器については、幕別本町、そして札内、忠類、どのくらいの利用があるのか、また利用頻度としまして、どこが一番多いのかお伺いしたいと思います。

○委員長（田口廣之） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） まず、ミルクの件でございます。現在、防災備蓄計画の中では、粉ミルクの備蓄をしているところでありまして、最近、液体ミルクが出てきたのは承知しておりますので、今後、液体ミルクも含めて備蓄計画の中に盛り込んでいきたいなというふうに考えております。

それと、冬期訓練ですけれども、冬期の訓練、今年度予定はしていないのですが、北海道のほうで実施する計画がございますので、そちらに職員が参加して、まず研修といいますか、そういうことを踏まえて、次年度以降検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（田口廣之） 図書館長。

○図書館長（武田健吾） ストレス測定器についてでございます。ストレス測定器、二、三分でストレスの状態を把握できるということで、平成28年度から実施しているところでございますけれども、現

在ストレス測定器を各館で持ち回りで設置しておりまして、大体一月 10 日間ごとにそれぞれ三つの館を巡回しているところございまして、ちょっと各館別の数字を把握していないところなのですけれども、平成 29 年度で 265 人、平成 30 年度の 1 月末の現在の数字になりますけれども 355 人というふうな利用状況になっております。

利用者数はやはり札内分館が多いので、それに比例した数字で利用されているかというふうに考えているところでございます。

○委員長（田口廣之） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） まず液体ミルクの件なのですけれども、災害のときに、ちょうどこのきょう 3 月 11 日で東日本大震災も 8 年がたつわけですけれども、この災害のときに、水、電気などインフラが使えない場合、液体ミルクは非常に有用だと言われておりますので、ぜひとも粉ミルクよりはお湯や水が要らないということもあり、常温保存ができ、また 6 か月保存ができるということでもありますので、こういうところもしっかりと考慮していただきながら、備蓄品の中に加えていただきたいというふうに思います。

また、ストレスチェックの測定器なのですけれども、10 日間ずつ各館にあるということでもありますので、やはり札内と本町は近いというか、そのうちに忠類のほうに行っている場合ですと、なかなかストレスチェックをわざわざというわけではないのですけれども、やはり札内と本町は 1 台何とかあって両方に行ったり、また忠類は忠類ということでもいいのですけれども、利用人数も増えておりますので、何とかもう 1 台増やしていくことができないのかということをお聞きいたします。

○委員長（田口廣之） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 液体ミルクの備蓄ということではありますが、液体ミルクにつきましては、保存方法が短い 6 か月という短いこともあります。また、本町では粉ミルクを備蓄しておりまして水も保存していると。ある一定期間、長期間も保存できる、備蓄するということからも、本町はまず粉ミルクを備蓄しているところであります。粉ミルクについては、昨年の地震において一定の話題、課題等も出てきました。そういったことは総体的に含めまして整備する云々よりも、まず状況を見ながら検討をしてまいりたいと考えております。

○委員長（田口廣之） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） ストレス測定器の関係ではありますが、これについては図書館でストレスを測定してそ、のストレスの減少に結びつくような本を紹介したりということで、すごく我々としても斬新で、素晴らしい取組だというふうに評価しているところでありますけれども、今後においては、この事業のしっかりと検証を進める中で、さらに台数をどうするのかについても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（田口廣之） ほかに。

野原委員。

○委員（野原恵子） 2 点お伺いいたします。53 ページ、10 目協働のまちづくり支援費、19 節負担金補助金及び交付金、8 公区運営費交付金についてであります。これは公区のあり方というのでしょうか、このことについてはいろいろ議論もされてきているところですが、最近、公区の役員をなかなか引き受けていただけるというのが困難だという状況が多々聞かれております。それについて、町としてやはり何らかの手だてを講じていくということが必要ではないかと思えます。

それとあわせまして、公区と町内会、そういうところのすみ分けというのでしょうか、そういうこともしっかりと考え方というのでしょうか、そこも議論をしながら進めていくということが大事ではないかと思えます。公区の加入というのでしょうか、そういうこともちゃんと議論されまして、お知らせ広報をなかなか配れないとか、そういうことも町内会で出てきていると聞いております。公区であれば、どの世帯にもお知らせ広報などはしっかり配るということが基本ではないかと私は思っていますので、その手だてとして、町としてどのようにお考えになっているのかというのを 1 点。

もう1点は59ページ、15目職員厚生費、13委託料、6職員ストレスチェック委託料です。これは職員の、説明の中ではメンタルでアンケート分析していくという説明がありました。これは全職員対象なののでしょうか。そしてそういうアンケートの中でいろいろな課題が見えてきた場合、その職員に対してどのような手だてをとっていくのか、そしてその対処をどうするのか、その2点をお聞きしたいと思います。

○委員長（田口廣之） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 私のほうからは、まず1点目の公区役員の担い手等々についてでございます。

今現在、多くの公区、公区長さんをはじめ、役員の多くは60歳以上の方々が中心になって活動していただいている状況でございます。確かに高齢化が進み、今後、役員も含めて後継者の担い手というところでは、難しくなっている状況が当然考えられるのですけれども、本町におきましては、協働のまちづくり支援事業などをはじめ、地域と町が協働でまちづくりを進めていくという中で、こういった協働のまちづくり支援事業の中でも、人材育成支援などというメニューもございます。そういった研修会等に積極的に参加を促しながら、地域における担い手を確保していただく一助としていただきたいと思いますと考えております。

また、公区と町内会の違い、あるいはなののですけれども、歴史はですけれども、あくまで幕別町の場合には、行政区設置条例に基づきまして、各行政区に公区長を置くということで条例が制定されております。当時、条例制定に当たりまして、幕別町におきましては昭和32年公区制を導入するという考え方のもとに、1年以上の議論がなされて、行政区の設置条例が設定されているところでございます。

そういう意味では、幕別町における公区というのは、あくまでも行政区と同じような同義の意味を持っているということが一つと、あわせてもう一つ、もう一方で町内会、いわゆる自治会そういった地域の方々の賛同を得て町内会費、会費を納めていただいて任意の活動を、コミュニティ活動をしていただく、そういった組織というのが町内会、自治会であります。ですので構成メンバーといえますか、構成員も全くそこは違いがありますので、その公区と町内会の違いについては、今後も機会があるごとに説明をしていきたいと考えております。

それら公区、町内会の担い手という、広報の配布だとか、そういった負担の部分につきましても、今、公区長さんを通じて広報等の配布を行っていただいておりますけれども、そういった公区長さんの役割、広報の配布のあり方ということも含めて検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（田口廣之） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） ストレスチェックにつきましては、平成26年の6月に労働安全衛生法が改正されまして、50人以上の事業所においてストレスチェックを義務付けられたことから、平成28年度に実施しているものでございます。この対象については、職員全員を対象としまして行っております。

この目的といたしましては、個人のストレスの気づきを促し、メンタルの不調の発生を未然に防ぐという目的のもと行っているものでございます。このアンケートに答えていただきまして、その結果、高ストレスというような判断をされた場合は、医師、うちでいいますと、産業医となりますけれども、産業医の面談を受けることができます。これは強制ではなくて、個人のあくまでも希望によって面談を行うということになっております。

○委員長（田口廣之） 野原委員。

○委員（野原恵子） 今、公区と町内会のすみ分けということを説明していただきました。私も公区と町内会というのは、それぞれに役割は担っていると思います。

けれども、今、幕別町の場合には、公区と町内会とが一体となった組織ではないかというところで、公区費として町内会費を納めています。公区に加入しない、そういう人たちがいます。それは公区に加入しないではなくて町内会に加入しないということであって、そのすみ分けがされていないのでは

ないかと私は思っているのです。町内会に加入していれば、町内会費ですが、今公区費と言って集めています。それでコミュニティや何か、いろいろパークゴルフですとか、いろいろしておりますから、そういうのを町内会の行事として位置付けていくのか。であれば、会費を納めている人たちがそういう中で参加して、自分たちのコミュニティを培っていくという役割を担っていくということなのではないかと思います。

そうすると、公区費を納めていなくて、公区に加入していないというふうに思っている人たち、そういう人たちは、公区と町内会のすみ分けがちゃんとできていないのではないかというふうに、私は思うのです。ですから、公区に加入していなく公区費を納めていない、そういう人たちにも町のお知らせ広報や何かはしっかりと配布するということが必要だというふうに思います。そのこのところのすみ分けができていないので、混乱しているのではないかというふうに思います。

ですから、今、課長がお話しになったように、公区と町内会の役割というものの認識をきちんとし、それであわせ持った活動をしていくということであれば、どういう方にもお知らせ広報をしっかりと配布し、そして行政のいろんなお知らせや何かを、しっかり行っていくということが大事だというふうに私は思っております。

それで、町内会組織としては、これから本当にコミュニティの場として大事だと思うのです。特に今回、震災なんか起きたときに手だてをどう行うか、そこにどういう人たちが住んでいて、どういう援助が必要なのかというのは、公区の方が一番よく分かっていると思うのです。私の住んでいるところでも、防災訓練したときなどは車椅子で訓練するですとか、そういうことは町内の方が一番よく知っていますので、ちゃんと手だてをとって防災訓練をする、そういうことも行われております。

ですから、ますますこの公区組織、町内会組織というのは大事な役割を担っていると思うのですが、そういう中で役員をなかなか引き受けていただけないということは、コミュニティが少しずつ崩れていく、そういうことにもつながるというふうに私は大変心配しております。

ですから、町としても、そういう手だてをこれからしっかり行っていくということが大事だと思うのです。これは本当に議論が必要だと思います。それでいろんな研修会も行っていくということなのですけれども、働いている方たちにもそういう研修の場をきちんと持つというふうにしなければ、なかなか共通の認識にはなれないのではないかとあって、そういう意識を持ってきちんと町としても手だてをとっていくということを行っていただきたいと思いますというふうに思います。

また、ストレスチェックなのですが、今までどのぐらいの方がこのメンタルチェックをして産業医の面接、そういう手だてを講じる必要があったのか、そういう職員がいたのかどうか。そしてこれから、もしそういう方々が出たときに、医師の面談をしっかり行うような手だても、管理職の方たちもしっかりとそういう手だてを行っていく、そういうことが未然に内面を深く抱え込まないような手だてになると思うのですが、その点はどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○委員長（田口廣之） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 公区、町内会、大変重要なことであります。特に本町においては、公区住民、行政区設置をしている中で、地域、そのエリアにいる方は全員行政区の住民、また公区の住民なのですが、長い歴史の中で公区イコール町内会という認識でいる方もいらっしゃるし、また公区によっては、町内会という名称を使っている地域もございます。その中で町内会費をいただいていると。長らく公区という名称しかない地域もありますので、そこは公区費を払いながら、一部町内会も払っていると。行政区にいる方が、公区にいる方が、全員町内会の加入でないことは決算の資料でもついております。その中で、公区の活動に賛同されている方が、公区費並びに町内会費、こういったものを納めていただいているという状況にあります。

町といたしましては、公区長に町の大事な情報については、できる限り公区の方にお配りしていただくと。公区に加入されていない方でも、広報はお配りさせていただいていると。これは住民の方の意向に沿って、要らないという方にはお配りできないのですが、町内会に加入されていなくても、広報は届けられているという状況でございますので、今度とも公区長にはご苦労をかけるところはある

と思うのですが、ぜひとも地域の方にくまなく広報等が配られるようお願いしてまいりたいと思います。

あと、防災に関しては、平成 27 年度から地域防災訓練を実施しておりまして、防災訓練を実施する都度、自主防災組織も設置されている状況にあります。ただ 100%ではないのは実態でありますので、今後もことし最後の地域防災訓練の活動になりますが、ぜひとも自主防災組織を組織化させていただいて、地域の方が災害が発生した際には全員避難されるような状況、地域の方がこういった状況にあるかというのを、地域の中でも判断、平時においても確認していただくような体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○委員長（田口廣之） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） ストレスチェックの関係でございますけれども、平成 28 年度におきましては、高ストレス者 13 人がおりましたけれども、医師の面談はおりませんでした。平成 29 年におきましては、高ストレス者 30 人のうち医師面談が 1 人。それから今年度、平成 30 年度におきましては、高ストレス者 33 人、医師面談を希望された方が 2 人ということでございます。

この辺の手だてといえますか、まずは自分でメンタルの不調ということを気づいてもらって、産業医の先生に相談をします。産業医の先生も、それに合った指導をしていただくということになっております。

そのほかに、やはり町の衛生管理者であったり保健師であったり、そういったところの職員が相談を受ける体制もとっておりますので、またそういった所属部署ごとの全体のストレスの要因というものもデータの的には分析をしておりますので、そういった部署の所属長との面談等も行いながら、職場環境の改善を行ってっております。

以上です。

○委員長（田口廣之） 野原委員。

○委員（野原恵子） 公区と町内会のすみ分け、それら説明いただきました。まだまだ公区の中では、そういう認識は深まっていらないのではないかと思います。ですから、公区長会議ですとかそういうところでしっかり議論しながら、公区の役員を引き受けていただける、そういう地域の町民の研修ですとか育成とかもあわせ持って行っていかなければ、なかなか役員を引き受けていただけるというのは、だんだん困難になるのではないかと思います。それを解決していくのは、やはり町内会、公区の中で話し合いを続けて、コミュニティの中心になるのだということを町民の中にしっかりと議論をして広めていく、そのことが大事だと思います。その手だてを町としてこれからもしっかりと行っていくことを求めたいと思います。

また、職員のメンタルの説明でしたけれども、医師の診断を仰ぐ方が少しずつ 1 人、2 人と増えてきているのではないかと、今の説明の中で思います。ですから、そういうことが職員の中で医師の面談が必要だというふうにして面談されている、これは本当に大事なことだと思います。ですから、産業医とこれからもしっかりと連携をとりながら、一人でもこういう方が少なくなるような手だて、環境づくりということを求めて質問を終わりますけれども、公区のことについて、ちょっともう一度答弁いただければと思います。

○委員長（田口廣之） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 地域の役員がなかなか担い手がいらない、これはやはり少子化、また核家族の進展によって横のつながりが希薄になってきている、こういった状況がございます。地域内では、子供からお年寄りまで楽しめるような行事をやっているようなところもあります。そういった行事も通しながら、地域のコミュニティの醸成が図られているものと、町としては認識しているところでもありますので、そういった町内活動、公区長会議通じて紹介したり、また協働のまちづくり事業では、そういった地域のコミュニティ活動に対する助成もありますので、ぜひそういった交付金を活用しながら、地域のコミュニティの醸成が図れるようなことで、町としてもこれからも努めてまいりたいと

考えております。

○委員長（田口廣之） 質問の途中ですが、この際 13 時まで休憩いたします。

12：02 休憩

13：00 再開

○委員長（田口廣之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑ありませんか。

小田委員。

○委員（小田新紀） 1 点、質問させていただきます。

62 ページ、20 目地方創生推進事業費、7 節の賃金、それから 14 節のマチアルキアプリ使用料あたりに関わってくるかと思えます。

地域情報 AR プラットホーム構築事業ということで、名称がありまして、事業名を聞きますと、とても魅力的なわくわくするような感じがあるわけですが、アプリを活用してということ、それからチャレンジ雇用を絡めてということで、もう少し詳しく詳細を伺いたいということなのかもしれませんが、その中で雇用される障害のある方々が、どのような役割を担いながら、それをされていくのか。それから、これらこの事業で、今後どのような効果というのが町として期待できるのかということを含めて、詳細伺いたいというふうに思います。

○委員長（田口廣之） 図書館長。

○図書館長（武田健吾） AR に関わってでございます。

マチアルキアプリについては、簡単に申し上げますと、AR 技術を情報端末、タブレットだとかスマートフォンだとかカメラ付きの端末を介して、現実の世界を見ると、そこにデジタル情報が付加されるということで、それを活用しまして図書館の情報ですとか、図書館にある本と郷土資料だとか歴史資料だとか、そういったものをひも付けできればということで、始めようとしているところでございますけれども、今年度もチャレンジ雇用などを活用しまして、これの下準備を進めているところでございます。

具体的には、今、図書館で行っているポップのコンテストがあるのですが、本の紹介を住民の皆さんにしてもらっているところなのですが、それを具体的に実際にある本と結び付けて、AR でその本をかざすと、町民の方がつくってくれたポップなどがデジタル情報として表示される、そういったことですか、あと先ほど申し上げましたように、郷土資料、歴史資料、それも資料にタブレットやスマホをかざすと、図書館にある郷土資料の蔵書、郷土図書の何ページにそういう情報が載っていますよとか、そういうひも付けをすることを、今チャレンジ雇用で雇用させていただいている職員などにも手伝っていただいて、その下準備を進めているところでございまして、来年度につきましても、引き続きそれらについてチャレンジ雇用に今携わっていただいて、順次アップしていくという形で進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（田口廣之） 小田委員。

○委員（小田新紀） おおむね分かりました。

今後、その AR アプリでかざすと見えるというので、最初はちょっと目新しく、「おお」というような形でよくあるのですが、そういうふうな形になっていくわけですが、それで終わってしまっただけでは、今後広がりがいいかなというふうに思うわけですが、これからそれこそ町のほうで SNS のほうも、職員の皆さん頑張られて、たくさん起こしておられるわけですが、そういったところの連携とか、あるいはそういった郷土資料館なり図書館なりに、足を運ぶような機会が増えていくというようなそういった効果というものも、リンクしながらそういった効果が広がるというようなことも期待できるようなものなのではないでしょうか。

○委員長（田口廣之） 図書館長。

○図書館長（武田健吾） 今、委員おっしゃられますように、観光だとか歴史だとかそういったことにも汎用できるようなアプリでございますので、町長部局のほうとも連携しながら、そのように拡充できるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（田口廣之） ほかにありませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 3点お伺いいたします。

1点目はページ数からいきましたら、49ページだとか50ページだとか、いわゆる町の公共施設に関わることなのでありますが、新年度から受動喫煙防止のために、健康増進法の法律が改正されたということもありまして、幕別町としても公共施設での喫煙できる場所を縮小していく、禁煙の場所を拡大していくという方針になりまして、3月のお知らせ広報には、その中身について詳細、施設名一つひとつ提示して、協力を求めるということが書かれております。

それで、そのお知らせ広報を見ますと、敷地内禁煙、もう敷地内全部禁煙というところと、それから屋内禁煙というすみ分けをされましたね。このすみ分け、敷地内禁煙のほうが当然多くはなっているのですけれども、例えば同じコミセンであっても、敷地内禁煙と屋内禁煙のところがあるだとか、近隣センターなどは屋内ということだとか、そういう位置付けになっておりまして、それぞれどういう位置付けをもって敷地内にされたのか、屋内にされたのか、そこを教えていただきたいと思います。

二つ目なのですが、これはどこでお伺いするか、総務のほうでやられていると思いますので、55ページの防災のところの財源のところに自衛官募集事務というのがありますので、関連というような形になるかと思うのですが、お伺いしたいのですけれども、この間、マスコミ報道等もありまして、自衛官の募集に対する市町村、自治体の対応ということで取り上げられております。18歳と22歳になる住民の方の住所や氏名や生年月日も含めまして、名簿を自衛隊の協力のもとに提出をしていると。あるいは提出をしていないところもありますし、閲覧で終わっているところもあるということなのですけれども、自衛隊そのものについての活動云々ということを取り上げるのではなくて、この町の募集に対する協力の対応というのは、幕別町としてはどんなふうにされてきているのか。まず、そこを伺いたいと思います。

3点目なのですが、66ページの1目戸籍住民登録の13節委託料の8通知カード個人番号カード、これ毎回お尋ねしているのですけれども、予算としては前年度より28万円ほど増えております。これマイナンバーカードの発行なののですけれども、これまで全体の7%程度だったということですが、このマイナンバーについては漏えいも含めて、非常に慎重に実施しなければ、慎重に行うべき事業だということをこれまで申し上げてきました。新年度の予算では、どのぐらいの発行を予定されていて、そういった住民に対する漏えいなどを含めて、自己防衛するためのいわゆる啓蒙、教育などについて、どのように考えて取り組んでいかれるのかを伺います。

以上です。

○委員長（田口廣之） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 禁煙対策の関係でございます。

受動喫煙に対します法律が施行されるということでございまして、今回、町のほうでは敷地内禁煙としまして、行政機関の事務的なものが入っている施設、それから多くの方が利用される、子供を中心とした多くの方が利用される施設ということで区分けをしておりますが、まず集会施設、行政機関としては役場、札内コミュニティプラザ、糠内出張所、駒島出張所、忠類総合支所、教育委員会などそういった行政機関が入っている施設なのですが、集会施設の中では、コミュニティセンター、それから近隣センターということでもありますけれども、その中で、コミュニティセンターなり近隣センターの中で、へき地保育所や学童保育所が併設されているという施設については、敷地内禁煙という位置付けにしたところでございます。

○委員長（田口廣之） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 私のほうからは、自衛官の募集に関することでお答えをさせていただきます。

まず、自衛隊法の 97 条で、市町村長は自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うということとされておりますことから、本町としましては、その募集事務に関する、例えばお知らせに載せるですとか、そういったことを募集の一部の事務をやらせていただいております。それに係る費用が国庫補助金、予算に載っております 2 万円補助金を受けているというところでございます。

○委員長（田口廣之） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 私のほうから、まず一つは自衛官の募集に関わっての幕別町の閲覧の対応のお答えなのですが、幕別町におきましては、住民基本台帳法第 11 条に基づきまして、申請がありました該当要件に、請求要件に該当する対象者、4 情報になりますけれども、氏名・住所・生年月日・性別を抽出いたしました名簿の閲覧を承認しているところでございます。

それからもう 1 点、マイナンバーの関係なのですが、マイナンバーにつきましては、例年 200 枚程度の発行を行っておりまして、新年度 31 年度のこの委託料につきましても、おおむね同様の枚数相当を積算しているところでございます。

あと漏えいですね。漏えいにつきましては、これまでも取り扱い、大切な情報を管理しているというところで、きちんと保管に当たりまして、鍵のかかる保管庫で保管をしているということとあわせて、住民の方々にも大切な情報である、大切なものであるということを広報などでも通じて周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 順次お尋ねします。

まず、受動喫煙の関係ですが、分かりました。同じ施設であっても、実際に使われているその使い方によって、敷地内かあるいは屋内かにしたということで、その点は理解したいと思います。

ただ、この目的からいって、望まない受動喫煙をなくすということが、法の一番の願いとするところでありまして、そういう視点で見えていくなれば、もっともっと拡充してもよかったのではないかなというふうに思うわけです。逆に言えば、拡充して不都合は生じたかなというふうにも思うところがありまして、今年度はこの体制でいかれると思いますけれども、もっと長い目で見た場合には、公共施設というところは、一切喫煙がだめなんだというふうに徹せられたほうが、敷地内禁煙を徹底する意味でも有効ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

次、自衛官の募集のほうです。お答えにありましたように、自衛隊法の第 97 条 1 項の法定受託事務です。ここで自衛官の募集については、各市町村に対して資料提出を求めることができるとなっているのです。要望というか、そういう点です。それに対して、各市町村がどの程度応じていくかというのはそれぞれの判断で、実際に 18 歳から 22 歳までのところをピックアップして、名簿としてお渡ししているところもあれば、今、お答えいただきましたように、幕別町としてはピックアップをして閲覧をして、ただ見ていただくということだけなのですね、幕別町は。資料そのものを提供しているわけではないのですね。確認します。そういうところとか、全くうちはできませんというところとあるのですけれども、もう一度確認しますが、幕別町は資料としてはお渡しされていないのですね。

あとマイナンバーのほうです。

今のところ用途がそんなに広げられていないものですから、ここでとまってると思うのですけれども、これから銀行との連携であるとか、直近では保険証の代替、連動させるとか、どんどん使用をできる範囲を拡大して、マイナンバーそのものを定着させるという国の方針だと思います。それだけに、先にやっているマイナンバー諸外国などの犯罪は、もう何十万件というふうになりすましも含めまして出ているわけですから、鍵をかけて入れてくださいとか、それは初歩的なことだとは思いますが、そういったそのものの危険性があること自体も、やっぱりきちっと広報紙やホームページやいろいろ通じて、特に高齢の方たちがそういった被害に遭っているケースが多いので、それも含め

でもっと踏み込んだ対処がいるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（田口廣之） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 施設の禁煙なのですが、今、この法律が施行されるということで、こういった区分を今回させていただいたところであります。

今後、やはりこれをまず定着をさせていかなければならないだろうと。その後、やはり公共施設のあり方、禁煙の喫煙のあり方というところは、今後、協議、検討しながら考えていきたいというふうに思います。

○委員長（田口廣之） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 自衛隊、自衛官の募集と自衛官候補生の募集に関するご質問でございます。

資料の提供を求めることができるというのは、自衛隊法施行令のほうですね。自衛隊法施行令の 120 条、施行令のほうで、自衛官または自衛官の候補生の募集に関し、必要な事項に関し市町村に資料を求めることができるとされております。しかしながら、その必要な資料が、住民基本台帳法の台帳なものですから、これを資料としては渡しておりません。あくまでも閲覧のみ、しかも該当者のみにしているというのは、対象者以外の情報は見せないよという意味で、該当者のみフィルターかけて見せているというところでございます。

○委員長（田口廣之） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） マイナンバーの取り扱いですけれども、委員おっしゃるとおり大切な情報が載っているものであります。より踏み込んでというお話をいただきましたけれども、引き続きそういったところも勘案しながら、周知徹底に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 自衛官の募集の件だけ、再度お尋ねします。

住民基本台帳ですから、閲覧ということについては、自衛隊の方であろうが町民であろうが、どなたもきちとした手続をとって見せていただくことができるものだと思うのです。そうですね。それで、目的があって、その 18 歳と 22 歳のところだけの情報が欲しいということで、自衛隊のほうからは要請が毎年されているのだろうというふうに思うのですけれども、やはり個人情報保護という関係でいえば、一般の住民が単にそれぞれ目的を持って来られるのだとは思っているのですけれども、見るというよりは、自衛官の募集につなげるための情報を得るということで要請が来、提供しているということだと思うのです。

私は閲覧という形であれば、これはぎりぎり個人情報に関わっても、資料として渡しているわけではありませんから、ぎりぎりなのかなというふうには思いますけれども、しかし特定のところを定めて提供、見ていただくということになれば、本来、幕別町の個人情報保護条例からいきますと、第 8 条に当該機関以外の者に提供してはならないというところに、ただし特定するとき、本人の同意があればいいのだということになっているのです。その辺の絡みから考えると、18 歳と 22 歳というところを、それはほかを、何ていうんですか、情報を出さないということでやっていらっしゃるのだと思うのですけれども、ただし自衛隊にとっては必要なところだけピックアップされているということですよ、逆に言えば。それが個人情報との関係で整合性を保たれているのか疑問に思いまして、質問をいたしました。ちょっと整理が要るのではないのでしょうか。閲覧そのものは否定するものではありません。それは一般住民もやっていることですから大丈夫だと思うのですけれども、個人情報の保護の関係からは問題がないのかなということです。

○委員長（田口廣之） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） ちょっと繰り返しになりますけれども、自衛隊募集に関わっての閲覧について再度申し上げますと、あくまで住民基本台帳法第 11 条におきましては、国または地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合に、市町村に対して一部分、住民基本台

帳に係る部分の写しを閲覧させることを請求することができると。法令で定める事務の遂行のために必要である場合と、これが自衛隊中央本部が防衛法設置法、自衛隊法などの法令に基づきまして、自衛隊員の募集に関する事務は、この第 11 条、住民基本台帳法第 11 条に規定する事務の遂行のために必要である場合に該当するという、この法令に基づきまして、幕別町は閲覧を承認しているということ、まずご理解いただきたいと思います。

あともう 1 点、個人情報保護条例の関係につきましても、第 8 条で保有個人情報の利用及び提供の制限等という条項がありまして、法令等の規定に基づくときにつきましては、提供してはならない。ただし、次の各項のいずれかに該当するときはこの限りではないという、この限りではない一つの要件として、法令等の規定に基づくときに基づきまして対応しておりますので、この点につきましては整合性がとれた対応かと理解しております。

以上です。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かりました。だんだん整理されてきたのですけれども、いろいろな情報提供、自衛隊に関わらず年齢、例えば二十なら二十の人の情報が欲しい、あるいは進学のときはその情報が欲しい、いろいろな事業者も含めて求めるということがあるのだろうと思うのですけれども、やはり自衛隊の場合には、今の部長や課長たちがお答えいただいたように、課長がお答えくださったように、法令に基づいてやっていくということであります。実際に、幕別町の個人情報保護条例から照らしても、法令に基づいているから大丈夫なのだとするところでもありますけれども、提供されている住民からしてみれば、自分の 18 歳、22 歳の情報が自衛隊のほうに渡されているというより、閲覧されているということを望まない人たちもいるのではないかと思います、町民の中には、いろいろな事業所もそうですけれども。そういうことも含めて、やっぱりそこだけを限定して閲覧させることについてのよしあしというのは、やはり住民の立場に立ったときにどうなのかということも、検討していくことは必要ではないかというふうに思います。幕別町はこの情報の提供の仕方を、いつごろからやられたのでしょうか。

○委員長（田口廣之） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） すみません。手元に資料がないものですから、いつからやっているかは分かりませんが、これまでもずっと紙媒体としての名簿の提供は行っていないという、閲覧のみということでございます。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 紙媒体は行われていないということですから、そこは理解をしたいというふうに思います。

ただ、自分の息子や、娘はいないですね。息子や、娘もいるんですか、そうですね。やっぱりそういう求めに応じて情報が渡されているということが知らなかったという保護者の方たちは、結構いらっしゃるわけです。そういう辺も含めて、町民の不利益につながることはないように、常時気をつけて、そういう業務については点検をしていただきたいということを申し上げて終わりたいと思います。

○委員長（田口廣之） ほかに。

小島委員。

○委員（小島智恵） 簡潔にということではありますが、46 ページ、2 目広報広聴費の 12 節役務費、細則 15 の SSL 証明のところ。ごめんなさい、2 点ございます。

今の SSL の証明のところなのですが、今度、町への意見を直接ホームページ上でも送信できるよう、個人情報等保護のために SSL 証明導入ということだと思いますが、SSL というのは、SSL というのはセキュリティ関連のことだと思うのですが、これまでホームページ上ではみんなの掲示板というのもあったと思うのですが、こちらのほうは匿名で送れるようになっていて、町からの返答もあって、そして皆さんが見られる、公開されているような状況だったと思うのですが、今度はきちっと実名で町にご意見のほうを送れるということで、そういったことで新しい取組

というということで、そういったところの運用とか考え方についてお伺いしたいと思います。

それともう1点が、60ページの17目諸費の中の13節委託料、ふるさと寄附に係る委託料なのですが、資料によりますと、これまでふるさとチョイスに委託しておりましたけれども、平成31年度からふるまるとも追加されるということでもありますけれども、追加される理由と、あとちょっとサイトを開いてみますと、もう既にふるまるとのサイトの中に、幕別町が掲載始まっておられるようなのですけれども、これはもう31年からもう始められておられるということですのでよろしかったでしょうか、お伺いいたします。

○委員長（田口廣之） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） SSL 証明書の関係です。

今、お話がありましたように、ホームページで、今、平成14年から行ってきた掲示板があります。こちらを新年度から廃止しようというふうに考えております。そのかわりに町に対する、町政に対する意見ですね、今、役場、札内支所、忠類総合支所、糠内出張所に私の意見を送りますという紙媒体で届けていただけるものがあるのですけれども、それをホームページ上にできるようにしたいというふうに考えています。

そのときに、ホームページのサーバーで個人情報、回答をくださいというのは、電話番号であったりお名前を書いていたいただかなければならないものですので、その際、外に情報が漏れないようにする手数料が今回の予算なのですけれども、新年度からそのような対応で考えてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（田口廣之） 商工観光課長。

○商工観光課長（亀田貴仁） ふるさと寄附の委託料でありますけれども、まずふるさと、ふるまるとの掲載であります、ふるまるとの掲載につきましては、29年度からもう行っております。紙媒体でふるまるとの情報誌がございまして、この情報誌に掲載をした際に、その事業者のほうの取組としてふるまるとの掲載を進めていただいたところであります。

今年度、追加する分につきましては、もちろんふるまるとの掲載が行われますけれども、さらにふるまるとの包括契約を結ぶ関係で、セゾンサイト、あとJAFサイトのほうにも新たに連携がなされますので、そういったところにも掲載がされるということになっております。

以上です。

○委員長（田口廣之） 小島委員。

○委員（小島智恵） 順番が逆になるのですけれども、ふるさとのサイトのふるさと寄附のふるまるとののですけれども、もう始められているということで、そうしますと委託料がふるまるとということであれば、委託料が増えるとか、そういったことにはつながらないという考えでよろしかったでしょうか。

あと、ホームページ上の掲示板がもう廃止されるということなののですけれども、やはりこれは何ですか、誹謗中傷とかいろいろなことがあって、そういうことの掲載もあるようなのですけれども、そういったやっぱり理由でやめられるということでもあるのですか。

匿名性でも、何ていうんですか、意見が言えるような場というのも、そういった誹謗中傷も関わるのですけれども、匿名性もある程度担保された上で、何か聞けるというような場も多少必要なのかなという思うところもあるのですけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○委員長（田口廣之） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 掲示板ですね。あそこは町民の方々が情報を提供すると、情報話題を提供する場として開設したもののなのですが、昨年の決算審査特別委員会等でもお話がありました。どちらかというと町に対する問い合わせであったり、苦情ということもあるかと思います。新年度からは、全く匿名性を排除するというわけではなくて、回答が必要な場合は、やはり個人情報が必要になりますので、きちんと回答先を書いてくださいと。回答が要りませんという場合でも、匿名性で意見を受け付けることは全然構わないと、そういうスタンスで行っていきたいというふうに考えております。

○委員長（田口廣之） 商工観光課長。

○商工観光課長（亀田貴仁） 委託料の増の話ですけれども、契約としましては、寄附総額の8%という部分は変わりませんので、委託料の金額については変更はございません。

○委員長（田口廣之） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 2点お尋ねします。

まず、55ページの13目防災諸費、1節報酬で、防災会議委員、国民保護協議会委員でございますけれども、平成30年防災会議委員が12人、今年度15人、国民保護協議会委員が昨年8人、今年度が11人と増員されている理由と、それと任期は何年なのか。

それと次に、58ページ、14目の交通防犯費、地方バス路線維持補助金でございますけれども、年々これが上がっているわけでございますけれども、平成28年に比べて倍額、昨年に比べて600万円の増、この現状、どのように考えているのか、状況をお尋ねしたいと思います。

○委員長（田口廣之） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） まず、バスのほうからお答えをさせていただきたいと思います。

地方バス路線ですけれども、単価が増加しております。この要因としましては、運行事業者の運行経費の増でございます。具体的に申しますと、30年から31年の増額分につきましては、バスの運転者の補充分、人件費が主なものでございます。

それと、防災会議の委員でございますが、もともと公募委員というのが4名だったのが7名に増えており、両方です。防災会議と国民保護会議の公募委員の定数の増による増加でございます。

以上でございます。

○委員長（田口廣之） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） まず2番目の公募委員、分かりました。

3番目のバスの関係ですけれども、主に人件費ということでございましたけれども、このバス路線必要なのは十分承知なのですけれども、上がる費用、補助金がちょっと急激であるというところで質問させていただいたわけです。

それで、年々上がっているわけです。しっかりとした計算の中でしっかり企画が出されていると思うのですけれども、今後考えられる維持のために必要な最大限の補助額というか、概算でいいのですけれども、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（田口廣之） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 地方バス路線の補助の関係でございます。

この補助金の算定に当たりましては、バス事業者さんの、バス事業者さんの事業、乗り合い事業とか貸し切り事業とか、あと乗用事業とあるのですけれども、乗り合い事業に関する部分の総経費、要するに会社に係る経費、先ほど言いました人件費。今、バスの運転手さんも人手不足でありまして、なかなか人が確保できないということで、ことからは高校生を採用して、運転手を育成させるということもやっております。そういった形で人件費が増えてきております。そのかかった乗り合い事業の経費を、距離数案分、それぞれの町村の距離数案分で計算して金額が出てくると、運行経費です。ですので、これがどれぐらい増えるのかというのが、ちょっと想定がつかないのですけれども、人がたくさん乗れば当然減ってくるであろうし、バス会社さんもいろいろ経営努力されて、収入がたくさん上がればその分減るという形でございます。

以上です。

○委員長（田口廣之） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 人材不足という部分の人件費というところでは分かりました。ただ、利用がこれからも増えることは多分ないという、实际的に多く利用されているのは通学の部分だと想像しているわけなのですけれども、その部分も少子化によって今後減るだろうという予想はされると思うのです。

その中でやはり補助金を出す自治体としても、やはり事業者に対してどういうふうに、何ていうんですか、要望というか、そういうことはできないのでしょうか、効率化する。

実は、やはりバスや何かを見ていると、本当に誰も乗っていない状況で走っている部分も多々見られるわけなのですよ。その事業者に対する効率化という部分で、行政として何か提案とかそういうことはできないのでしょうか。そこを1点お尋ねします。

○委員長（田口廣之） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 地方バス路線の協議会という組織がございまして、各自治体あるいはバス事業者さんが入っての協議会や何かもあるのですが、その中では運行経費をまず落とす努力も必要だということで、そういった部分ではバス事業者さんをお願いをしているところであります。

一つには大きなバスではなくて、小さなバスを走らせるということもできますので、そういったことも含めて、なるべく経費を抑えることもお願いしているところでございます。

○委員長（田口廣之） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 2款総務費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に3款民生費に入らせていただきます。

3款民生費の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 3款民生費についてご説明申し上げます。

73ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、予算額3億3,637万6,000円であります。

本目は、福祉施策全般に要する経費であり、1節報酬、細節1は社会福祉委員の報酬、19節負担金補助及び交付金、細節4は社会福祉協議会の運営及び各種福祉団体への支援に係る補助金、細節5は民生委員の活動に対する交付金のほか、74ページをお開きいただきまして、28節国民健康保険特別会計繰出金などが主なものであります。

2目国民年金事務費、予算額316万9,000円であります。

本目は、国民年金事務に要する経費であります。

3目障害者福祉費、予算額8億5,914万8,000円であります。

本目は、主に障害者支援に要する経費であります。

7節賃金、細節4嘱託職員賃金は、障がい者就労・発達支援コーディネーター1名を配置し、就労・発達支援のコーディネートや、職場体験事業、チャレンジ雇用事業のほか、農福連携の取組を促進するものであります。

75ページになりますが、13節委託料は、障害者の自助・生活支援に係る各種の委託事業であります。

76ページをお開きいただきまして、20節扶助費は障害者の福祉サービス等に係る支援費、日常生活用具や交通費などに係る扶助であります。

77ページになります。

4目東十勝障害認定審査会費、予算額290万2,000円であります。

本目は、東部4町で共同設置している障害者支援区分認定審査会の運営に要する経費であります。

5目福祉医療費、予算額6,419万1,000円であります。

本目は、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費扶助及びその事務に要する経費であります。

78ページをお開きください。

6目老人福祉費、予算額4億7,941万6,000円であります。

本目は、高齢者福祉全般に要する経費であります。

79ページになりますが、13節委託料は、介護を補完する各種サービスの委託事業が主なものであります。

80 ページをお開きください。

18 節備品購入費、細節 2 は高齢者宅への訪問業務に係る公用車の購入であります。

19 節負担金補助及び交付金は老人クラブ連合会への活動に対する助成や、地域が主催する敬老行事の奨励金が主なものであります。

20 節扶助費は、主に細節 2 養護老人ホーム入所者に係る老人保護措置費や、細節 3 社会福祉法人等が介護サービス利用料を軽減した場合の扶助などが主なものであります。

81 ページになります。

7 目後期高齢者医療費、予算額 4 億 4,958 万 2,000 円であります。

本目は、後期高齢者医療制度に要する経費であります。

19 節負担金補助及び交付金は、療養給費等に係る町の負担分で、給付費の 12 分の 1 に相当する額となります。

8 目介護支援費、予算額 1,470 万 9,000 円であります。

本目は、要支援認定者に対する介護予防プラン作成に要する経費であります。

82 ページをお開きください。

9 目社会福祉施設費、予算額 332 万円であります。

本目は、千住生活館の管理運営に要する経費であります。

10 目保健福祉センター管理費、予算額 2,221 万 3,000 円であります。

本目は、保健福祉センターの管理運営に要する経費であります。

15 節工事請負費は、幕別町社会福祉協議会デイサービスセンターの熱中症対策として、エアコン設置に要する費用であります。

11 目老人福祉センター管理費、予算額 1,147 万 7,000 円であります。

本目は、老人福祉センターの管理運営に要する経費であります。

84 ページをお開きいただきまして、15 節工事請負費は、老朽化した給湯管の改修に要する費用であります。

12 目ふれあいセンター福寿管理費、予算額 3,573 万 2,000 円であります。

本目は、ふれあいセンター福寿の管理運営に要する経費であります。

86 ページをお開きください。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、予算額 3 億 9,948 万 6,000 円であります。

本目は、児童福祉全般に要する経費であります。

20 節扶助費、細節 2 は延べおよそ 3 万 6,000 人に対する児童手当であります。

87 ページになります。

2 目児童医療費、予算額 1 億 1,931 万円であります。

本目は、中学校卒業までの子供に係る医療費扶助及びその事務に要する経費であります。

88 ページをお開き願います。

3 目施設型・地域型保育施設費、予算額 4 億 8,132 万 3,000 円であります。

本目は、幕別地域 5 か所の認可保育所の管理運営に要する経費が主なものであります。本年度は 523 人が入所の予定となっております。

90 ページをお開きいただきまして、13 節委託料、細節 11 は札内青葉保育園、細節 12 は札内南保育園の運営に係る委託料が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 7 認可外保育所保育料助成事業補助金は、定員超過のため、町内の認可保育所を利用することができず、認可外保育所や一時保育などを利用する保護者に対し、認可保育料との差額を新たに助成するものであります。

91 ページになります。

4 目へき地保育所費、予算額 8,574 万 7,000 円であります。

本目は、幕別 5 か所、忠類 1 か所のへき地保育所の管理運営に要する経費であります。

92 ページをお開き願います。

15 節工事請負費は、駒島保育所駐車場の補修工事に要する費用であります。

93 ページになります。

5 目発達支援センター費、予算額 1,240 万 8,000 円であります。

本目は、発達に心配のあるお子さんに対する相談や、支援などに要する経費であります。

学齢児童に対する発達支援については、30 年度から試行的に開始しており、本年 4 月からは小学校 1 年生、2 年生を対象に本格実施に移行することから、生活能力の向上のために必要な支援や、コミュニケーションなどの社会的能力を向上、促進するため、参考図書や療育玩具を購入し、養育内容の充実を図るものであります。

94 ページをお開き願います。

6 目児童館費、予算額 5,773 万 8,000 円であります。

本目は、児童館 3 か所及び学童保育所 6 か所の管理運営に要する経費であります。本年度は学童 6 か所で 393 人が入所の予定となっております。

95 ページになります。

7 目子育て支援センター費、予算額 1,546 万 3,000 円であります。

本目は、幕別子育て支援センター、忠類子育て支援センターの運営並びにファミリーサポートセンター事業に要する経費であります。

96 ページをお開き願います。

3 項 1 目災害救助費、予算額 550 万円であります。

本目は、災害見舞等に要する経費であります。

以上で民生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（田口廣之） 説明が終わりましたので、ここで質問を予定されている方の確認をいたしますので、挙手をお願いいたします。

（挙手する者あり）

○委員長（田口廣之） 説明が終わったところではありますが、この際 14 時まで休憩いたします。

13：51 休憩

14：00 再開

○委員長（田口廣之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 3 点あります。

民生費の児童福祉、ページ数では 86 ページ、児童福祉費の各保育所の対応についてであります。細かくは款節では追えないのですが、実は各保育所の保育料につきまして、新年度、平成 31 年度の 10 月から、これは消費税増税に伴うということが大前提にあるのですが、保育所の保育料の無料化・無償化が打ち出されます。当然、この予算についても、その対処がされていると思うのですが、どのような状況になるのか。各年齢ごとの資料では、各階層ごとの人数も出していたのですが、まずどのような取組になっていくのか。基本的には 3 歳以上は全員無料でありますから、そういう対応になると思うのですが、ゼロ歳から 2 歳までの対象と、3 歳から 6 歳までの対象について、まず無料化、10 月 1 日からスタートされるのかどうか伺います。

同じところですが、その上で各保育所で、今、待機児童というのは存在しているのかどうか。希望する人たちが、希望する保育所に入れる状況になっているのかどうか、これが 2 点目です。

以上 2 点です。

○委員長（田口廣之） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） まず1点目、無償化に伴う保育料の関係なのですが、配布されている資料の2の2のほうをごらんいただきたいのですが、こちらには常設保育所の3歳以上の保育料が出ております。こちらの中で、現在、国で示されておりますところ、3歳以上については保育料は無償になるということなのですが、副食費のほうがお金がかかってくるということになっておりますので、こちらのほうを説明させていただきますと、国から示されておりますのが年収360万円未満の世帯全ての子供及び第3子以上を対象に、副食費を免除するというふうにされております。こちらの2の2の表でいきますと、4の1、階層4の1の360万円未満、第1階層からここまでが、副食費についても無償となります。

それからその上の、一つ飛ばしまして、要保護360万円未満、こちらは2,000円という保育料ですね。こちらの方、それから1個飛ばしてもう一つ上の4の2の要保護、こちらも2,000円という保育料の方、こちらまでが副食費まで含めて無償ということになるというふうに示されております。

次に、待機児童の状況なのですが、今回新規で31年度の入所申し込みを取りまとめたところ、町内の常設保育所において、9人待機児童が発生する見込みとなっております。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 資料の2の2のところでお尋ねしたいのですが、結局、保育料そのものは全員無償になるのだけれども、一定の収入以上の人は給食費、つまり主食と副食と両方合わせて国の基準であれば7,500円ということなのですから、それについては負担をしていただくということになっています。幕別町も同じ考えで、まず取り組まれるということですね。この点ではどうですか。そうですね。同じ考えで取り組まれるのかどうか。

その場合、今、4の1の360万円未満は全部無料ですよということでありまして、これまでの負担より増える人は出てこないのではないかなと思うのですけれども、どうなのか。

つまり、今まで保育料は払っていたけれども、給食費は払っていなかったですね。主食は持ってきていただくとかいろいろあるのですけれどもね。ですから、払っていた保育料が7,500円以下の方は、逆に保育料はただになっても、給食代が7,500円かかるということであれば、逆に負担が増えるということが考えられるのですけれども、そういう状況に該当する人は出てくるのかどうか、伺いたいと思います。

待機児童の問題です。これは当初から9人ということは少くない数字だと思うのです。それでよく聞かれることは、いわゆる希望するところに入れない人が何人、ほかの保育所はあいているのだけれども、そこは希望しないからということで待つというようなことも聞かれるのですけれども、この9人というのはどういう状況なのか。いろいろほかのところも含めてお勧めしても、お勧めできる場所がないということなのかどうか、伺いたいと思います。

さらに、申し込みそのものがどのくらいだったのか。常設保育所のほうの人数はお示しいただきましたけれども、青葉と南のほうの状況は示していただけなかったもので、今年度予算の中では、定数の中で終わるのか、去年と同じように大幅に定数を超えて預かるという、そういう保育方針で臨んでいるのかどうか伺います。

○委員長（田口廣之） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） まず1点目なのですが、これまで2,000円という保育料で支払われていた方が、今回の免除対象の拡大ということで、逆転現象というものはなくなります。

もう1点の待機児童の状況なのですが、9名の現状なのですが、現在、希望していない保育所以外にも入れないと。全町的ににおいて、9名に関しては入れない状況になっております。

各保育所の状況なのですが、中央保育所が申し込みが61人で、調整後も入所者数が61人。さかえ保育所が122人の申し込みに対し、調整後124人。北保育所が77人の申し込みにつき、調整後が83人。青葉保育所が129人の申し込みがありまして、調整後は118人。南保育所が申し込みが144人、調整後が137人となっております。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 前段の2,000円の逆転がなくなったというところが、ちょっと私自身がその2,000円のことが分からないものですから、つまり結局のところ給食費が有料になることによって、今まで払っていた保育料よりも高くなる世帯はないですよというふうに理解したいのですけれども、いいのですか。そこです。そこを、その2,000円というのがどこから出てきたのか、ちょっと分からないのですけれども、ここの要保護360万円、保育料2,000円とありますから、ここのことを言われたのかなというふうには思うのですけれども、要は10月以降に、保育料も保育所に納めるお金が増える人がいないのかどうかということです。

それと、待機児のことですが、今、言っていたことを見ますと、どの保育所も本来の定数を上回っている状況で入所を引き受けられたということですね。

それで、9人困っていらっしゃると思うのだけれども、入れなかった方たち。定員を超えて預かってきた経過がありますよね。いわゆる建物の関係で敷地の、建物の面積が子供さん1人預かるのに必要な面積をクリアできると。オーバーしてもクリアできるという場合には、定員を超えて預かってきましたよね。そういったやりくりをしてもなお、9人の方は入ることができないということなのですね。その辺はどうですか。

○委員長（田口廣之） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） まず1点目の副食費につきましては、これまで払っていた保育料に対して、副食費のほうが高くなるということはないというふうに国のほうからは示されております。

待機児童の関係なのですが、今回、定員を超えて受け入れていただいているのですが、それでもどうしても各保育所とも保育士の数ですとか、それから保育室の広さ、それから各備品等の関係からもこれ以上は本当に入れられないということで、今回、調整をさせていただいております。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 一定の基準が設けられての保育所でありますから、当然そういうことは考えられますね。ただ、預かればいいということではありません。責任を持って預かる以上は、基準の保育スペース、それから備品等、もちろん保育士ということになっていくと思います。

それで働いている方が希望されるわけですから、本当にせっぱ詰まった状況にいらっしゃるのではないかと思います。この9人の方。どのような対処をされるのか。とにかく申し込みはしたのだけれども、今、新年度についてはもう無理ですよということになりましたよね。

幕別町の場合には、幕別町というか、どこもそうなのかも分かりませんが、いわゆるその何ていうのでしょうか、登録制というものはとっていませんよね。9名の方が入れなくても、また次申し込んでこない限り、そして空きがない限り、入るということはできないですよ。その辺の空き情報、次、空きが出たときに、こういった待機者のところにきちっと情報が伝わる、お知らせが行くようなことになっているのかどうか。なっていないのではないかと思いますのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（田口廣之） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 今回の9名の方につきましては、限定待機ということではなくて、本当に待機児童として出てきた人数ですので、今後、転入・転出される方がいたりした場合には、そちらの方に連絡をして、どうですかということで聞いてやっていこうということで、待機児童になった方には、そのように連絡させていただくというふうにお伝えをしております。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） それは、すごい前進だというふうに思います。限定待機ではないということなのでということなのですから、限定待機というのはどういうことなのでしょう。

といいますのは、今まで途中で入りたくても入れない方たちが、私たちから見たら待機者と思うのだけれども、登録制をとっていないから、それはもうまた振り出しに戻って、一からきちっと申請をしてという手順を踏まないと、幕別の保育所には入れないのだと、何とか登録制というのを一度申し

込んだら、それを預かっていただいて、次に空きが出たときに、またほかに逼迫して入りたいという人も出てくるでしょうから、もちろんその辺はきちっと審査をされてですけども、一度申し込むと、そういう条件が整ったときに、お知らせがあって入れるようになるというのが望ましいというふうに、町民の方から聞いているものですから、そういうこともありましたよね。この9人については、順次お知らせするという事でよかったと思うのですけれども、限定待機というのがちょっと気になるのですけれども、どういう条件の人が限定待機なのか、そういう人たちにはお知らせが行かないのかどうか伺います。

○委員長（田口廣之） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 限定待機につきましては、これまでこの保育所なら入りたいという方、こちらの方を限定待機というふうに言わせていただいております。例えばほかの保育所で空きがあっても、そこには行きたくないというような方のことですね。こちらの方には、これまでは連絡はしておりませんでした。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） なるほど。いろいろな事情から、職場の関係から、通勤の利便性も含めて限定される方はいらっしゃると思うのです。帯広に働きに行く方が、例えば札内であれば、札内の通勤の途中のどここの保育所と。しかし今そこはいっぱいだよと、幕別ならあいてるよというふうになっても、なかなか通勤の関係とか、家族関係で難しい方たちって限定される、ここのところあいたら頼みたいという限定というのはあると思うのです。それが限定だということが分かったのですけれども、そういう人たちに、限定したところがあいた場合に、どのような対応をされてきているのですか。

○委員長（田口廣之） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 限定待機児童につきましては、先ほども申し上げたとおり、特にあいたときにもご案内は差し上げておりませんでした。

○委員長（田口廣之） よろしいですか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 限定待機の人にはお知らせされていないということでありまして、お知らせしてあげることが、その困難を解消する、住民の困難を解消する、希望する人の困難を解消するという手だてだと思っております。いろいろあるのだと思っております。先ほども言いましたけれども、その時点であいたと、希望するところが。しかし、ほかの人にもまた来られるというのがありますよね。そうすると、優先順位というものをきちっとそこで精査されて、そして次々に入所していただく。そこには限定された先に申し込まれた人も、いわゆる何ていうのでしょうか、条件の中に適するかどうかなどということに入れていくと。今まで入っていなかったと思うのです。それを入れるというふうにならなく、するべきだと思っておりますけれどもどうですか。

○委員長（田口廣之） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） これまでの限定待機されてきた方は、一度申請を出していただいて、その後調整をしまして、だめな場合、辞退という形をとっております。その辞退をしないで、待っていますという方には、連絡を差し上げているような状況でございました。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 大分見えてきました。いわゆる保護者の意思ですね。そこがきちっと酌み取られているのかどうかというところが、私たちが聞いている住民の意見では、そこら辺のミスマッチというか、もういたし方なく諦めて帰ってきましたよというような状況があるものですから、だからちょっと繰り返しお尋ねしたのですけれども、その辺の対応を丁寧にしてやっていただければ。保護者の方が、では、あいたら頼みますねということであれば、次きちっと連絡が行くということが明確にされていれば、問題ないと思うのですよね。そのところは大丈夫ですか。明確にそういうふうに行っているのでしょうか。

○委員長（田口廣之） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 今までもそのように対応しているところがございますし、今後とも気をつけながらしっかりと対応していきたいと思います。

○委員長（田口廣之） ほかに。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 1点お伺いしたいと思います。

94 ページの6 目児童館費、7 節賃金、細節6 の支援員賃金に関わる場所なのですが、毎年これはお聞きしているところではあるのですが、各学童保育所、今現在、受入れを終わらせて、多分保護者のところに受入れは大丈夫ですとか、そういう可否が送られていっているのではないかと思います。ですが、各学童の利用者がどれほどになっているのかお聞きしたいと思います。

それと、学童指導員さんが町が想定する人数を確保できているのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（田口廣之） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 各学童保育所の入所者数ですが、3 月7 日現在で、はぐるま学童が48 名、あすなろが81 名、つくしが172 名、やまびこが75 名、ちゅうるいが17 名となっております。去年とほぼ変わらない入所者数にはなっております。

各学童の支援員につきましては、はぐるまからちゅうるいまで、前年同様となっておりますが、はぐるまにつきましては2 名、あすなろについては4 名、つくしについては8 名、やまびこが4 名、ちゅうるいが2 名ということで対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（田口廣之） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 毎年同じぐらいの子供たちというお話があったのですが、やはりつくし学童保育所が異常に突出しているというような現状にあるのだと思うのです。一般質問で何度も取り上げてきたのですが、町としてこの170 人を超えている定員からすると大きく超えているこの状況を、町としては、今後、改善に向けてどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（田口廣之） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） つくしにつきましては、一番多く昨年から児童が増えている状況にありますし、昨年から支援員のほうも増員して対応している状況にありますし、今年度、夏場、春から秋にかけて、安全に外でも遊べるようにということで、園庭のほうにもフェンスを設置したりということで、中で遊べない子供たちも、外で安全に遊べるような対応をしているところでございます。

今年度におきましても、年度当初、子供たちがまだ落ちつかない時期には、代替さんを配置するなど、気をつけて保育に努めていきたいというふうに考えております。

○委員長（田口廣之） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） この170 名を超える子供たち、これが今後4 年から5 年ほど続くのではないかとこのお話もあるのですが、先生方、指導員の方を拡充してもらって、安全に気をつけていただいているところでは、大変頑張ってもらっているのだらうなというふうには思っています。

でも、やはりもう広さの問題でかなり限界が来ているのです。170 名全員、登録なので実際に来ている子供たちは120 から130 名前後ではないかなとは思いますが、やはりこんなにたくさんいるのだとしたら、来年も預けようかどうか迷ってしまうのですとか、けがをしたけれども、よく分からない衝突があつてけがをしてしまうという、そもそも室内の部屋にも既に限界があるのです。

課長が今お話したように、外に柵を設けて遊べるようにしたとありますけれども、冬場は全く行けるようなところではないので、やはり夏場の問題は、そもそも部屋の広さについても限界が来ているのではないかと思います。この対策は本当に急がれるのではないかと思います。この対応を求めていると思うのですが、どうですか。

○委員長（田口廣之） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） つくし学童保育所なのですが、確かに児童数が増えてきている。やはり今後四、五年というお話がありましたが、そこはこれからの小学生の入学児童、出生数にも影響があるのでしょうけれども、この先どのように増えていくのかということは十分に見極めながら、

学童保育のあり方というのは検討を進めなければならない。

ただ、この児童数というものが、今後 10 年、20 年続くかという、そういうことは多分ないであろうと。本当にここ何年か先をどう安全に、放課後児童として生徒を預かっていくかということが喫緊の課題だと町としても考えておりますので、児童数、今後の状況を十分に見極めながら、安全に学童保育として、保育に努めていくように考えてまいりたいと考えております。

○委員長（田口廣之） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） そうです。部長のお話もよく分かるのですが、今、現状が大変な状態だということとは認識をさせていただいているのではないかとと思うのです。将来的には少子化という話もありますけれども、では今後は少なくなっていくからいいのかといたら、私はそうではないと思うのです。今、現状大変な状態なのに、今後を想定して今は耐え忍ぶというようなことで本当によいのか。もう一度町として考えていただきたいというふうに思いますが、どうですか。

○委員長（田口廣之） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 具体的な児童数の数が確定していない現状であります。もちろん今後、学童に入所する児童数というのが、おおむね見えてくる部分もありますので、そういった中で、今、町としてどんなことができるのか、施設をすぐ拡充ということは、なかなか難しい面がありますので、現状の中でも、安全に入所していただくような措置も、町としてとれる対策が何かあるのかということとは、十分踏まえながら考えていきたいと思っております。

○委員長（田口廣之） 野原委員。

○委員（野原恵子） 2 点お尋ねいたします。

77 ページ、4 目東十勝障害認定審査会、1 節報酬、ここでお聞きすることがいいのかなと思いますので、ここで質問いたします。

といいますのは、障害のある方が 65 歳になった場合に、障害サービスを受けている方、65 歳になったときには、申請しなければ介護保険に自動的に移行するというふうに制度となっております。そうしますと、今まで障害サービスを受けていた方が、介護保険に移行しますと 1 割負担になるのです。これは非課税世帯になるのですけれども、1 割負担になります。それで生活に支障が出てくる、こういう状況が生まれてきております、全国的にです。

それで幕別町として、こういう対象になる方たちがいらっしゃるのであれば、そういう方たちに対して、どのような対処をしていくのか。今後の対処の仕方、そういうことをお聞きしたいと思います。

もう一つは、79 ページ、6 目老人福祉費、13 委託料、外出支援サービス委託料。これも質問を何度かさせていただいているのですけれども、地域を歩きますと、お隣の同じような状況の方がこの外出支援サービスを受けている。受けられないのは家族のいる方。それで家族がいても朝早くから夜遅くまで働いている方ですとか、車のない方ですとか、家族の方が障害があって、なかなか高齢者の方に付き添いなんかできない、そういう方は対象から外されております。そういう方もこの外出支援サービスを利用したいというのは、大変高齢者にとっては強い要望でもあります。

今後、そういう方も対象にしていくべきではないかと思しますので、その 2 点お伺いいたします。

○委員長（田口廣之） 福祉課長。

○福祉課長（樫木良美） 65 歳になる前からサービスを使っている方が、65 歳になったときに介護保険に移行するときのことをおっしゃられているかと思います。

そうした際に、30 年度に制度の改正がありまして、65 歳になる前、5 年前から障害福祉サービス利用されている方につきましては、一旦、その介護保険の方で 1 割負担にはなるのですけれども、そこが障害福祉サービスの高額サービス、ちょっと名前は忘れてしまいましたけれども、そちらのほうで見るというようなことで、そこのところを負担するというふうになりましたので、そういったところでは対応ができるかなというふうに思っております。

○委員長（田口廣之） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 私のほうからは、外出支援サービスの関係の答弁をさせていただきますけれ

ども、今おっしゃったように、例えばご家族がいて仕事で日中いないのだけれども、対象とならないのではないかというようなお話だったのですけれども、こちらの以前もちょっとお話はさせていただいてたのですけれども、基本的には全部が全部対象としないというわけではございませんで、こちらのほうもケース・バイ・ケースでということに対応はしております。

まずはご相談をいただいて、その方その方の状況に合わせて、対象者に寄り添った対応というものはこちらのほうでさせていただいております。実際、昨年度も同居者が免許がないということで、外出支援サービス対象となって、対象となってというか、利用されている方もいらっしゃいますし、家族が仕事で日中家にいない方でも、外出支援サービス実際に利用されている方というのは、実際にいるというような状況であります。

私どもも、そういった方につきましては、その方その方に応じて対応はしたいなと思うのですけれども、なかなか全員分把握というのは、こちらもさすがにちょっと難しい状況でありまして、そういった中で民生委員さんからの情報ですとか、近隣の住民の方からの情報などをいただきながら、そういった方につきましてはご相談こちらにいただいた中で、判断をさせていただいているところでありますので、例えば委員さん、野原委員のほうにもそういったお声があるのだとしたら、ぜひ私どものほうに情報提供いただければ、すぐそちらのほうには対応させていただいて、状況に応じては、利用できるような措置をとっていききたいなというふうには思っております。

以上です。

○委員長（田口廣之） 野原委員。

○委員（野原恵子） 障害サービスの件ですけれども、今まで障害サービスを受けていた方、65歳になりますよね。そのときに申請しなければ障害サービス打ち切られて介護保険適用というふうになっているのですが、町としては、5年前からそういう方たちの対象になるそういう人たちには、その制度になりますよということを周知して、手だてをとっていつているという押さえでいいのでしょうか。そしてそういう対象になる方は、利用料は1割負担にはならないという、今までどおりのサービスは受けられる、そういう判断でよろしいのでしょうか。

それと外出支援サービスですが、今、課長対応しますとお答えいただいておりますが、何度か私相談にも伺っているはずなんです。でも、そういう方は対象にならないです。民生委員の方も相談していますし、なかなか対象にならない。それで制度を改善してほしいという要望が何件もあります。それで私質問をしているのです。それであれば、本当に相談を受ければ対象になりますよというのであれば、その周知もしっかりと行うべきではないのでしょうか。その点、非常に私は不満に思います。いかがでしょうか。

○委員長（田口廣之） 福祉課長。

○福祉課長（檜木良美） ちょっと説明が間違えてではないのですけれども、障害福祉サービスを利用されている方が65歳になるときは、基本は介護保険が優先ということになっておりますので、介護保険を多分申請していただくことになると思うのです。ただ、障害福祉サービスと介護保険のサービスとで、障害福祉サービスを利用したほうがいい方については、そのまま引き続き使ってもらっても、その辺のところはケアマネさん等々、あとご本人等々にお話をしながら、どういったサービスの使い方がいいかということを相談しながら、どちらのサービスを使っていく、これはそしたら障害サービスのほうがいいねという形で使っていただくような形で進めさせていただいております。

先ほどの5年前からサービス使つてというのは、平成30年度に制度が改正になりまして、今まで必ず介護サービスに移行という形で1割負担というふうになっていたのですけれども、30年度から65歳になる5年前から、障害福祉サービス使っている方が65歳になったときに、介護保険に切りかわります。そのときに、介護保険を使ったときに1割負担になった分については、その障害福祉サービスのサービス名はちょっと忘れてしまいましたが、そのほうでその分を見るというふうな制度ができましたので、そちらのほうが今度使えるような形で、1割負担の分はそこで補填されるかなというふうには思っております。

以上であります。

○委員長（田口廣之） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 大変失礼いたしました。

そうですね。相談、今ちょっと確認をしたのですけれども、受けた実際に民生委員さんからも含めて、そういった相談を受けたというのは実際にはあったということなのですから、その方その方につきましては、状況判断した中で、私どものほうでの判断としては、利用者の対象とはならなかったということでの判断をしたということでもあります。

以上です。

○委員長（田口廣之） 野原委員。

○委員（野原恵子） それでは、相談に乗って免許の持っていない家族が同居しているですとか、そういう方が対象になった事例をお聞きして、それと同じような相談があったときには、やはり担当のところに、こういう方がいらっしゃるのでも対象になりませんかということも相談を受ければ、対象になる可能性もあるということですよね。そうしますと、家族がいて免許証がなくて、この外出支援サービスを利用できた、そういう方の実際の状況というのは、どういう方が対象になったのでしょうか。その辺が明確でなければ、対象が曖昧になるのではないのでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

○委員長（田口廣之） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 今、ちょっと詳しく一人ひとりのケースについて、こういう状況です、こういう状況ですという話は、こちらのほうで、今、資料もないのでお話ができませんのですけれども、免許がないということが今まででは一番大きな要因として、同居者で免許証を持っている方がいらっしゃらないということで、昨年は5名の方が利用されているというような状況であります。

基準という話もあったのですけれども、基準となりますとなかなか、例えば日中働いている方についてもいろいろな状況があると思うのです。週休3日ですとか、午前中だけとか、びっちり働いているだとかいろいろな状況があると思うので、それらにつきまして全て網羅できるような基準となりますと、なかなかちょっと難しい部分があるのかなと思いますので、そうした中でも結局は、最後は必要と認める方というような規定が出てくるのではないかというふうには考えておりまして、そういったことではなくて、その人その人のケースに応じて、そしてまた状況が、当然その人によって、時がたてば変わってくる場合もありますので、そういった時に合わせて、こちらのほうもきちんと対応していきたいというふうには考えております。

○委員長（田口廣之） 野原委員。

○委員（野原恵子） では、そういうケース・バイ・ケースということで、相談があったときには窓口で相談に伺って、一件一件対応していくということでもよろしいわけですね。

それではもう1点、障害サービスの方の点なのですから、障害サービスから介護保険に移行する、そういう場合には、介護保険を利用するか障害サービスを利用するか、それぞれケアマネジャーと相談しながら決めていくと。

その利用している方々が、今、障害サービスを受けている方は無料だったけれども、介護保険になってからは有料になるということはないという、その押さえでよろしいのでしょうか。どちらの利用を優先するかというお答えでしたのですけれども、介護保険サービスを利用したときに、利用料がかかるということはないのでしょうか。

○委員長（田口廣之） 福祉課長。

○福祉課長（檜木良美） 介護保険を使った場合については、1割負担というのはかかってきます。それで、障害福祉サービスから介護保険のサービスに移ったときに、同じヘルパーさんというサービスの場合だと、そのサービスをそのまま使い続けるというのでしょうか、同じサービスがただ介護保険に変わっただけなので、その部分については1割負担というのは障害のほうで、後から補填というような形のようになっていきます。

ただ、新しい介護保険のサービスとかを使った場合については、介護保険のサービスですので、そ

こは1割負担はかかってくるような形になります。

あと、基本的にはやはり介護保険が優先的な制度になりますので、とりあえずは介護保険の申請をしていただいて、そういった説明をさせていただいた中で、障害福祉サービスが必要な部分については、障害福祉サービスを使ってもらうというような形でやってもらっているところであります。

○委員長（田口廣之） 野原委員。

○委員（野原恵子） 分かりました。

では、障害サービスを受けている方が、65歳に移行するときに、申請をきちっと手続をするような、そういう手だてをきちっとしておかなければ、やはり移行するときに手続をしなければならないという認識になってない場合が、ちょっと利用料、移行した場合、介護サービスを受ける場合に、利用料が負担が増えるということになりますので、そういう制度の周知ということもきちっとしていくということが大事だと思いますので、そこだけ確認して終わりにします。

○委員長（田口廣之） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） 委員おっしゃられますように、そういった周知も必要かと思いますので、今後していきたいと思いますが、詳しいところを今ちょっと私も思い出せないのですが、たしか介護保険と障害福祉サービスのほうで連携をとった中で、そういった方がいた場合に給付をするというふうな制度になっていたかと思いますので、その辺のところもちょっと調べまして、いずれにしてもそういった方々がきちんと制度を使えるような形で行ってきたいと思いますので。失礼します。

○委員長（田口廣之） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 3款民生費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、4款衛生費に入らせていただきます。

4款衛生費の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 4款衛生費についてご説明申し上げます。

97ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、予算額6,143万5,000円であります。

本目は、保健衛生全般に要する経費で、1節報酬、細節1は内科医師7名と、歯科医師11名に係る嘱託医師報酬であります。

98ページをお開きください。

13節委託料は、妊婦及び乳幼児に係る各種健康診査のほか、出産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポートが必要な方に対象に、助産師が戸別訪問する産後ケア事業などであります。

19節負担金補助及び交付金については、細節3の高等看護学院に係る負担金や、細節9の帯広厚生病院運営費補助金のほか、妊婦及び産婦健診に対する費用や、不妊治療及び不育症治療に対する一部費用の助成が主なものであります。

99ページになります。

2目予防費、予算額6,430万3,000円であります。

本目は、感染症予防のための予防接種などに要する経費であります。

11節需用費は、細節70の定期予防接種に係る医薬材料費が主なものであり、13節委託料は、定期予防接種に係る委託料であります。100ページをお開きいただきまして、細節17成人用肺炎球菌ワクチン接種委託料については、これまで平成26年度から30年度までの5年間の措置として、65歳以上の方を対象に実施してきたところではありますが、いまだ未接種の方への接種機会を提供するため、本年度以降も5年間定期接種を実施することとしております。

細節20風疹抗体検査委託料については、新規事業でありまして、成人の風疹の感染拡大防止のため、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの子の世代の男性を対象として、新たに抗体検査を無料

で実施するものであり、細節 21 は風疹第 5 期予防接種委託料については、抗体検査の結果が陰性になった方に対して、予防接種を無料で実施する費用であります。

また 19 節負担金補助及び交付金は、細節 5 と 101 ページになりますが、細節 6 及び 7 については、これらの予防接種抗体検査に係る自己負担分の助成費用であります。

3 目保健特別対策費、予算額 3,516 万 9,000 円であります。

本目は、健康に関する啓発事業や、各種健康診査などに要する経費であります。

13 節委託料は、各種健診に係る委託料が主なものでありまして、102 ページをお開きいただきたいと思います。細節 16 大腸がん検診委託料は、受診率向上を目指して、本年度も 40 歳の方を対象に、町単独で無料クーポン券を配布いたします。

4 目診療所費、予算額 3,543 万 7,000 円であります。

本目は、幕別地区 3 か所及び忠類地区 2 か所の診療所の管理運営に要する経費であります。

なお、日新及び古舞診療所につきましては、帯広の医療機関のご協力をいただきながら、平成 29 年度から診療を再開していたところですが、医師の調整が整わないことから、平成 31 年度は休所となり、関係する地域の方にも理解をいただいております。

103 ページになりますが、13 節委託料については、細節 5 の忠類診療所の管理運営に係る委託料、細節 6 の歯科診療所の指定管理料が主なものであります。

18 節備品購入費については、忠類診療所の自動血球数 CRP 測定器の購入など、診療所の運営に係る備品購入費であります。

5 目環境衛生費、予算額 1 億 4,707 万 3,000 円であります。

本目は、葬祭場・墓地の管理運営に要する経費であります。

104 ページをお開きいただきまして、11 節需用費及び 13 節の委託料は、葬祭場の管理運営に係る経費が主なものであります。

105 ページになりますが、15 節工事請負費、細節 1 は葬祭場の再燃焼炉セラミック張りかえ、霊台車耐火物張りかえなど、改修工事に係る経費であります。

6 目水道費、予算額 1 億 8,797 万 7,000 円であります。

本目は、十勝中部広域水道企業団への出資金、簡易水道特別会計への操出金などに要する経費であります。

106 ページをお開き願います。

2 項清掃費、1 目清掃総務費、予算額 3 億 9,986 万 8,000 円であります。

本目は、ごみの収集及び処理に要する経費であります。

11 節需用費は、細節 30 の印刷製本費で、ごみカレンダー及び指定ごみ袋の作成に係る費用が主なものであります。

13 節委託料は、燃やせるごみや燃やせないごみ、資源ごみなど家庭ごみの収集運搬に係る経費が主なものであります。

107 ページになりますが、19 節負担金補助及び交付金は、細節 3 の幕別地区のごみを 1 市 12 町村で共同処理していることに係る本町の負担金、及び細節 4 の忠類地区のごみを 3 町で共同処理をしていることに係る本町の負担金が主なものであります。

以上で衛生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（田口廣之） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ありませんか。

小島委員。

○委員（小島智恵） 99 ページ、2 目予防費、13 節委託料の中の子宮頸がんワクチンの委託料なのですが、この項目がいつまでも上がってきているような状況でありまして、平成 28 年度、29 年度の実績ともに町内で接種ゼロ回ということで、平成 27 年度は 1 回あるのですが、これまでニュース等々でありますけれども、副反応の危険性があるということで、よく対象者の方も保護者の方も

よくそういったことをご認識されているので、こういった接種が全くないというような状況であると思うのですけれども、過去にも平成 25 年度ですけれども、一般質問したこともあるのですけれども、その年の 4 月から定期接種化ということで来ていますけれども、その後、接種された女の子が重篤な副反応、全国で起きたりして、いまだその後遺症で苦しんでいる女の子たちもいるということで、それから 6 年もたっているわけなのですけれども、私としてはもうすぐやめてもらいたいぐらいの思いではあるのですけれども、厚労省のほうで定期接種を中止していないわけですね。積極的な勧奨とか、そういうものは控えていらっしゃるようなのですけれども、でも自治体としまして、そういった対象年齢のお子さんや保護者に対して、広報はしていると思うのです。接種の説明だとか、そういったことをこれからもどういった姿勢で説明されるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（田口廣之） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 子宮頸がんワクチンの関係なのですけれども、委員おっしゃるように実績としましては、27 年にあったのですけれども、28、29 とゼロ回ということであります。

こちらにつきましては、おっしゃるとおりでございまして、積極的な勧奨しないようにということで厚生労働省のほうから勧告があったということで、私どももこれを広報紙とかで出す際には、積極的なそういった勧奨はしていないのですけれども、保護者等の判断でということで案内をしているところであります。

やめるやめないの話になりますと、定期接種である以上、希望があれば受けさせる、そういった体制は整えなければいけないので、こういった形で予算計上のほうはさせていただくのですけれども、スタンスとしましては、今までどおり安全性、有効性、そういったこと含めて十分理解していただいた上で、接種をお願いしますという形での周知広報を、今後も続けていきたいというふうに考えております。

○委員長（田口廣之） 小島委員。

○委員（小島智恵） 厚労省のほうはその安全性よりかは有効性のほうをやはり優先させて、まだ中止はしていないという感じだと思うのですけれども、一説によりますと、動物の断種ワクチン、去勢とか不妊ワクチンからこのワクチンがつけられてきた経緯もあるというふうに、そういった一説には情報があるのです。大変危険なものだなと私は思っているのですけれども、だからこそ今すぐやめるべきだと思っているのですけれども、本当に副反応起きたら、もとの体、もとの生活に戻れない子がたくさんいらっしゃる、苦しんでいるということで、やはりきちんと危険性のところを、そこをきちんと説明をしていただきたいと思いますので、もう一度ちょっと答弁をお願いします。

○委員長（田口廣之） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） そうですね。危険性というか、有効性も含めてなののですけれども、あくまでも、そういったことをちゃんとご理解の上で、受ける場合には接種をお願いしますというようなことで、これからも引き続き周知のほうをしていきたいと考えております。

○委員長（田口廣之） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） ページ数では 98 ページ、13 節委託料になるのですけれども、保健衛生総務費の委託料になるのですが、8 番の産後ケア事業委託料です。これは昨年から始まりまして、産後のケアに大変大きな役割を果たしてこられたというふうに思います。

それで、ことし 2 年目になるのですけれども、対象となる訪問先、何件ぐらい予定されていて、必要をどのぐらい見込んでいるのかということなののですけれども、幕別町は訪問型でやっていらっしゃるの、何件の訪問を考えてられるのか、それで必要とする人たちが全部網羅されているのか、そして助産師さんが回られているということですが、何人体制でやられていくのかを伺います。

○委員長（田口廣之） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 産後ケアの関係ですけれども、必要な人がどれぐらいというということは、

産後の方たちの状況を把握した中で、必要であればということなので、現時点で今後産まれるような方ですとか、そういった方が、どのぐらいこちらのほうに流れていくのかということの人数的なものというのは、こちらのほうでは把握というか、数字としてつくっているものはないというような状況であります。

実績でいいますと、平成 29 年度から始めているのですけれども、その 29 年度でいけば 10 人の方に延べ 19 回利用していただいているというような状況であります。

予算上、見込んでいるのが 30 名ということで見込んでおります。

助産師の数なのですけれども、こちらにつきましては委託をしているので、委託事業所のほうでということになりますけれども、今のところ一人で対応していただいているという状況であります。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 全国的に産後鬱ですとか、それから核家族の中で応援がなかなか届かないというような中で、この事業は十勝では帯広・芽室・池田・音更・幕別という形で取り組まれていまして、大変大事な事業だというふうには思っています。

幕別の方法が、帯広などとは違って点在しているということもあって、訪問をして出かけて行ってそして対処をします。帯広などは産婦人科などの事業所に出向いていただいで、対処することなのだと思うのです。

どちらがいいかということは、まだまだ始まったばかりの事業でありますから、幕別は幕別で訪問型での実績を積んでいくことが大事だと思うのですが、前段に戻りますけれども、人数の掌握というのはなかなか難しいということですが、要するにこの産後ケアという制度があって、求める人、必要となる人にきちっと連携できる、その情報のあり方が、そこが多分保健師さんたちの出産後の訪問だとかでなっていくと思うのですが、その辺はどのようにして情報をきちっと助産師さんにつなげていくということをやっていく考えなのですか。

○委員長（田口廣之） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 今、委員おっしゃられましたように、基本的にはこちらのほうで産婦の方に対しての訪問、家庭訪問を全家庭行っておりますので、その訪問の中で状況を見まして、必要とされる方につきましては、こういった事業がございますということで、事業のほうにつなげているといったような状況であります。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かりました。

なかなか訪問というのは、遠距離のところなども訪ねて行って、大変直接話を聞いていただけるわけですから、妊産婦さん、産後のお母さんにとってはとてもありがたいことだとは思いますが、同時に施設型のよい面もありますよね。入浴ができたり、宿泊までは。要するに鬱的な状況の中から改善を図るというようなこともありますので、平成 29 年から始まって、ことしは 3 年目ということでもありますから、ぜひそういった他の実施している施設型などについてもよく研究をしていただいで、両方リンクされるような形になっていくことが望ましいのではないかと思いますので、そういった考えはお持ちでしょうか。

○委員長（田口廣之） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 委員おっしゃりますように、私どもが今やっていることがアウトリーチ型、訪問型ということで、こちらからお伺いしてということなのですけれども、それにつきましては家庭環境を直接見られるということもあって、そういった部分も含めて直接マンツーマンで対応したほうがいいのではないかとということで、最初スタートした事業なのですけれども、デイサービス型につきましても、当然そういった形でお風呂に入れたりとか、食事がとれたりだとか、ゆっくり休憩ができるという部分も当然ございますので、今、他町村でやられている状況というものを確認しているところであります。私どもとしても積極的にそういったことも含めて、取り組めないかどうかということとは、今検討している最中ですので、今後含めて、やるやらない含めてなのなのですけれども、検討して

いきたいというふうには考えております。

○委員長（田口廣之） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 4 款衛生費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、5 款労働費に入らせていただきます。

5 款労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（萬谷 司） 5 款労働費について、ご説明申し上げます。

108 ページをお開きください。

5 款労働費、1 項労働諸費、1 目労働諸費、予算額 923 万 3,000 円、本目につきましては労働者対策に係る経費であります。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 5 の援農協力会への補助金が主なものであります。

21 節貸付金につきましては、勤労者の福祉の向上を図るため、生活や教育などに要する資金を貸し付けるための運用原資を労働金庫に預託するものであります。

2 目雇用対策費、予算額 834 万 3,000 円、本目につきましては雇用対策に関わる経費であります。

7 節賃金につきましては、新規学卒者等で、就職未内定の方を町の臨時職員として雇用し、社会人としての素養を身につけ、民間企業等への就職の促進を図るためのものであり、半年間 4 人分の賃金であります。

13 節委託料につきましては、季節労働者の生活の安定と地域経済を守るため、冬期の雇用対策に関わるもので、細節 5 は街路など幹線道路の清掃、細節 6 は町道の除排雪、焼き砂の袋詰めなど、細節 7 は近隣センターなどの清掃、床ワックスがけを行うものであります。

以上で労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（田口廣之） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

質疑があるようですが、審査の途中ですが、この際 3 時 10 分まで休憩いたします。

15 : 01 休憩

15 : 10 再開

○委員長（田口廣之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 108 ページの 2 目雇用対策費、13 節委託料、季節労働者の対策費についてお聞きしたいと思います。町が今年予算化されている金額なのですが、前年と変わらないところではありますが、雇用人数と何日間を、そして時給は幾らを想定しているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（田口廣之） 商工観光課長。

○商工観光課長（亀田貴仁） 委託料の中の雇用人数等でありますけれども、まず細節 5 番の街路清掃につきましては、186 人工の街路の清掃を予定しております。賃金単価につきましては、時間 1,600 円と予算計上しております。

続いて、町道環境整備委託料、細節 6 番のほうですけれども、こちらにつきましては、トータルの時間数を 1,200 時間と捉えておりまして、想定上は 20 人工というふうに、20 人で行う予定を予算上、計上しております。こちらにつきましても、時間単価は 1,600 円となっております。

続いて、細節 7 番の公共施設清掃等の委託料です。こちらにつきましては、近隣センター等のワックスがけを予定しておりますが、時間数につきましては 450 時間です。そして時間単価につきまして

1,200 円ということで計上しているところです。

以上です。

○委員長（田口廣之） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 今回からの冬期季節労働者の対策、やはり通年雇用が理想ではありますが、やはり仕事によっては季節労働ということが考えられるところでもあります。町としてもこうして仕事をつくって雇用を守るところでは、大変評価するところではあるのですが、実は予算がことしと去年と同じところではあるのですが、去年3日間しかなかったと。5番の街路樹剪定に想定されるのですが、3日間しなくて、大変残念だったという声の実はあったのです。去年はなぜ3日間しなかったのか、ちょっとお聞きしたいのと、あとまた冬期労働者対策費に対象条件があるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（田口廣之） 商工観光課長。

○商工観光課長（亀田貴仁） 街路清掃のお話ですけれども、30年度が3日間ということでしたけれども、例年4月の中旬から大体5日間程度を行っているところでもあります。あと道路の清掃なのですけれども、道路の汚れた状況といいますか、そういったものによりまして、かかる日数というのがちょっと変わってくる部分がございます。あと、当然予定をして人工、作業していただいていますけれども、そのときの人工の増減というのもありまして、それによってかかる日数というのが変わってくることはあるかと思えますけれども、基本的には同じ内容で業務のほうを確保しているところでございます。

以上です。

○委員長（田口廣之） 商工観光課長。

○商工観光課長（亀田貴仁） 失礼いたしました。働く方の対象の要件ですけれども、町の広報紙で募集をかけまして、登録をしているところでありまして、季節労働の方であれば、そこは皆さん登録をさせていただいて、作業のほうを行っていただいております。

以上です。

○委員長（田口廣之） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 4月から上旬に5日間というお話があったのですが、もう少し拡充はできないのかどうか、ちょっとお聞きしたいのと、広報に載せて募集をしているというお話があったのですが、例えばですけれども、失業保険対象者とかは関係なく冬期労働者、冬期に仕事がない方であれば、仕事を受けることができるということによろしいのでしょうか。

○委員長（田口廣之） 商工観光課長。

○商工観光課長（亀田貴仁） まず1点目の、もう少し拡充ができないかという部分ですけれども、道路の清掃の、先ほども申しましたが、汚れた状況と申しますか、そういった部分にもよりますので、そういった清掃する路線が広がってくれば、その部分は可能かと思えますけれども、現段階では同じような業務量で捉えているところでもあります。

また、2点目の、要件としましては、失業手当を受けていなければならないというものではございません。

以上です。

○委員長（田口廣之） ほかに質疑はありませんか。

5款労働費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了をさせていただきます。

次に、6款農林業費に入らせていただきます。

6款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（萬谷 司） 6款農林業費についてご説明申し上げます。

109 ページをお開きください。

6 款農林業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、予算額 1,655 万 4,000 円、本目につきましては、農業委員会委員の報酬及び事務局経費が主なものであります。

110 ページになります。

2 目農業振興費、予算額 1 億 5,389 万 5,000 円、本目につきましては、農業振興に関わる補助金、負担金、各種事務の経費が主なものであります。

1 節報酬は、町内における 6 次産業化、農商工連携及び地産地消の取組を推進するため、農協、商工会、農業者、行政機関など 18 名で構成する幕別町 6 次産業化・地産地消推進協議会のうち、民間委員 11 名に対する報酬であります。

19 節負担金補助及び交付金は、農業関係団体への負担金のほか、111 ページになりますが、細節 9、細節 10、細節 11 は、制度資金など借入金に対する利子補給、細節 14 は、町と関係 4 農協で設立した農業振興公社への運営費補助。

細節 15 は、堆肥や緑肥、種子の購入及び堆肥の切りかえしに関わる補助であります。町内での耕畜連携をより推進するため、町内で生産される堆肥を購入した場合に上乗せ補助をするなど、本年度から事業の一部を見直したところでございます。

細節 19 は、ゆとりみらい 21 推進協議会内に設置された鳥獣被害対策専門部会により実施しております。エゾシカの一斉駆除、キツネ用箱わなの購入、狩猟免許予備講習費補助などの経費でございます。

112 ページになります。

細節 20 は、経営所得安定対策制度の推進事務に関わる幕別町農業再生協議会に対する補助。

細節 21 は、国際水準 GAP に取り組む農業者で組織される団体等で化学肥料、化学合成農薬の使用を地域観光レベルの 5 割以上低減する取組とあわせて行う有機農業など、環境保全に効果の高い取組に対する補助金。

細節 22 は、忠類地域における中山間地域等直接支払交付金。

細節 24 は、経営開始直後の新規就農者に対し、経営が不安定な就農初期段階の 5 年間の所得を確保するため、国の補助事業で、昨年度に補助した 3 組 6 名に加え、本年度は 1 組 2 名の就農を予定していることから、合計で 4 組 8 名の新規就農者を支援するものであります。

細節 25 は、新規就農者の就農初期段階における支援を行うため、土地、施設の賃貸料の 2 分の 1 や、固定資産税相当額等の助成を行う町単独の補助事業であり、本年度は 4 組の新規就農者に対し、助成を行うものであります。

21 節貸付金は、農業振興を図るため農業者等に無利子または低利で資金を貸し付けるものであります。本年度からは、障害者雇用のための施設の改修や ICT 技術を活用した省力化機械の導入、災害用自家発電機の導入など、時代のニーズに即して貸付対象事業の一部を見直ししております。

3 目農業試験圃場費、予算額 319 万 2,000 円、本目につきましては、新和にあります試験圃場の運営経費であります。本年度は、品種比較試験や施肥試験など 20 課題の試験のほか、小学生などを対象に、試験圃場の一部を使った農作業や農産物の加工体験を通して、農業の大切さ、食の安全を理解していただく農業体験塾などを実施する予定であります。

113 ページになります。

4 目農業施設管理費、予算額 764 万 1,000 円、本目につきましては、農業担い手支援センターとふるさと味覚工房に係る管理運営費計であります。

7 節賃金は、味覚工房で管理指導に当たる臨時職員 2 名分の賃金であります。利用者に対する指導のほか、みそや豆腐づくりなどの講習会を開催する予定であります。

114 ページになります。

5 目畜産業費、予算額 2,326 万 8,000 円、本目につきましては、畜産振興に関わる経費であります。13 節は、公社営畜産担い手育成事業で、忠類地域における草地整備及び草地造成に関わる北海道農業公社に対する委託料であります。

115 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 13、細節 14、細節 15 につきましては、畜産関係団体に対する運営補助、細節 17 は、幕別町家畜伝染病自衛防疫組合が事業主体となって実施する特定の伝染病発生農家の消毒や治療、自主淘汰に関わる経費の一部を給付する互助事業に対する補助。

116 ページになります。

細節 19 は、自家繁殖の育成牛の増頭及び優秀な後継牛の確保を効率的に行うための乳用牛、性判別精液に対する補助金であります。

6 目町営牧場費、予算額 5,451 万 6,000 円、本目につきましては、幕別地域 1 か所、忠類地域 2 か所の町営牧場の管理運営費であります。

7 節賃金、細節 4 は、嘱託職員賃金 5 名分、細節 6 は、臨時牧夫 6 名分の賃金であり、11 節需用費は、細節 5 の肥料費が主なものであります。本年度の預託頭数は、幕別地域 420 頭、忠類地域 550 頭を見込んでおります。

117 ページになります。

7 目農地費、予算額 3 億 1,309 万 7,000 円、本目につきましては、土地改良施設の管理運営及び国営事業の償還に要する経費であります。

118 ページになります。

13 節委託料は、上統内排水機場と幕別ダムの点検等の委託に要する費用が主なものであります。

119 ページになります。

15 節工事請負費、細節 4 は明渠として管理をしている忠類当縁川からの越水による被害を防止するため、せせらぎ団地内せせらぎ橋から下流約 100 メートルの区間において、堤防の両側を 1 メートルかさ上げする工事であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は、国営事業幕別地区の償還金、細節 5 は、農業者が行う農用地の排水改善を図るための小規模な暗渠や明渠の整備に対する補助、細節 7 は、町内 14 地区、約 1 万 4,600 ヘクタールの農地に関わる明渠や農道などの基幹施設の維持管理や植栽などによる景観形成といった活動を行う、地域の組織に対する交付金であります。

120 ページになります。

28 節繰出金は、忠類市街地を処理区域とする農業集落排水特別会計への繰出金であります。

8 目土地改良事業費、予算額 3 億 7,422 万 5,000 円、本目につきましては、土地改良事業の事務的経費及び道営事業負担金が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 5 から 121 ページになりますけれども、細節 11 までは、道営農地整備事業 7 地区の負担金であり、細節 12 は、町道糠内古舞線の古舞小学校の通学路区間 1,600 メートルの歩道整備に係る負担金であります。

細節 13 は、土地改良事業団体連合会からの技術職員の 1 名の出向に係る負担金であります。

122 ページになります。

2 項林業費、1 目林業総務費、予算額 3,391 万 2,000 円、本目につきましては、林業振興に関わる経費であります。

8 節報償費につきましては、シカ 1 頭当たり 5,000 円、キツネ 3,000 円など、有害鳥獣の捕獲活動に対し出動謝礼として支払うものであり、本年度はシカ 650 頭、キツネ 220 頭、鳥類 1,200 羽のほか、被害が増えつつあるアライグマ 20 頭を新たに加え捕獲する計画としております。

123 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、124 ページになりますけれども、細節 9、細節 10 は、民有林振興に関わる補助金。

細節 11 につきましては、一般民有林の造林に係る補助として、森林整備事業を実施する森林組合に交付するものであります。

細節 12 は、国の事業で有害鳥獣の捕獲に関わる経費に対して補助するものであり、シカ 1 頭を食肉

利用施設に搬入した場合 9,000 円、搬入しない場合は 7,000 円、キツネ、アライグマは 1,000 円などとなっております。

2 目町有林管理経費、予算額 4,376 万 6,000 円、本目は町有林の管理経費であります。

15 節の工事請負費が主なものでありますが、細節 1 は、町有林の下草刈り 104 ヘクタール及び除間伐 45 ヘクタール、細節 2 は町有林の皆伐 26 ヘクタール、細節 3 は町有林の地ごしらえ 19 ヘクタール、植栽を 16 ヘクタール実施するものであります。

3 目育苗センター管理費、予算額 4,085 万 3,000 円、本目につきましては、忠類育苗センターの管理運営に要する経費で、125 ページの 13 節管理委託料が主なものであります。本年度におきましては、トドマツ 11 万 6,000 本の出荷を見込んでおります。

以上で、農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（田口廣之） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

小島委員。

○委員（小島智恵） 124 ページ、細節 12 の鳥獣被害防止に関わってですけれども、ジビエの搬入を新たに行うということであると思いますけれども、受入れ事業所、町内にないとは思いますが、差しさわりのなければ、どこの町で受け入れていただけるのか、あと搬入費用などいろいろコストはかかると思うのですが、事業所から 1 頭幾らとか、搬入したら入ってくるのかは分かりませんが、そういったことを考慮しても結構プラスになる、メリットになるということで考えてよろしかったでしょうか。

○委員長（田口廣之） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） ジビエの食肉利用施設の搬入施設ですけれども、町内には食肉利用施設はございません。今考えているのが、十勝管内の 6 か所を予定しております。場所といたしましては、2 時間以内に搬入できる場所ということで、豊頃町、新得町、池田町、浦幌町、帯広市を予定しております。それと、その食肉利用施設からの運搬する費用につきましては、ハンターがご自分で負担していただくということを予定しております。

以上です。

○委員長（田口廣之） 小島委員。

○委員（小島智恵） そのコストの運搬費用は、その搬入される方の費用、負担していただくと。何て言うのですか、メリットとして採算性はきちんととれるというような、このジビエの搬入については考えられるのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（田口廣之） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） シカ 1 頭を食肉利用施設に搬入した場合、通常よりも 2,000 円多く補助金として支払う予定をしておりますので、その中に搬入費用等は含まれていると考えております。

以上です。

○委員長（田口廣之） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（関連の声あり）

○委員長（田口廣之） 関連で。若山委員。

○委員（若山和幸） 関連でございますけれども、122 ページの有害鳥獣駆除出動謝礼にも関係するものでありますけれども、昨年、狩猟で痛ましい事件がありまして、山林で働いている人が亡くなったということで、この冬、国有地での猟ができないということになって、この春を迎えております。猟友会の人たちに聞きましても、11 月から 2 月いっぱいにかけての時期にシカがとれないというのは、かなりことしシカの被害が増えるのではないかという予想をされております。その点をこの予算書で見ると限りは予想されていないのですが、その辺の点はどのように予想されているか、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（田口廣之） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） そうですね。昨年、山林で狩猟に対して事故が起きまして、国有林、道有林のほうで狩猟を禁止しておりました。ただ、土日に関しては許可をしておりましたので、ある一定程度の捕獲は上がっていたと認識しております。

以上です。

○委員長（田口廣之） 若山委員。

○委員（若山和幸） そういうことでありますと、例年どおりかなという予想だということでもありますね。確認します。

○委員長（田口廣之） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） そうですね。まだ狩猟による頭数等はこちらのほうに来ておりませんので、正確な頭数は分かりませんが、今年度1月に被害調査を実施しております。その被害調査によると、シカの被害につきましては、昨年と同等の被害額ということになっておりますので、そこまで大きな影響等は、現在のところはないだろうと思っております。

以上です。

○委員長（田口廣之） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 6款農林業費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了をさせていただきます。

次に、7款商工費に入らせていただきます。

7款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（萬谷 司） 7款商工費につきましてご説明申し上げます。

126 ページをお開きください。

7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、予算額4億6,849万4,000円、本目につきましては、商工振興と中小企業融資に要する経費であります。

8節報償費は、町内業者の施工により、住宅の新築またはリフォームを行う方に対し、商工会の商品券を交付することにより、住宅関連産業の活性化や消費の拡大を図るためのものであります。

本年度は新築3件分、リフォーム135件分を見込んでおります。

19節負担金補助及び交付金、細節5は、幕別町商工会に対する補助金、細節6、細節7は、中小企業融資に関わる保証料及び利息補給補助金、細節10は、中小空き店舗対策事業であり、昨年度開業した2件分の家賃補助と新規開業1件分の改修及び家賃に対する補助金、細節11は、退職金共済制度に加入する中小企業の事業所に対する共済掛金の一部を補助するものであります。

21節貸付金は、中小企業融資の原資を金融機関に預託するものであります。

2目消費者行政推進費、予算額879万7,000円、本目は消費者行政に要する経費であります。

127 ページになります。

7節は、消費生活相談員3名分の賃金、11節需用費、細節30は、詐欺や空き巣商法などによる消費者被害を防止するため、啓発や注意喚起を促すリーフレットの作成経費などが主なものであります。

3目観光費、予算額1億8,684万8,000円、本目につきましては、観光振興に関わる経費であります。

4節共済費、7節賃金は、地域おこし協力隊員2名に関わる経費であります。

なお、協力隊員につきましては忠類地域に配置し、SNSなどを活用し、忠類地域の魅力発掘や地域情報の発信等に取り組んでいく予定であります。

11節需用費は、細節21の道の駅、トイレなどの電気料や、128ページになりますが、13節委託料は、細節5のアルコ236及び道の駅・忠類の指定管理料が主なものであります。

15 節工事請負費は、アルコ 236 の長寿命化対策として実施する配管設備の更新工事などに関わる経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、129 ページになりますが、細節 6 は特産品研究開発事業補助金 1 件分であり、細節 7 は観光物産協会に対する補助金であります。

21 節貸付金は、株式会社忠類振興公社に対する貸付金であります。

4 目スキー場管理費、予算額 6,867 万 5,000 円、本目につきましては、明野ヶ丘スキー場と白銀台スキー場の管理運営に要する経費であります。

7 節賃金は、スキー場を管理する嘱託職員 5 名分と臨時職員 9 人分の賃金が主なものであります。

11 節需用費では、細節 21 のリフトの電気料や、130 ページになりますが、細節 40 の圧雪車の整備費用が主なものであります。

13 節委託料、細節 8 の明野ヶ丘スキー場のリフト管理料が主なものであります。

15 節工事請負費では、細節 2 の白銀台スキー場の構内高圧線の改修工事が主なもので、18 節備品購入費は、平成 28 年度に明野ヶ丘スキー場に導入した圧雪車に関わる北海道市町村備荒資金組合の償還金であります。

131 ページになります。

5 目企業誘致対策費、予算額 1 億 8,019 万円、本目につきましては、企業誘致等に要する経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 4 の企業開発促進補助金は、固定資産税相当額補助では 13 社、投資額補助では 4 社を予定しており、細節 5 の工業用地取得促進補助金は、投資額補助と同じく 4 社を予定しております。

21 節貸付金は、工業団地取得資金の融資に関わる原資を金融機関に預託するものであります。

以上で、商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（田口廣之） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 126 ページの 1 目商工振興費の 19 節負担金補助及び交付金の細節 10 商店街活性化店舗開店等支援事業補助金。長らく実施されてきて、なかなか活性化には結びつかない悩みを抱えながらも、今年度も何とか事業を活用してくださる方が出てきて、商店街のにぎわいが取り戻せるといいなというふうに思います。今年度のこの 193 万円、どの程度を応援する予定なのか、店舗数等を含めてお答えいただきたいと思います。

○委員長（田口廣之） 商工観光課長。

○商工観光課長（亀田貴仁） 商店街活性化店舗の活用ですけれども、まず、本年度 30 年度につきましては、2 事業者の方が利用されたところであります。新年度の予算計上の中身につきましては、30 年度の利用に係る家賃補助の継続分がございますので、継続分に加えまして、新年度につきましては、1 件分の事業を見込んで計上したところであります。

以上です。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） この事業は、地域的なエリアも含めて一定の条件がありまして、そこでのお店を開く場合に応援していただけるということなのですけれども、このところの町の状況を見ていますと、例えば札幌内地域などを見ていまして、従来の商店街を形成していた、そこに住んでらっしゃる方たちが、なかなか新しくお店を展開するところには、そういう思いには至っていない。昔はお店として店舗もちゃんと用意されてやっていたのだけれども、今は住居になっていると。その店舗は別な使い方をされているというようなことで、商店街としての形成を盛り返そうとしても、本当に困難な状況だなというふうに正直思います。もう後継者もないから、いいのだと、このままで。このままの住居として活用できればいいのだというのが、そういう方たちがたくさんいらっしゃいます。

一方、商店街から外れて住宅地であるとか、道路に面したところとかで、お店を開くというのがぼんぽんと出てきています。カフェであったり、それからいろいろな手づくりのものを売ったり、木製品を売ったりというようなところが出てきています。こういう人たちも古い住宅を利用してお店を開いているのだけれども、こういう人たちは商店街ということにはならないので、事業の対象にはなっていないですね。つまり、応援はしてもらえないということなのですから、そういった今のお店を開いている現状を見ると、商店街から離れたところでお店を開店するということなのですから、この事業はもう少し見直しを行って、実際の今、事業を展開したいのだという人たちの応援になるような事業になっていかないものかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（田口廣之） 商工観光課長。

○商工観光課長（亀田貴仁） 空き店舗のこの制度の考え方なのですが、まず、この制度自体は商店街の活性化を図るということで、新規事業者の出店等を支援していこうということで始まったものでございます。確かに実態としましては、商店街で指定地域ではないところでお店を出される方というのもしらっしゃると思うのですけれども、町としては商店街形成のあるところに人を呼んで、そこで発展かつ活性化を図りたいという思いでしたので、そういった部分の支援制度として、この制度を22年から進めてきたところでございます。

現状、今、例えば札内のお話出ましたけれども、今年度も2件ほど問い合わせ等がありまして、空き店舗の状況を町のほうに話がございました。現段階でまだ、空き店舗の状況を完全な把握というのを町のほうでもできていなかったものですから、ことしに入りまして、商店街を歩きまして、あいている状況というのを今調査をしている最中です。まだ完全な把握には至っていないのですけれども、なるべくそういった空き店舗として活用できるところというのをしっかり捉えて、皆さんに情報提供できるように進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 私もこれまでの商店街だったところがにぎわいを取り戻すということは、町の活性化、活気につながるだろうと思って期待はするのですけれども、これから調査ということでありますが、現状としてはそれぞれ先ほど言ったような、住居として位置付けて、店舗に移行するという夢というのは、もう持たないという方たちが現実には広がっているというか、たくさんいらっしゃるのですね。ですから、そこで幾ら商店街の活性化を求めても、その人たちはその人たちの生活設計、築いてきたものも含めましてあるものですから、それ以上、無理強いもできないというようなことがあって、そうすると、この商店街の活性化ということに限定することがどうなのかというのがあるのですよね。

一方では、若い方たちばかりではありませんけれども、古い住宅を利用して喫茶店を開店したりとか、住宅地も含めていろんな人たちがぼんぽんと出てきているのですよ。そういう方たちからも、応援は町はしてもらえないよねという、実際に地域外ですから、してもらえないのですよね。だから、そういうのも応援があったら、もっと違った形でお店をつくることができたのだとかということも含めてあるものですから、これから調査されるということでありますから、調査をした上で、商店街の調査をなされた上で、そういった拡充のこともひとつ課題として挙げていただいて、この幕別町にとって、お店を開く人たちにとって本当に生きた、そしてそういう必要とした人たちにつながる事業に発展していくというようなことも、ぜひ検討していただきたいと思います。お願いします。

○委員長（田口廣之） 経済部長。

○経済部長（萬谷 司） 空き店舗対策事業でございますけれども、先ほど課長から答弁ありまして、おり、目的は商店街の活性化、にぎわいづくりということが目的でございます。ですので、本当であれば町内全域とか、国道沿いですとか、そういうところに開店する場合に支援があったらいいのかもしれないのですけれども、なかなか範囲が広いと、町の財政もありますので、なかなか難しいところがあると思います。ただ、まずは商店街を調査をした中で、こういった状況があるのか、そこら辺を調

査した結果を見て、今後、支援のあり方について検討してまいりたいと思います。

○委員長（田口廣之） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 7 款商工費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもっと終了をさせていただきます。

次に、8 款土木費に入らせていただきます。

8 款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 8 款土木費の説明をいたします。

132 ページをお開きください。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目道路管理費、本年度予算額 2 億 8,832 万 4,000 円、本目は町道の維持管理に要する経費であります。

13 節委託料の細節 1 は、幕別及び忠類地域の除排雪を含めた年間を通しての町道管理委託料。

細節 2 は植樹ますなどの除草作業に関わる委託料であります。

14 節使用料及び賃借料の細節 5 は、除排雪機械 51 台分及びダンプ等の借り上げに係る経費であります。

新雪の一斉除雪のほか、幹線道路の路面整正や拡幅作業などの 2 次除雪及び排雪作業、吹き込み除雪などの経費であります。

なお、平成 31 年度の除雪対象路線につきましては、車道が 938 路線、650 キロメートル、歩道が 135 路線、110 キロメートルを予定しております。

16 節原材料費は、町道維持管理に要する切り込み砂利や舗装合材などの資材購入費が主なものであります。

133 ページへ行きまして、2 目地籍調査費、本年度予算額 6,012 万 3,000 円、本目は地籍調査に要する経費であります。

13 節委託料の細節 5 は、地籍情報システムの保守点検に要する費用、細節 6 は地籍調査測量に要する費用であり、本年度は字勢雄、字駒島及び字中里の各一部、合計で 28.06 キロ平方キロメートルにおいて実施する予定であります。

134 ページへ行きまして、2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁総務費、本年度予算額 627 万 3,000 円、本目は 107 か所の樋門・樋管の管理人賃金と道路河川の管理に要する経常的な経費であります。

13 節委託料の細節 5 は、道路台帳修正の委託料、細節 6 は 2 か所の樋門操作の業者委託に要する費用であります。

2 目道路新設改良費、本年度予算額 2 億 1,024 万 5,000 円、本目は町道の改良工事や舗装工事など道路整備に要する経費であります。

135 ページへ行きまして、13 節委託料の細節 5 は北海道に管理を移管する予定であります町道幕別札内線の敷地境界を復元するための測量に要する費用であります。

15 節工事請負費は、道路改良及び舗装工事や歩道及び路肩装工の整備並びに車道オーバーレイ工事に要する費用であります。本年度は継続事業が 7 路線、新規事業が 4 路線の工事を予定しており、地域別では幕別地区が 8 路線、忠類地区で 3 路線となっております。

なお、工事の事業量は、道路改良及び舗装が 875 メートル、歩道及び路肩装工の整備が延べで 1,064 メートル、車道オーバーレイが 1,250 メートルなどを予定しております。

136 ページへ行きまして、17 節公有財産購入費は、札内中央西 1 号通などの用地買収に要する費用であります。

22 節補償補填及び賠償金は、忠類 24 号線に係る水道管移設補償費が主なものであります。

3 目道路維持費、本年度予算額 4,665 万円、本目は町道の維持補修に要する経費であります。

15 節工事請負費は、舗装や縁石、雨水ますなどの補修のほか、区画線の引き直し、突発的な補修工事などに要する費用であります。

4 目橋梁維持費、本年度予算額 5,010 万円、本目は町道にかかります橋梁の維持補修費及び音更町と共同管理をしております十勝中央大橋の管理者負担金に要する費用であります。

13 節委託料、細節 5 は、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、道路法で 5 年に 1 度の実施が義務付けられております橋梁の定期点検であり、本年度は 39 橋の点検に要する費用を計上しております。

15 節工事請負費、細節 2 は、千住 12 号橋の橋梁補修に要する費用であります。

137 ページへ行きまして、3 項都市計画費、1 目都市計画総務費、本年度予算額 4 億 4,455 万 5,000 円。本年度は都市計画に関する経常的な経費で、1 節報酬は都市計画審議会 5 回分の委員報酬であります。

13 節委託料の細節 5 は、都市計画マスタープラン策定業務、細節 6 は緑の基本計画策定業務に要する費用であります。

19 節負担金補助及び交付金は、会議等の負担金のほか、各種協議会の負担金であります。

138 ページへ行きまして、28 節繰出金は公共下水道特別会計への繰出金であります。

2 目都市環境管理費、本年度予算額 1 億 4,317 万 1,000 円であります。

本目は、公園及びパークゴルフコースの維持管理に要する経費であります。

11 節需用費のうち、細節 21 から 25 は、主に公園の照明やトイレなどに要する光熱水費であり、細節 40 は公園施設や草刈り機械の修繕に要する費用であります。

139 ページへ行きまして、13 節委託料、細節 5 はパークゴルフコースや公園、緑地などの草刈り及び清掃委託料のほか、フラワーガーデンの管理委託料、細節 11 公園施設管理委託料は公園やパークゴルフコースの日常管理、遊具の定期点検などに要する費用であります。

細節 12 公園環境整備委託料は、公園トイレの清掃や花壇の草刈りなどに要する費用であります。

15 節工事請負費の細節 1 は、春先の点検後に行う遊具の補修、細節 2 は各施設の緊急整備に要する費用であります。

16 節原材料費は、花壇に植える花の苗やパークゴルフコースの肥料などの購入に要する費用であります。

3 目都市施設整備費、本年度予算額 5,541 万円、本目は公園施設の整備に要する経費であります。

140 ページへ行きまして、15 節工事請負費は老朽化によりまして、昨年 8 月より使用を禁止しておりました、いなほ公園のローラー滑り台更新が主なものであります。

4 目都市防災施設整備費、本年度予算額 2,050 万円、本目は都市防災総合推進事業の実施を目的として策定した、災害に強いまちづくり計画に基づき、防災まちづくり拠点施設の整備に要する費用であります。

15 節工事請負費は、地域緊急輸送道路であり、計画上は地区公共施設に位置付けられている札生北通の整備に要する費用であります。

なお、本事業につきましては、計画した施設の整備が全て完了するため、本年度をもって終了する予定であります。

141 ページへ行きまして、4 項住宅費、1 目住宅総務費、本年度予算額 245 万 9,000 円、本目は公営住宅に関わる経常的な経費であり、嘱託職員の賃金などが主なものであります。

2 目住宅管理費、本年度予算額 2,973 万 2,000 円、本目は町が管理する 865 戸の公営住宅等の維持管理に要する経費であります。

142 ページへ行きまして、11 節需用費、細節 40 は、住宅内部に係る一般修繕費用、15 節工事請負費は、営繕工事に要する経費であります。

3 目公営住宅建設事業費、本年度予算額 2 億 3,430 万 2,000 円であります。

本目は、公営住宅の建替事業に要する経費であります。

143 ページに行きまして、13 節委託料は春日東団地建替工事に係る工事管理業務に係る委託料、15

節工事請負費は同じく春日東団地の建替工事に要する費用であり、細節 1 は 2 棟 8 戸分の建設工事、細節 2 は外構工事、細節 3 は 2 棟分の解体工事費用であります。

なお、この春日東団地につきましては、全て 8 棟 32 戸の整備が終了するため、本年度をもって完了する予定であります。

以上で、8 款土木費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（田口廣之） 説明が終わったところですが、この際 16 時 10 分まで休憩いたします。

16:00 休憩

16:10 再開

○委員長（田口廣之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8 款土木費の質疑をお受けいたします。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 1 点お聞きしたいと思います。

138 ページ、2 目都市環境管理費、11 節需用費、細節 40 の修繕についてであります。

ほかの議員からも一般質問でもありましたが、明野公園の遊具の改修についてのお考えを、ぜひお聞きしたいと思うのです。特に、本来であれば人口的な考え方では、札内に大きい公園があることがすごく望まれるのですが、やはり今ある公園を改修して、魅力的なものをつくって、町のシンボリックなものをつくり上げていくというのは、大変重要なことだと思うので、町の今後の考えについてお聞きしたいと思います。どうでしょうか。

○委員長（田口廣之） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 明野公園についてでございますが、現在、明野公園は木製遊具が老朽化したものに関しては、撤去しているような状況でございます。31 年度に庁舎内部で今後のあり方、明野公園のあり方について検討してまいりたいと考えております。そして、32 年度で委託業務を想定しながら、住民の声も聞きながら、今後のあり方についてワークショップを開きながら、進めていきたいというふうに考えてございます。この件につきましては、緑の基本計画を、今年度というか、31 年度から見直しの計画がございまして、並行して進めていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（田口廣之） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 31 年度に内部調査も、ことしですね、そして 32 年度に住民の声という話なので、かなり具体的に詰められてきたかなとは思いますが、やはりぜひ住民の求めるもの、そして何よりも観光的にも、よりよいものをぜひつくっていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（田口廣之） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 139 ページ、2 目都市環境管理費、14 節使用料及び賃借料の細節 6 のナウマン公園仮設トイレ借上料。新規事業として、ナウマン公園仮設トイレ設置事業としまして 41 万 9,000 円計上してございます。公園トイレについては、一般質問等で要望していた部分がありますけれども、この仮設トイレになった経緯というものについて、お尋ねいたします。

○委員長（田口廣之） 経済建設課長。

○経済建設課長（川瀬康彦） 経緯についてであります。平成 29 年度、平成 30 年度、2 年間にわたって公園利用の状況、そして入り込み調査を行ってまいりました。その中で分かってきたことなのでありますけれども、公園の遊具エリアにつきましては、6 月から 8 月のお盆過ぎまで、3 か月弱ですね、土曜、日曜、祝祭日で晴天で気温が高いときといった条件下において、利用者が特に多いというところがあります。また、聞き取り調査の中でも、遊具の近くに、またはすぐに利用できるトイレの設置の要望があったところがあります。つきましては、平成 31 年度 6 月から 8 月の期間限定で仮設

トイレ3基、これを設置いたしまして、そして31年度におきましても、また意向調査、入り込み調査を続けてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（田口廣之） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） これはやはりこの6月から8月にかけての期間は、公園トイレは必要だという考えのもとに、この仮設トイレを予算計上したものと考えますけれども、私質問したときには、やはり1年、ある程度期間をかけて実態というものを十分に把握しながら、それが必要かどうかということを見極めながら設置を考えていくという、町長答弁でございましたけれども、必要であるならば仮設でなくて、やはりしっかり常設したものが必要ではないかと考えるのですけれども、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（田口廣之） 経済建設課長。

○経済建設課長（川瀬康彦） 先ほどの利用状況のアンケート調査でございますけれども、トイレに不便を感じているという方が3割程度でありました。7割の方々につきましては、トイレに関する要望というのはございませんでした。また、リピーターもだんだんと多くなってきてございます。2回以上の方が、昨年の8月26日のアンケートでございまして、7割以上いらっしゃいました。ここで、現在のトイレの事情をご理解、そして道の駅などのトイレをご利用していただいているという実態が分かってきたところであります。つきましては、先ほどもお答えいたしましたけれども、まだ見極めるには早いのかなと。それで利用状況調査等を続けてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（田口廣之） ほかにありませんか。

板垣委員。

○委員（板垣良輔） 1点伺いたいと思います。

ページ、141ページです。2目住宅管理費、1節報酬の公営住宅委員会委員報酬です。先般、隣、帯広市ですが、公営住宅の入居条件の緩和というのをを行いました。単身者向けの部屋というのですか、住宅が非常に倍率が高いのですが、逆に単身でない、複数世帯といいましょうか、が余りが出てきているというところで、そういった場合に限って、単身者でもそういった複数世帯の部屋に入居を認めるというふうに、入居条件を緩和するというふうに緩和しました。幕別町においても、学ぶところがあるのではないかなというふうに思いますが、幕別町の単身者に向けての公営住宅についてのお考え、伺いたいと思います。

○委員長（田口廣之） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 公営住宅の単身入居の件でございますけれども、本町におきましては、基本的に間取りに応じまして、同居者が必要なものとかいうのを定めておりますけれども、本町の場合2回定期募集を行いまして、2回とも応募がなかった場合、直ちに随時募集に入りまして、随時募集始まりまして、3か月間、なお応募がなかった場合は、単身者においても間取りに関係なく入居いただくというような取扱をしております。

以上でございます。

○委員長（田口廣之） 板垣委員。

○委員（板垣良輔） 分かりました。そうですか、分かりました、いいと思います。単身者であるかどうか限らず、切れ目なく住宅政策を続けていくことが何より大切だというふうに思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

年齢制限について忘れておりました。その、今、課長おっしゃったケースで年齢制限、例えば65歳以上でないと単身者は入居できないというような縛りがあったと思うのですが、そういったことが適用されますでしょうか、そういった縛りが。

○委員長（田口廣之） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 年齢につきましては、高齢者ということで、公営住宅の場合60歳以上ということで制限をかけさせていただいております。

以上です。

○委員長（田口廣之） 板垣委員。

○委員（板垣良輔） 何度もすみません。繰り返しになりますが、そこですね、年齢に限らず、また単身者であるかどうかに限らず、切れ目なく最低限の生活を保障するという役割を果たしていくために、切れ目なく住宅政策を続けていくべきだというふうに考えます。さらに突っ込んだ検討をお願いしたいものだなと。年齢を引き下げていくべきだというふうに考えますが、最後、いかがでしょうか。

○委員長（田口廣之） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） もともと公営住宅法の中で 60 歳以上の方を高齢者として捉えて、その場合にあっては、本来でありますと、同居する方がいらっしゃるという入れない公営住宅であっても、単身入居を認めますよということになっておりまして、その理由といたしましては、そういう高齢者の方々は、どうしても民間賃貸住宅に入りたいといっても、民間の不動産屋さんで敬遠されたりですとかということでの、住宅困窮者であろうというようなことでの考えのもと、こういう要件が設けられておりますので、それを引き下げるということになりますと、また、それ未満の若年層の方が、また公営住宅に入居される機会が失われていくということもございますので、今の段階においては、60 歳という考え方を維持しながら、入居について公募を行っていききたいというふうに考えています。

○委員長（田口廣之） 板垣委員。

○委員（板垣良輔） 現在、公営住宅におきまして、あいているところ、長期にわたってあいているところなど、どの程度あるでしょうか、伺いたいと思います。

○委員長（田口廣之） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 長期間といいますと、1 年以上ということになるかとは思いますが、20 戸程度は長期間にわたって入居がないような状況が続いております。

以上です。

○委員長（田口廣之） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 8 款土木費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了をさせていただきます。

次に、9 款消防費に入らせていただきます。

9 款消防費の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 9 款消防費についてご説明申し上げます。

144 ページをお開きください。

9 款 1 項消防費、1 目常備消防費、予算額 5 億 5,986 万 8,000 円であります。

本目は、とかち広域消防事務組合の分担金であります。

2 目非常備消防費、予算額 4,405 万 3,000 円であります。

本目は、幕別町消防団に関わる経費で、1 節の消防団員報酬、9 節の災害及び訓練出動等に係る経費弁償のほか、145 ページをお開きいただきまして、18 節備品購入費は、29 年度から 2 か年で整備した消防団員の防火衣に係る備考資金償還金であります。

3 目消防施設費、予算額 687 万 5,000 円であります。

本目は、消防施設の管理に要する経費であり、146 ページになりますが、19 節負担金補助及び交付金は、消火栓取替工事に伴う負担金であります。

4 目水防費、予算額 87 万 5,000 円であります。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（田口廣之） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 9 款消防費につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終

了させていただきます。

次に、10 款教育費に入らせていただきます。

10 款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（岡田直之） 10 款教育費につきまして、ご説明を申し上げます。

147 ページをお開きください。

10 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費、予算額 231 万 4,000 円、本目は教育委員 4 名の報酬、旅費及び交際費などであります。

2 目事務局費、予算額 6,346 万 2,000 円、本目は教育委員会事務局の管理運営費、臨時職員等の共済費、各種負担金、交付金等に要する費用であります。

1 節報酬は、教育支援委員会委員 10 名、いじめ防止対策推進委員会委員 5 名の報酬に加え、本年度からスタートする学校運営協議会委員 55 名の報酬であります。

7 節賃金の細節 2 は、教育委員会事務局の事務補助員 1 名の賃金、細節 6 は学校教育推進員 3 名の賃金、細節 7 は、まっく・ざ・まっくにおいて、不登校の児童生徒に対する学習指導や教育相談などを行う臨時職員 3 名の賃金であり、このうち 1 名は、北海道のスクールソーシャルワーカーを兼ねております。

148 ページ、149 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、149 ページの細節 8 は、幕別高等学校、中札内高等養護学校幕別分校、江陵高等学校及び 4 月から新設される幕別清陵高等学校における特色ある教育活動に対しての補助金であります。

細節 9 は、教職員の研修授業のほか、児童生徒の英語暗唱大会や作品展の開催などに要する費用を交付するものであります。

細節 12 は、高等学校に在学する生徒のいる世帯に対し、就学上必要な経費を交付するものであります。

細節 13 の小中一貫教育推進交付金は、各中学校エリアで行う乗り入れ授業等の教育活動に対しての交付金であります。

3 目教育財産費、予算額 9,659 万 1,000 円、本目は小中学校の校舎、教職員住宅等の維持管理に要する費用であります。

11 節需用費のうち細節 40 は、学校及び教職員住宅に係る修繕料。

150 ページになります。

15 節工事請負費、細節 2 は札内東中学校の学校林更新工事や、白人小学校の高圧受電設備の老朽化に伴う更新工事、教職員住宅リフォーム工事などであります。

細節 3 は、札内中学校屋内運動場の老朽化に伴い、床の全面改修を行うもの。

細節 4 は、札内東中学校の校舎中庭東面のガラスブロックをサッシ窓に改修する工事であります。

151 ページになります。

4 目スクールバス管理費、予算額 8,817 万 7,000 円、13 節委託料のうち細節 5 はスクールバス 12 路線の運行委託料、細節 6 は魅力ある高校づくり支援事業に関わるスクールバスの運行委託料で、中札内高等養護学校幕別分校及び幕別高等学校が行う職業体験等に対してスクールバスを運行するための委託料であります。

5 目国際化教育推進事業費、予算額 1,355 万 4,000 円であります。

7 節賃金のうち、細節 2 は学習指導要領の移行期間の取組として、小学校の外国語活動専任の臨時職員 1 名を配置するもので、細節 4 は中学校 5 校において、英語教諭とのティーム・ティーチングによる英語指導のほか、幼稚園や小学校にも訪問し、英語指導を行う嘱託職員 2 名の賃金であります。

152 ページになります。

6 目学校給食センター管理費、予算額 2 億 6,477 万 8,000 円、本目は幕別学校給食センター及び忠

類学校給食センターの管理運営に要する費用であります。

本年度の給食数につきましては、児童、生徒、教職員を合わせて、幕別は1日約2,630食、忠類は1日約210食を見込んでおります。

7節賃金、細節2は、幕別13名、忠類6名の調理員及び幕別1名の事務職員の賃金、細節4は、幕別学校給食センターの調理及び業務に係る嘱託職員7名に要する費用であります。

11節需用費のうち、細節4の消耗品費には、カレー皿3,000枚の更新費用を含んでおります。

153ページになります。

細節60及び細節61は、給食食材の購入に要する費用であります。

12節役務費のうち、細節16の給食調理員等衛生検査手数料は、10月から3月の6か月間、職員のノロウイルス検査を新たに実施することに伴う増額であります。

13節委託料のうち、細節5は、6路線分の配送委託料であります。

154ページになります。

15節工事請負費は、幕別学校給食センター調理場の回転窯等の設置部床の改修に要する費用であります。

18節備品購入費は、フードスライサー及び食缶等の更新に要する費用であります。

155ページになります。

2項小学校費、1目学校管理費、予算額1億9,868万8,000円、本目は小学校9校の管理に要する費用であり、本年度の児童数は、前年度より27人減の1,397人、教職員数は159人の見込みであります。

7節賃金の細節2は、町単独で任用する4校4名の学校事務補助職員賃金。

細節6は、7校39名の特別支援教育支援員賃金であります。

156ページになります。

13節委託料は、小学校の管理清掃や警備などに要する費用であります。

19節負担金補助及び交付金の細節5は、学校規模に応じた必要な管理費用、細節6は学校行事や体験活動などに要する運営費を交付するものであります。

2目教育振興費、予算額6,308万8,000円であります。

11節需用費の細節4は、学校への配分のほか、学習指導要領改訂に伴う小学校3年生用の社会科副読本の購入費用であります。

157ページになります。

13節委託料は、小学校の体育の授業を支援するため、指導者の派遣を委託するものであります。

18節備品購入費の細節2は、小学校のパソコン教室用パソコン及び教職員用パソコンの更新に要する費用並びに北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用し、購入を進めておりました児童用コンピューターや大型モニター、実物投影機の償還金であります。

20節扶助費は、新入学学用品費の入学前支給をはじめ、就学援助などに係る費用が主なものであります。

158ページになります。

3項中学校費、1目学校管理費、予算額1億3,692万2,000円、本目は中学校5校の管理に要する費用であり、本年度の生徒数は、前年度より34人減の721人。教職員数は101人の見込みであります。

7節賃金の細節2は、町単独で任用する3校3名の学校事務補助職員の賃金、細節7は、4校7名の特別支援教育支援員の賃金であります。

159ページになります。

13節委託料は、中学校の管理、清掃や警備に要する費用が主なものであります。

19節負担金補助及び交付金の細節5は、学校規模に応じた必要な管理費用。

細節6は、学校行事や体験活動などに要する運営費を交付するものであります。

2目教育振興費、予算額6,941万3,000円であります。

8 節報償費の細節 3 は、部活動などで優秀な成績をおさめ、全道・全国大会に出場する際の費用を補助するものであります。

11 節需用費の細節 4 は、学校への配分のほか、31 年度から教科化される道徳の教師用指導書の購入費用であります。

160 ページになります。

18 節備品購入費の細節 2 は、教職員用パソコンの更新に要する費用及び北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用し、購入を進めておりました、生徒用コンピューターや大型モニター、タブレットの償還金であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 4 は、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的に、引き続き中学生の修学旅行に要する費用の一部を補助するものであります。

20 節扶助費は、新入学学用品費の入学前支給をはじめ、就学援助などに係る費用が主なものであります。

161 ページになります。

4 項幼稚園費、1 目幼稚園管理費、予算額 1,647 万 2,000 円、本目はわかば幼稚園の管理に要する費用であり、本年度の児童数は 3 歳児が 16 人、4 歳児が 13 人、5 歳児が 14 人の合計 43 人となる見込みであります。

7 節賃金の細節 2 は事務補助職員 1 名と代替職員 3 名の賃金、細節 4 は園長の賃金、細節 6 は支援員 3 名の賃金であります。

162 ページになります。

2 目教育振興費、予算額 3,140 万 6,000 円であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 の私立幼稚園入園料保育料補助金は、保護者の経済的負担軽減のために、入園料及び保育料の一部を補助するものであります。

20 節扶助費、細節 1 は国の基準に基づき、保育料の一部を扶助するものであります。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費、予算額 1,699 万 7,000 円、本目は社会教育委員 15 名の報酬のほか、生涯学習アドバイザー 1 名分の嘱託職員賃金、各種団体等の補助金などが主なものであります。

163 ページになります。

9 節旅費の細節 3 は、中学生及び高校生の海外研修の引率者 3 名分と小学生国内研修の引率者 6 名分の旅費、19 節負担金補助及び交付金の細節 8 は、中学生 16 名、高校生 3 名分の海外研修参加に係る補助金、細節 11 は小学生 35 名分の国内研修に係る補助金であります。

164 ページになります。

2 目公民館費、予算額 1,001 万 3,000 円、本目は糠内、駒島公民館及びまなびや相川と中里に係る管理運営経費のほか、しらかば大学の運営に要する費用であります。

165 ページになります。

3 目町民会館費、予算額 2,389 万 2,000 円、本目は町民会館の管理運営に要する費用であり、11 節需用費のほか、13 節委託料が主なものであります。

166 ページになります。

4 目郷土館費、予算額 878 万 3,000 円、本目はふるさと館及び蝦夷文化考古館の管理運営などに要する費用であり、7 節賃金の細節 4 は、生涯学習推進員 1 名分の嘱託職員賃金や、11 節需用費が主なものであります。

168 ページになります。

5 目ナウマン象記念館管理費、予算額 1,467 万 8,000 円、本目はナウマン象記念館の管理運営に要する費用であり、7 節の賃金及び 11 節需用費が主なものであります。

なお、本年度はナウマン象化石骨発見 50 周年となりますことから、北海道博物館等との連携による発掘 50 周年記念特別展や記念講演、発掘 50 周年回顧ナウマン象発掘などを予定しております。

169 ページになります。

6 目集団研修施設費、予算額 163 万 8,000 円、本目は集団研修施設駒島の管理運営に要する費用であり、11 節需用費が主なものであります。

170 ページになります。

7 目図書館管理費、予算額 4,369 万円、本目は本館、札内・忠類分館の管理運営に要する費用であります。

7 節賃金は、臨時司書 8 名、ブックモービル運転手 1 名、臨時職員 1 名の賃金であります。

8 節報償費の細節 1 は、図書館で開催いたしますスワディ講座やお楽しみ会に係る講師謝礼であります。

172 ページになります。

15 節工事請負費の細節 1 は、電灯用変圧器の老朽化に伴う修繕工事であります。

18 節備品購入費、細節 1 の図書資料は 3,050 冊、細節 2 の AV 資料は 54 タイトル分の購入に要する費用であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 6 は、町民文芸誌幕別の発行に係る交付金であります。

8 目百年記念ホール管理費、予算額 8,235 万 1,000 円、本目は百年記念ホールの管理運営及び忠類地区の生涯学習講座に要する費用であります。

13 節委託料の細節 1 は、指定管理料であります。

173 ページになります。

18 節備品購入費は、百年記念ホール予約システム購入に係る北海道市町村備荒資金組合の資金の借入れに伴う償還金、19 節負担金補助及び交付金は、文化協会への活動補助金及びまくべつ町民芸術劇場への交付金が主なものであります。

6 目保健体育費、1 目保健体育総務費、予算額 890 万 3,000 円、本目はスポーツ推進委員 12 名の報酬のほか、大会参加奨励金や、各種団体等の補助金が主なものであります。

8 節報償費の細節 3 は、少年団や部活動などで全道・全国への文化・スポーツ大会などに出場する際の交通費や宿泊費などの費用の一部を補助するものであります。

174 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 7 は、チャレンジデー実行委員会への補助金で、本年度は 5 月の最終水曜日になります。5 月 29 日に秋田県にかほ市及び広島県北広島町と三つの自治体での対戦となることを予定しております。

2 目体育施設費、予算額 3 億 1,016 万 1,000 円、本目は農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター、忠類体育館、運動公園陸上競技場及び野球場、町民プールなどの管理運営に要する費用であります。

7 節賃金は、パークゴルフクラブハウスのクマゲラハウス 3 名分、町民プール監視員 24 名分の賃金であります。

175 ページになります。

13 節委託料は、各体育施設の管理委託に要する費用のほか、176 ページになりますが、細節 12 は、札内スポーツセンター及び農業者トレーニングセンターの指定管理料であります。

15 節工事請負費の細節 1 は、札内南町民プール上屋シート取り替えに係る工事費、細節 4 は、農業者トレーニングセンター改修に係る工事費であります。

18 節備品購入費の細節 1 は、農業者トレーニングセンターバスケットゴール更新に係る備品購入費であります。

以上で、10 款教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（田口廣之） 説明が終わりましたが、ここで質問を予定されている方を確認いたしますので、挙手をお願いいたします。

(挙手する者あり)

○委員長(田口廣之) この際、お諮りいたします。

本日の委員会は、この程度にとどめ散会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(田口廣之) 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日は、これで散会いたします。

なお、明日 12 日の委員会は午前 10 時から開会いたします。

16 : 44 散会

平成 3 1 年度

各会計予算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成 31 年 3 月 12 日
開会 10 時 00 分 閉会 15 時 05 分
- 2 場 所 幕別町役場 3 階議場
- 3 出 席 者

① 委 員 (18 名)

板垣良輔	荒 貴賀	高橋健雄	小田新紀	内山美穂子
小島智恵	若山和幸	小川純文	岡本眞利子	東口隆弘
野原恵子	中橋友子	藤谷謹至	谷口和弥	千葉幹雄
寺林俊幸	乾 邦廣	藤原 孟		

② 委員長 田口廣之

③ 委員外議員 議長 芳滝 仁

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	川瀬俊彦
教 育 長	菅野勇次	企 画 総 務 部 長	山岸伸雄
住 民 福 祉 部 長	合田利信	経 済 部 長	萬谷 司
建 設 部 長	笹原敏文	会 計 管 理 者	原田雅則
忠類総合支所長	伊藤博明	札 内 支 所 長	坂井康悦
教 育 部 長	岡田直之	政 策 推 進 課 長	谷口英将
総 務 課 長	新居友敬	地 域 振 興 課 長	川瀬吉治
糠 内 出 張 所 長	天羽 徹	税 務 課 長	高橋修二
住 民 生 活 課 長	佐藤勝博	保 健 課 長	白坂博司
商 工 観 光 課 長	亀田貴仁	水 道 課 長	山本 充
保 健 福 祉 課 長	半田 健	経 済 建 設 課 長	川瀬康彦
学 校 教 育 課 長	山端広和	学校給食センター所長	宮田 哲
図 書 館 長	武田健吾		

ほか、関係主幹、係長及び係

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 細澤正典 課長 林 隆則 係長 遠藤寛士

- 4 審査事件 平成 31 年度幕別町一般会計ほか 8 会計予算審査
- 5 審査結果 一般会計質疑
- 6 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 田口廣之

議事の経過

(平成31年 3月12日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（田口廣之） それでは、昨日に引き続き、予算審査特別委員会を開会いたします。

はじめに、報告いたします。

理事者から、平成31年度予算積算基礎47ページに誤りがあり、別紙のとおり正誤表の提出がありましたのでお配りしています。

それでは、10款教育費について、説明が終わっておりますので、質疑をお受けしたいと思います。
内山委員。

○委員（内山美穂子） きのう説明がありましたけれども、169ページ、5目ナウマン象記念館管理費なのですけれども、内容をもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

○委員長（田口廣之） 教育部主幹。

○教育部主幹（鎌田浩） それでは、ナウマン象化石骨発見50周年記念事業の事業内容を説明いたします。

まず、事業にいたしまして、五つの項目で事業を予定しております。

まず一つは、50周年記念に伴いまして特別展ということで、これにつきましては、北海道博物館で所蔵しております忠類産ナウマン象の本体化石の里帰りということであります。

これにつきましては、過去にも里帰りを行っていますけれども、47個の化石全部を里帰りする、これは今回初めてやる事業であります。その里帰り展を予定しております。

それとあわせまして、実物大のマンモス象模型の展示ということで、これにつきましては、北広島市の所蔵しておりますマンモス象の模型、実は、この模型につきましては、スタyroフォームで断熱材とか、そういったものを使って、北広島市の小中学生が共同でつくったという事業でありまして、この忠類の地においてもこの象を借用させていただき、組み立てには忠類の小中学生と一緒に組み立てて、展示をしたいなというふうに考えております。

次、2番目なのですが、ナウマン象発掘跡地の発掘ということですが、これにつきましては、10年前に発掘40周年事業で発掘をした折に、ナウマン象の足跡と、あとほかの動物の化石が見つかったということで、それをさらに掘り下げる、またナウマン象の群れを足跡があるのではないかとということが想定されておりますので、それにあわせてまた新たな発見を狙っての発掘となります。

また、この発掘に当たりましては、発掘跡地で人がたくさん集まることと、住民の方々も見に来るだろう、見学に来るだろうということから、当時発掘に携わった方の発掘の思い出話とか、それと学術的なことも現場で説明できたらというふうに考えております。

あと、三つ目なのですが、これは記念講演といたしまして、まず学術的な講演を一つ、それと、今の化石象と今の象との比較という形での実際の象の話をしていただきたい。

1番の学術的な話につきましては、専門的な忠類ナウマン象の研究をされている方などを講師に招きたいというふうに考えています。

あと、二つ目の象の関係なのですが、実は、きょう円山動物園の象の一般公開というふうになっておりますけれども、あそこと連携いたしまして、ミャンマーから象を導入したときの過程などお話しいただければというふうに思っています。これにつきましては、50年前にも実は帯広動物園の、今現存しております象のナナちゃんが発掘跡地を訪問したという歴史的な経過もありますことから、50年後につきましても、どこか象を飼育しているところのお話を講演でいただきたいというふうに予定しております。

あと、講演とはまた別といたしまして、発掘に携わった方の当時の思い出話も何か話す機会を設け

たいというふうに思っています。

あと、四つ目といたしまして、これは他団体との連携ということでありまして、なるべくこの事業は10月中に行いたい。

それにつきましては、産業まつりですとか、どんとこい村祭りですとか、そういった事業も10月にあるということで、相乗効果を狙ったような形で行いたいと思います。

また、観光協会、特に忠類支部などをお願いいたしまして、講演のときにはPRコーナーなども設けたいと思っています。

あと、忠類出身芸術家等の個展、これにつきましては、ナウマン象記念館の展示室を利用して、これは4月から来年の3月までの間に何とか個展を開いて、地域の協力ということで開いていただきたいということで、今ちょっと検討中であります。

あと、五つ目といたしましては、その他といたしましては、発掘の50年後の今回の事業の記録といたしまして、何か映像化をしたいと、記録映像を撮りたいと。50年前もいろんな映像がありましたけれども、それをあわせて今後は編集するために、記念館の展示に使用できるような記録映像を撮っていきたいというふうに思っています。

あと、もう一つ大きなところといたしましては、発掘跡地にあります産状模型の見学のところですが、枕木の部分がちょっと損傷しているということで、これは住民の方から提案があったのですけれども、もし新しくつけるのであるのであれば、象の足跡などをつけてきちんとしたメモリアル的な場にしたらどうかという提案もあったことから、そういった事業も今後、実施するような方向で考えております。

とにかく、この五つの事業につきましては、住民参加と歴史の再認識と次世代への継承ということを狙って展開する予定としております。

以上です。

○委員長（田口廣之） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 五つの事業、盛りだくさんでありました。これを機会に、次世代に伝えられるような、多くの町民が心に残るような、そういった事業になることを期待しています。

○委員長（田口廣之） よろしいですか。ほかに。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 2点ほどお聞きしたいと思います。

154 ページ、1 目学校給食センター管理費、15 節工事請負費になると思うのですが、学校敷地内にある外トイレの改修計画を町としてお持ちなのかお聞きしたいと思います。ことし、芽室の小学校で改修が行われたという報道がありまして、幕別としてはどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

もう一つが、156 ページ、1 目学校管理費、18 節備品購入費、同じく 159 ページ、1 目学校管理費、18 節備品購入費についてなのですが、小学校、中学校の備品購入費なのですが、除雪機の購入の考えとかはあるのかちょっとお聞きしたいと思います。今年度予算案に保健福祉センターに除雪機の購入が予算化されているのです。職員の負担軽減が図られたということで、大変よかったかなと思うのですが、小学校、中学校にも実は必要ではないかという思いから、ぜひその辺の考えについてお聞きしたいと思います。

○委員長（田口廣之） 学校教育課長。

○学校教育課長（山端広和） はじめに、トイレの改修の部分でございますけれども、15 節工事請負費の中で見ている部分につきましては、経常的な修繕といいますか、突発的な部分に対応する部分として、予算としては計上しているところでございます。この中で、計画的にどこかのトイレの更新という部分の内容としては、今現状では含まれておりません。

それと、備品購入の部分でございまして、除雪機の購入の部分につきましては、小学校2校ほど今回備品の中で要望があったものからニーズの高いものという形で、2校分の除雪機の購入を考

えているところでございます。

○委員長（田口廣之） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） では、1点目から質問したいと思います。

外トイレなのですが、やはり利用者の利便性を向上して、公園のトイレも町として改修計画がある中で、改修していくというお話がある中で、やはり学校の外トイレも改修する必要があるのではないかと思います。これは、もう長いこと要望してきたところではあるのですが、公共施設管理計画では、学校の管理計画であって、要は敷地内については計画がないというお話があったものですから、やはり遊具、トイレ、そういったところに改修は必要ではないかと思っています。特に、トイレはやはり大変重要なものでありますから、古いままにしておくのではなくて、やはり随時、改修を行う必要があると思ひまして、そのためには、やはり計画を持って随時、全部の学校にあるわけではないのですが、改修計画を持って予算化する必要があるのではないかと思ったところです。

除雪機のことですが、要望があったところから随時というお話がありました。学校に聞きますと、実は、ことし雪が少なく大変よかったというお話があるのですが、学校の駐車場はホイールローダーが町で入ってくれて除雪してくれて助かるのですが、非常口から道路につないでいるのですとか、その他敷地の子供たちが歩くところは、手で用務員さんが主に行っているのです。かなり学校の敷地は広いのですよね。それを用務員さん一人で、何かたまに校長先生もお手伝いしていただけるという話もあるのですが、大変雪が多い年は厳しかったというお話があつて、ことしはなくてすごく助かったというお話があったものですから、学校としても実は教育委員会に予算要望を行ったことがあったのですというお話があったので、ちょっとその辺のほうをもう一度学校のほうとすり合わせて、購入のほうを考えていただければと思っていますところであります。

あと、外トイレの改修計画をその辺だけお願いいたします。

○委員長（田口廣之） 学校教育課長。

○学校教育課長（山端広和） 外トイレの改修の計画という部分でございすけれども、まず、今、直近で急がれる部分といたしましては、学校、校舎等のいわゆる長寿命化、こちらのほうをまず優先的に計画を立てて実施していかなければいけないというふうに考えております。あわせて、それらほかの部分につきましても、順次、そういった個別計画に合わせてできるもの、あるいは別途検討していかなければいけないものという部分は分けながら、こちらについても計画的にという部分ではございすけれども、まずは学校施設、そちらのほう为重点的な部分がございすので、まずそちらを優先的にというふうに考えております。

それと、除雪機のほうの部分につきましては、今2校と言いましたけれども、ほかにも要望は複数校ございました。ただ、経過年数等、老朽度、修繕等で何とかまだ使えるといったところは、若干後年次ということで先送りいたしまして、もうどうしても使えないような状態の部分につきましては、今言いましたように2校導入するというので、こちらにつきましても要望に応じて順次計画的に導入していきたいというふうに考えております。

○委員長（田口廣之） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 学校を先に改修計画を行うと。大変予算もかかりまして、かなり時間がかかるものなのですが、やはり子供たちの安全を考えたときに、学校敷地内のものはやはり改修計画を載せて行う必要があるのではないかと思います。やはり学校、校舎、大切です。一番というお考えは分かりますけれども、子供たちが遊ぶ場所、校舎内のものは管理するのは教育委員会の責務ですので、ぜひ、そのことは後ということにはならないかと思うのですが、同じぐらい重要なものでもあります。子供たちの安全のために改修をもっていただければと思いますが。

○委員長（田口廣之） いいですか。ほかに。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 大きく4点お尋ねします。

156 ページ、学校管理費の13委託料、教職員のストレスチェックというのがあります。同じく 159

的な疾患で休養しているといった教職員につきましては、今年度ございません。2名休職されておりますが、こちらについては内臓疾患といいますか、病的な形の中での長期休業者は2名いらっしゃいます。

続きまして、2点目の学校体育支援事業の部分でございます。

学校体育支援事業につきましては、基本的には小学校、大規模校が中心になりますけれども、小学校で、こちらはNPO法人のスポーツクラブとの委託の中で、小学校に派遣しているところでございます。その中において、基本的には、大体、年間で計1,500時間の中で割り振りした中で、専属の方を1名、各学校に授業のサポートあるいは体力テストのサポート等を行っていただいているところでございます。

それと、次、保護者負担の部分でございますけれども、まず補助教材の総額という部分でございますが、これ以外の学校徴収費の部分につきましては、PTA会費ですとか、児童会費とか、さまざまほかの部分がございますが、こちらにつきましては、あくまでも学校で使われる資料として提示しているのは、テストとかドリルとか、漢字ノートそういった部分の補助教材という形で記載しているところでございます。

あと、学校間での格差でございますけれども、こちらにつきましても、例えば、学力テストを行って、それぞれの学校で学力の改善プランをつくりまして、全てが統一的にこの教科という部分ではございません。それぞれの学校で分析したその結果をもとに、さまざまな形で工夫された中で教材等を使用していることから、その教育課程に合わせた中で工夫された中で各学校で取り組んでいるため、それぞれの教材につきまして共通なものではないということでご理解いただきたいと思います。

それと、制服と制服の価格の違いという部分でございますが、まず、例えば範囲、幕別中学校でしたら3万8,988円から4万1,668円、ほかの学校も幅があります。これは、あくまでもサイズ、大きさによってこれ価格が変わってきます。そのためこの価格の幅があるということがまず1点。それと、学校間での違いという部分でございますが、幕別中学校と東中学校につきましては、それぞれ指定している制服を使用していることから、若干価格が違ふと。それ以外の3校につきましては、標準の学生服を使用しているため、この価格の幅という形になっております。

次に、英語の指導助手の部分でございますけれども、基本的には、今現状では、学習指導要領の移行期間の部分でございますけれども、3、4年生が35時間、5、6年生は70時間、ただし来年につきましては、さらに30時間、失礼いたしました、最終的に、30年、31年が、3、4年生が15時間、5、6年生が50時間、そして、英語指導助手につきましては、3、4年生と5、6年生のほうで授業に当たって、サポートに当たっているとといった内容でございます。

それと、各学年ごとの授業時数でございますが、1年生が850時間、2年生が910時間、3年生が980時間、4年生から6年生はそれぞれ1,015時間という形となっております。

増えるのか増えないかという部分につきましては、基本的には、外国語活動の部分と教科化に伴いまして外国語の部分最終的には増えるという形になっております。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） では、順次お尋ねします。

最初にお尋ねした教員のストレスチェックについては、理解をいたしました。特別な事情のない限り、全教員がきちっと受けられて、医療機関に関わるという人はいなかったということで、これは、理想的な形なのではないかというふうに思います。ぜひ、これからも続けていただきたいと思いますというふうに思います。

2番目の、教育振興費の体育の支援ということですが、スポーツクラブから各学校に、当然、学校機関に来ていただくわけですから、スポーツの指導とあわせて教育的な配慮というのにも兼ね備えた方に来ていただいているのだらうというふうに思います。その確認と、それぞれ学校に1名ということですが、どこどこの学校に配属されているのでしょうか。

制服の関係です。まず、制服と補助教材の関係ですが、各学校ごとの違いというのは、教育

方針の中身によって変わってくるのだということでもありますから、当然生じてくると思うのですが、この補助教材も含めて、いわゆる保護者に対する学校からの徴収金ということに関わりまして、一定程度このぐらいの幅で、とにかく過大な負担にならないような、そういった教育委員会としての指導といえますか、方針というのを各学校に示してやっていらっしゃるのかどうかということです。

それと、制服のほうなのですが、サイズによって随分違うんですね。例えば、糠内中学校、札内中学校のところで、一般質問でもありましたけれども、倍以上ですよ、同じ形で。つまり、今のご説明だと、LL サイズだとか大きいサイズになると、小さい普通のサイズの倍になってしまうというようなことなのではないでしょうか、この示し方でいくと。随分、一般的な衣料のサイズごとの価格からいって、倍になるなんていうことはなかなか考えづらいのですけれども、どうなのでしょう。まず、そこをお聞きます。

それと、授業時間数なのですが、私、学年ごとの1週間の授業時間数をお尋ねしたのですけれども、お答えいただいたのは、これ年間ですね。1週間、つまり4こま、6こまというようなイメージでいって、1週間当たり各学年はどのぐらいかというのが出されていると思うのですけれども、これなかなか夏休み冬休みも入りますから、これを週単位に自分で分けるということが難しいのですけれども、委員会で押さえておられる、今、そういう特別休暇がないときの、普通のときの1週間の授業時間数の、1年生から6年生までどのぐらいになっているかというのは分かりますか。

以上です。

○委員長（田口廣之） 学校教育課長。

○学校教育課長（山端広和） まず、体育支援の部分でございますけれども、こちらにつきましては、毎日行っているわけではございません。必要に応じて行っている形になっておりますので、その学校に必ず毎日いるというわけではなくて、必要なときに学校と調整しながら行っているという形の流れでございます。

それと、教材の部分ですけれども、これ過大な負担にならないような指導という部分でございすけれども、これは、教育委員会の中では、例えば、振興費で必要な備品ですとか、そういった部分は配分予算でしております。そのほか、先ほど言いました教材備品につきましては、その学校の中で必要だという部分は、十分その学年単位ですとか、そういった中でこういったものを導入しようという中で導入しているという部分で、一概にその部分についてコストをなるべくカットといえますか、そういった部分の特段の指導という部分ではしていません。

それと、学生服、サイズの部分でございすけれども、サイズの違いもありますが、これ標準服ですので、ものによっては素材が違うものもあるのかなと思っております。ですので、必ずしも同じものが、標準服は全てが、標準服と言いましても、学生服、昔ながらの学生服ですが、メーカーとかいろいろなものによって多少その辺の幅が出てくるのかなと。その中から選んでいくという形になったり、先ほど言ったサイズもそうですし、そういった部分で幅がちょっとできているのかなというふうに思っております。

それと、時間数の部分でございすが、基本的に年間1,015時間という形となると、1週間29こまになります。つまり、29ということになりますと、6時間授業が4回と5時間授業が1回、これが先ほど言いました1,015時間になります。そのほかにつきましては、二十七、八時間ぐらいのこま数で各学校で学年ごとで組み立てているという形になっております。

学校体育支援事業の部分でございすが、学校につきましては、幕別小学校、白人小学校、南小学校、北小学校、その他5校につきましては、必要に応じて学校のほうに出向いているというような中身となっています。資格につきましては、教員免許等を持っている方がその中にいらっしゃるという形で、委託業務の中で配置しているという形でございます。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 体育支援員のことについては分かりました。

教員の負担軽減ということからも、私は教員の定数が増えていくことが一番いいとは思っているの

ですが、現実にはそうっていないということから、こういった有資格者の方に応援をしていただくということは、現時点では有効な事業だというふうに思います。ぜひ、負担軽減になるような、いろんなサイクルでやられるのでしょうけれども、各学校にきちっとこういった措置ができるように進めていただきたい、このように思います。

次に、学校ごとの負担金について、特別なことは委員会としてはしていませんよということでありますが、一度、十勝管内では、帯広が学校徴収金の一覧表を出されたことがあるのです。これは補助教材だけではないのですけれども、そうすると、帯広は学校数も多いですから、学校によってはものすごい開きが出てきた、3倍、5倍という開きが出てきたということが、2016年の調査で明らかにされまして、こういった点ではやはりある程度の均衡を図るといいますか、負担軽減に向けるような指導、提言を委員会もすべきではないかということでありました。うちの場合には、学校数そのものもそんなに多くないですから、ここで言う教材費だけの開きでは5,000円程度ということでありますので、ぜひ、その辺注意していただいてやっていただくということしかないかなと思います。

制服のほうなのですけれども、なかなかちょっと私自身が理解できないというか、標準服というのを指定しているからだということなのですけれども、これ、あれなのでしょうか、業者さんというか、販売さんも含めて、何社か、一般的に言えば入札というふうになるのですけれども、そんな形がとられて手元に届くようになっているのか。といいますのは、ことしの2月に、道教委も、各学校の制服について、高過ぎるということで報告書を出しているのです。この報告書の中身が、やっぱり各メーカーだとか、それから販売店に対して、きちっと指導をして、公正取引委員会などでも2017年に報告書を出していますけれども、やっぱりあまりにも開きがあるということに対して、きちっと対応すべきだということなのですよ。その辺は押さえたいのかどうかですね。どうなのでしょう。

あと、授業時間数です。1週間平均すると29こま、6時間と5時間が1日ですね。そのほかは28から27、当然、4こまの5日間でしたら20時間ですけれども、それ以上8時間なり9時間多い授業日数になっているのが現状だと。大変、教員の方たちは、長時間勤務にならざるを得ない授業を持っているというようなことが、この時間数でも分かります。ここに英語だとか入ったら、さらにプラスになっていくということになるのでしょうか。改善に向けての取組とかというのはなされているのでしょうか。

○委員長（田口廣之） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 私から、保護者負担の関係について、ご答弁させていただきたいと思います。

まず、軽減に向けた指導、学校に対する指導であります。補助教材につきましては、先ほど課長が申し上げましたとおり、それぞれ学校で特色ある教育活動をやっておりますので、多少のばらつきがあるということで、現状においては指導は行っておりませんが、制服につきましては、さらに保護者負担の低減が図られるような取組が可能ではないかということで、それにつきましては、今現状では競争とか、そういったことはやっておりませんので、例えば見積もり合わせによって値段を決めるですとか、そういったことの取組ができるのではないかとということで指示をしたところであります。

あわせまして、制服の入札ですけれども、現状においては指定店で買っていただくということでありまして、指定店といっても町内には数が少ないのですけれども、入札は行っていないのが現状であります。しかしながら、今申し上げましたとおり、次年度以降は、そういう競争原理が働くような取組をしてまいりたいというふうに考えております。

あと、制服の価格のばらつき、これすごくばらつきあるのですが、この標準服というのが、簡単に言いますと昔ながらの学生服であります、黒い詰め襟ですね。それが、糠内中学校、札内中学校と忠類中学校、この3校が標準服ということで、これは、メーカーによっても生地によっても、これは我々のスーツと同じようにさまざま値段の幅があります。これ、今、ネットで見ると、上下で1万円くらいから買えるのもありますし、すごくいい生地ですと高いのもありますから、そういったことによるこの価格差ということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（田口廣之） 学校教育課長。

○学校教育課長（山端広和） 英語が入ってきて時数が増えるのかという部分でございますが、今、実際には、学習指導要領の改訂に向けて移行期間ということで取り組んでおります。時数的に、総時数の中ではその時数でやっておりまして、例えば、今年度で言えば、3年生、4年生の英語につきましては15時間、5、6年では50時間、来年につきましては、さらに移行の部分でプラス20時間増えていく形になりまして、トータルでは3、4年生が35時間、5、6年生が70時間という形で、そして次の年に全面実施という形に流れていくということになります。そうした中で、全体の時数の中の整理はどうなのだということだと思いますけれども、これ各学校とも協議しておりますけれども、最終的にまだどういう形になるのかというのは明確なお答えはできませんけれども、時数がやはり今の現状ではかなり厳しくなるのかなというふうには想定しております。そのため、例えば、長期休業期間の部分の調整でしたりとか、5時間授業を6時間にするですとか、手法はあるかと思いますが、そういった中で授業時数の確保ということに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それと、もう1点、失礼しました、集金の部分、学校徴収金の話だと思いますが、こちらにつきましても、今後も保護者負担の部分につきましては十分注視してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 保護者負担につきましては、補助教材あるいは制服あわせまして、説明の中身は一定分かりました。あとは、例えば制服であれば、何を選ぶかというのは、どの値段を選ぶかというのは保護者になるのだろうというふうに思います。私たちの着ているものにも差があるということで、分かりやすい説明ではありましたが、しかし、制服ですから、やっぱり一定程度定められたものというのが、そして良質で安価というのがやっぱり大事だと思うのです。その辺は委員会としても注意をしていただきたいと、このように思います。

あと、学校の授業数ですけれども、これは本当に早急にきちっと結論を出していかなければならないことだと思います。既に、今までの授業時間数に一昨年からですか昨年からですか、道徳が入りましたよね。これで、また授業時間が増えているのですよ。さらに英語が入ってくる、しかも全学年で入ってくるということになりましたら、3、4年で35時間だとか、5、6年で70時間というのを今あるものに加算していくと、5、6年ではこれは今1,015時間が1,085時間、もう30時間、1週間の授業数にしたら30時間をとうに超えてしまうと思うのです。こういうのが、子供にとっての負担、教育効果、それから教員にとっての授業をやることと、それから授業を準備する時間がつくれないという、どんどん削られていっているという状況に今なっているわけですね。

ですから、新しく何か取り入れたときには、例えば、今までのほかの授業時間が削ることができるのかどうか、単なる授業だけではなくて、一般質問でもこの間ありましたけれども、本当に子供にとって必要な授業といいますか、授業というのは時間の授業も合わせて、それから取組の中身ですね、体力テストのこともありましたけれども、本当に精査をして、子供にとって必要なものをきちっと洗い出して、そして、授業全体のこま数は抑えていくというようなことを、今からでもきちっとやっていかなかったら、本当に大変なことになっていくというふうに思います。

既に、今、課長のお答えの中にも、長期休暇を縮める、つまり、夏休みとか冬休みを短くするというのが、もうほかのところからは打ち出されているのがありますけれども、そのこと自体も、もうそこでやってしまえば簡単なのかもしれないけれども、今やっている中で、不必要とは言いませんけれども削れるものがあるのではないかと、そこを整理をしていただいた上で、総時間数そして1週間の時間数というのを、子供にも教員にもきちっと無理なくこなせるような設定を、教育委員会としては方針を持ってほしいというふうに思います。どうでしょうか。

○委員長（田口廣之） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 授業時数の確保に関わってであります。先ほど課長から答弁申し上げましたとおり、外国語活動が入ってくるということで、今、教育委員会においても、準備段階といたしま

して、小学校の先生はなかなか英語に特化した先生が少ないと思います。それで、小中一貫の加配を受けて小学校に中学校の英語の先生が授業に行く、それを小学校の先生がみんなで見て研修をして英語の授業力を高めるですとか、道の加配事業だけではなく、新年度からは国の加配事業も受ける予定でもあります。そういったできる限りの道・国の制度を活用しながら、小学校の先生たちの英語の授業力を高める取組も行いながら、なおかつ学校においても、やはり削れるこまといいますか、行事、そういったことにつきましても、今、小中一貫教育もスタートいたします。その中で、小中合同でやることによって縮減できるような取組はないのか、そういったことも常々検討しております。例えば、体力調査にしても、中学校で会場をつくって、そこに小学生が行ってやるとか、そういった取組も既に始まっておりますので、できる限り学校の授業の効率化を図りながら、ゆとりのあるような授業時数の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（田口廣之） よろしいですか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 扶助費の件について、関連で質問いたします。

今、中橋委員と違う質問、扶助費に関してですけれども、今、就学援助のことですけれども、文科省が2019年から制服代やランドセル、これを支給する入学準備金を1万円引き上げております。これ小学生も中学校も。それから、卒業アルバム代も新規に補助対象としております。今、この就学援助も金額が倍増しておりまして、入学前支給もだんだん広がり始めております。そういう中での増額なのですが、幕別町としても、新年度からこの増額をこの就学援助の中に含まれているのでしょうか。その点お聞きしたいと思います。

○委員長（田口廣之） 学校教育課長。

○学校教育課長（山端広和） こちらにつきましては、今現状の単価は、現行の単価という形でみております。ただ、今おっしゃったような基準単価の引き上げにつきましては、引き上げる予定だという形でまだ確定の通知はちょっと来ておりませんので、それをもって検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（田口廣之） 野原委員。

○委員（野原恵子） 文科省のほうからこの金額が確定という通知が来た場合には、幕別町としても増額を検討していく、増額をしていく、こういう確認でよろしいのでしょうか。

○委員長（田口廣之） 学校教育課長。

○学校教育課長（山端広和） 基本的には、国の単価に合わせて設定していることから、同じように考えております。

○委員長（田口廣之） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 学校体育授業支援事業委託料でございますけれども、体育の授業、必要に応じて学校と調整して派遣すると。その中で、体育授業においてもいろんな授業があると思うのですが、幕別町はスキー場が二つありまして、スキー授業あるいはスケート授業ということも体育授業に含まれると認識しているところでございますけれども、スキー授業に関する派遣という部分はどのぐらいあるのか、また、スケート授業に関しての派遣というのはどのぐらいあるのか、お願いいたします。

○委員長（田口廣之） 学校教育課長。

○学校教育課長（山端広和） スキーまたはスケートの授業での活用ということでございますけれども、大変申しわけありません、授業時数はちょっと押さえているのですけれども、ここでの活用の部分の実態は、ちょっと今、現状で把握しておりませんので、申しわけございません。

○委員長（田口廣之） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 特色ある授業ということで、多分、幕別町はスキー授業ということでやられると思うのですが、スキー授業を実際にやっている学校というのはどのぐらいあるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（田口廣之） 学校教育課長。

○学校教育課長（山端広和） ほとんどがスケートのほうの実施で、忠類のほうの地区について、スキーの授業をしています。そのほかについてはスケートでございますが、スケートのほう、中学校につきましては、リンクをつくっているのが幕別中学校ですので、幕別中学校のほうで実施しているというような状況でございます。

○委員長（田口廣之） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 何を聞きたいかと言いますと、やはり委託されている業者でもできない部分が体育支援では出てくるかと思うのですけれども、その辺を、例えば忠類であれば、スキー学校に負担がかかっている部分もあります。その辺を、体育の授業を考えるとときに、柔軟にこの委託という部分で考えられるようにしていただきたいのですけれども、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○委員長（田口廣之） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 今、藤谷委員おっしゃいましたように、体育の支援につきましては、この委託のほかに、それぞれの学校で明野ヶ丘スキー場に行ったり、忠類、白銀台スキー場に行ったりとかという授業もやっております。その際は、スキー協会ですとか、忠類の白銀台スキー学校の皆さんにもご協力をいただきながら授業をやっているということもあります。私も一緒に授業に行くこともあります。それこそ、コミュニティ・スクールの一歩だとも思いますので、今後におきましても、地域のそういった方々の活用、ご協力は最大限いただきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（田口廣之） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 質問の途中ですが、この際、11 時 10 分まで休憩いたします。

10 : 59 休憩

11 : 10 再開

○委員長（田口廣之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を受けたいと思います。

野原委員。

○委員（野原恵子） 1 点お聞きいたします。

156 ページ、1 目学校管理費、12 節役務費、16 児童健康診断手数料、これは小学校の部です。それと、中学校に関わって同じく 158 ページです。ここで児童生徒の健康診断の件ですけれども、今、食生活が変化してきておりまして、子供の成人病も危惧されているところです。

それで、この健康診断の中に、成人病に関わる検査、健診、そういう項目が盛り込まれているのかどうか、その点お聞きしたいと思います。

○委員長（田口廣之） 学校教育課長。

○学校教育課長（山端広和） 健診の部分につきましては、各種健診の部分ですが、内科検診ですとか、歯科検診ですとか、尿検査、そういった部分で組み込まれており、特段、成人病の部分という検査については組み込まれておりません。

○委員長（田口廣之） 野原委員。

○委員（野原恵子） 今、危惧されているところは子供の肥満ですけれども、それと同時に、肥満でなくても隠された成人病とかそういうものも含まれている、そういう傾向も今あらわれてきております。そういう中で、子供の、児童生徒の段階から健診をきちっとしていくということが、今、大事ではないかというふうに私は思います。

また、歯科検診も虫歯だけではなくて、歯の矯正というところも、かむ力をしっかり整えていくということでは、歯並びも健診の中に含めていくということも今大事ではないか。この近年なのですけ

れども、子供の体型、この顔の骨格というのですか、そのことも近年変わってきていまして、矯正も一つの、かむ力が大事だということで、そこも見直されているという状況も生まれてきております。

ですから、そういうことも含めて、健診の中にきちっと盛り込んでいくことが必要ではないかと思いついて、ぜひ、成人病検診、それから歯科検診の内容も改めていくことが必要ではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（田口廣之） 学校教育課長。

○学校教育課長（山端広和） 特に、肥満ですとか、今言った歯科検診で歯並びといった部分でございませうけれども、これは基本的にその中の検査項目としてはございませうけれども、受診の際に、受診された児童生徒の方にそういった指導といいますか、こうしたほうがいいよといった簡易的な指導ではございませうが、その際に指導しているといった状況でございませう。

○委員長（田口廣之） 野原委員。

○委員（野原恵子） そういう兆候が見られる場合には指導をしているという、そういうことなのではないかと。健診の結果を踏まえて、傾向が見られる児童生徒には指導をしている、それは健診を行っている医師がそういう指導をしていくということなのではないかと。

○委員長（田口廣之） 学校教育課長。

○学校教育課長（山端広和） 直接は、その受診する歯科医師なりが判断して、その中で、こういったことをしたほうがいいですとか指導をします。ただ、その後においては、学校を通じて保護者にそういった結果といいますか、こういったことの指導を受けていますよという形で通知といいますか、お知らせしているような状況でございませう。

○委員長（田口廣之） 野原委員。

○委員（野原恵子） 保護者に指導するだけではなくて、やはりその児童生徒が成長していく過程で、早目に健診結果に基づいて食生活の改善ですとか、それから健康管理の面で、保護者ともしっかりと連携をとりながら、きちっと手だてをとっていくということをきちっと進めていくことが大事だと思います。そして、今、子供の成長というのは非常に変化してきておりますので、そういう点も、しっかりと健診の中身も踏まえながら、学校教育それから家庭教育と連携して子供の体を管理していく、そのところをしっかりと踏まえた対策を今後とってやっていただきたいと思います。

その点についてお答えをいただきます。

○委員長（田口廣之） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 今、課長が申し上げましたとおり、やっている部分もありますし、また、今、学校には栄養教諭もおりますので、人数が限られておりますのであまり多くの時間はできませんが、栄養教諭における栄養指導、食育、そういったものにも取り組んでいるところでありますので、今後におきましても継続して取り組んでまいりたいと思います。

○委員長（田口廣之） 小島委員。

○委員（小島智恵） 150 ページですけれども、3 目教育財産費の 15 節工事請負費の中の細節 1 学校・教員住宅補修工事の中に入ってくるかと思うのですけれども、校長・教員住宅断熱化工事の実施についてお聞きしたいと思いますが、年 1 戸実施されているという計画で進められているかと思うのですけれども、今年度はどこをされるのか、差しさわりなければ教えていただきたいのと、それと、老朽化の状況、その点、実態把握を把握をどのようにされているのかお聞きしたいと思います。

1 点のみです。

○委員長（田口廣之） 学校教育課長。

○学校教育課長（山端広和） まず、工事につきましては、農村部の校長住宅を 1 戸ということで予定しております。

また、老朽度合いにつきましては、28 年度にそういった教員住宅の実態を把握した中で、今後の教員住宅のあり方についてどうしていくかという形の計画書をつくっております。その中で、老朽度合いに応じてリフォーム等を実施していくといった考えでございませう。

○委員長（田口廣之） 小島委員。

○委員（小島智恵） 農村部のというところなのですけれども、私が聞いているところは恐らく違うところだと思うのですけれども、その老朽化の実態把握ですね、実際どういったふうにされているのか、どういう形で実態把握されているのか、もう一回、再度お伺いしたいと思います。

○委員長（田口廣之） 学校教育課長。

○学校教育課長（山端広和） 基本的には、40 年以上経過した教員住宅について、まず早急に整備していかなければいけない、あるいは真に必要なかどうかも含めて、その中で考えております。現状では、40 年以上が 18 戸ございます。まずはこういった古い老朽化している教員住宅のリフォームを優先的に実施していきたいというふうに考えております。

○委員長（田口廣之） 小島委員。

○委員（小島智恵） 40 年以上という、ある程度の基準を持ってということだと思うのですけれども、私が聞いた話ですと、大分前の代の校長先生のほうから、既にそのときから老朽化が進んでいるということで、冬場がかなり寒いようで、また、トイレの水も完全にもうがちがちに凍ってしまうという話も聞いていまして、かなり冬場ひどい状況だというふうにお伺いしているのですけれども、40 年以上という基準もあるのですけれども、そういった状況の実態把握、実際の実態のところもしっかり把握していただいて、優先順位をつけて取り組んでいただきたいと思います。察するに、そういった校長先生、教頭先生も、直接教育委員会のほうに言ってくるなんてことは、それはもう言いづらい面もあるかろうと思いますので、教育委員会のほうがその実際の現場の実態把握のほうもしっかり把握していただいて、取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

答弁も求めます。

○委員長（田口廣之） 学校教育課長。

○学校教育課長（山端広和） 今、言われました現状、学校の毎年実施されている要望、調査、そういった部分も上がってきます。そういった中で、現場に出向きながら、しっかりと声を聞きながら、緊急度合いあるいは老朽度合い、そういった優先順位も含めて協議しながら、計画的に進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（田口廣之） ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 10 款教育費につきましては、ほかに質疑はないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費に入らせていただきます。

11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費について、一括して説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 11 款公債費につきましてご説明申し上げます。

177 ページをお開きください。

11 款 1 項公債費、1 目元金 16 億 6,292 万 4,000 円、借り入れいたしております起債の償還元金でございます。

2 目利子 1 億 2,819 万 1,000 円、これも借り入れいたしました起債の償還利子であります。

以上が、公債費になりますが、次のページであります。

公債諸費につきましては、平成 31 年度で廃目となります。

続きまして、12 款職員費につきましてご説明申し上げます。

179 ページになります。

12 款職員費、1 項 1 目職員給与費 17 億 8,965 万 7,000 円、本目は特別職を含め、一般会計から支弁する 218 人分の人件費であります。

2 節の給料は、前年度比 2 名減となっており、1,600 万円ほどの減となっております。

3 節職員手当等につきましては、人事院勧告に伴い、期末勤勉手当の増などにより 900 万円ほどの

増となっております。

4節の共済費では、約1,800万円ほど増となっておりますが、次のページの主に細節12の一般職退職手当組合負担金であります、平成28年度から平成30年度退職者に係る負担調整であり、追加し納付金を支払うものであります。

7節賃金は、臨時職員のうち常雇職員の賃金、19節負担金補助及び交付金は、福祉協会への負担金であります。

以上が、職員費であります。

次に、13款予備費につきましてご説明いたします。

181ページになります。

13款予備費、1項1目予備費500万円であります。

以上で、公債費、職員費及び予備費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（田口廣之） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 職員費のほうでお尋ねしたいと思います。

資料を出していただきまして、臨時職員の賃金に関わることでありますから、この職員費の範囲だけではないと思うのですけれども、ここに常雇職員など臨時職員が出ていますので、ここに関連をさせていただいてお尋ねをしたいと思います。

幕別町の職員の職種によりまして、それぞれ、もちろん正職員は別にいたしまして、臨時職員の場合に、常雇であったり、あるいは日給であったり月給であったりというのがあるということが、この資料の中で示されております。それで、一定の基準を設けて、常雇であるとかあるいは月給制であるとかというふうにしていると思うのですが、まず、その基準をお示しいただきたいと思います。

○委員長（田口廣之） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） それぞれの基準でございますけれども、例えば、常雇職員でありますれば、その常雇職員の例えば条例といいますか、その後の要綱などに定めております。また、臨時職員においても、そういった要綱、規則などで定めておりますので、それに基づいて行っているという状況でございます。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） それは分かるのですけれども、その要綱に当てはめて分けていくと思うのだけれども、例えばその要綱に入れるときに、勤務時間数であるとか、年間の日数であるとか、あるいはその職種の中身であるとか、それぞれあるのだと思うのです。その辺の分け方、示してください。

○委員長（田口廣之） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今、委員からのご質問の職種における基準という話だと思います。

特に、臨時職員においては、一般事務補助並びにそれらに類するどちらかというと補助的な業務ということで、臨時職員という一般の日額の臨時職員は、そのような形で雇用しているものでございます。

また、中には、臨時職員の月額という方もいらっしゃいます。それにつきましては、例えば図書館なんかでは月額職員になっておりますが、そういう方につきましては、採用がなかなか困難である、少し専門性がある、かつそういう採用がなかなか難しい分野につきましては、月額において雇用しているという実態がございます。

さらに、嘱託職員でございますけれども、その嘱託職員につきましても、どちらかという、嘱託職員は職員に準ずる定例的な業務を行っていただくというような考え方で雇用していると。基本的には、嘱託職員は月額の職員ということになります。

あと、常雇職員につきましては、先ほど課長が申し上げましたように、条例で設定しておりまして、職員に準ずる職員として、専門的かつ継続的な業務について雇用しているということでございます。

以上でございます。

○委員長（田口廣之） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 大変失礼しました。私の認識がちょっと間違っていました。

常雇職員については、要綱によって、先ほど申し上げました専門的かつ継続的な業務を行う職員ということで雇用しているということでございます。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 公務員の方たちの非正規状況にある方というのが、北海道の中でも全体で3万人近くになっているということで、待遇改善といいますか、今、全体に非正規労働者のことは、公務員だけではなくて全体の中で待遇改善ということで問題視されているところですが、特に公務員に絞って言えばそういう状況があります。

幕別の場合も、今出していただきました資料を見ますと、代替部分も入れますと正職員を超えて非正規職員がいるということになっていますね。全道的には、職員と非正規職員の割合、大体、非正規職員が3割から4割、2016年では34.1%ということでありすけれども、それは、幕別の場合、例えば代替を除いた場合でも49.9と高い数字になるわけですね。この数字の違いだけでどうこうということはやっぱり言えない面もあると思います。例えば、うちは、各学校に支援員の補助をずっと手厚くしてきたという、そこは臨時職員でありますから、そういう点で臨時職員が増えていくという点では、単にその割合だけで見てはいけないというのは押さえております。その上で、やはり待遇改善にこれまでも取り組んでこられました。保育士の日給制を月給制に変えてくるとか、随分頑張ってはこられたと思うのですけれども、この状況をそのままにしないでさらに変えていく必要がやっぱりあるのではないかというふうに思います。

例えば、今、部長がお答えいただきました月額専門性がある採用が難しいという人については、図書館の司書など月額というのですけれども、この採用が難しいというその根拠といいますか、専門性も持って、その仕事に誰よりも精通して、そして勤務時間も当たり前、これでいけば7時間半ですか、当たり前勤務すると。だけれども、職員ではなくて非正規だと。私から見ると、理由は経済的な理由しかないのではないかというふうに思うのですけれども、その辺の専門性を本当に認めていて、きちっと仕事をしていただく上でも、やる気を出していただく上でも、本採用というのは本当に大事だと思うのです。そこに変えていくというようなことはお考えはないでしょうか。

○委員長（田口廣之） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今、委員おっしゃられている部分、私も理解するところでございますけれども、特に、例えば保育士なんかは、お配りしました表で言いますと、月額の臨時職員で言いますと、23人が町立の保育所の臨時職員かというふうに思いますけれども、確かに勤務の内容自体は、表面的には正規職員の保育士と何ら変わらないように見えますが、やはり正職員となりますと、長期的な保育計画を立てたり、職員の割り振りをしたり、施設も含めた全体の管理だとか、そういうものを担っていただける職員が、正規職員として各保育所にはきちっと配置しているということでございます。

ここの月額の臨時職員につきましては、そういう正職員の補助として、例えば、正規職員は担任を持っていたいておりますけれども、臨時職員の月額の職員については、基本的には、副担任的な扱いとして正職員の補助としてあくまでも入っていただいているということから、やはりおのずと正規と臨時職員の仕事の内容が違うと、かつ、保育だとかそういう部分につきますと、今後のさまざまな保育の要望、保育の流動性等を考えますと、全ての職員をやはり正規職員とするのはなかなか難しいということもあるということとは理解していただきたいというふうに考えています。

その上ででございますけれども、先日来のご質問にあるとおり、臨時職員の待遇改善を含めての話ですが、今、会計年度任用職員の中で整理をしているところでございます。会計年度任用職員になりますと、今まで私どもが任用していた臨時的任用職員または地方公務員法の17条における一般職の非常勤職員、大体ここの中に臨時職員というのがおさまっているところでございますけれども、それら

が全て、新しい地方公務員法の 22 条の第 2 項における新しい制度において、会計年度任用職員という形が出てきます。その中で、どのような仕事内容で、かつ労働時間もどうすればいいのかというのを含めて、その中で、今、鋭意調整かつ調査等をして、32 年 4 月からこの制度が始まりますから、その中で、今、調整なんかを行い、かつ、ただ、今、臨時職員として任用している方のこれは給与また厚生面、これは現状のやつをより下げるといふことには、これはなかなか難しいだろうと、できないだろうといふことで、その状況を踏まえてどういう位置付けにするかといふことを検討しているといふことでございます。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今、保育士のことを例にとられましたから申し上げたいと思うのですが、まず、後段ご説明いただいた会計年度任用職員というのは、これは新しく始まることですが、一定、ボーナスが出るとか、いろんな意味で改善はされるのだろうというふうには思いますが、しかし、期限を切った雇用という、そういうところの根底のことは変わらないわけですね。その年数にもよりますが、ですから、理想としては、やはり本当に専門性がある能力があればきちっと職員にしていこうというのが私は第一だと思うのです。

部長、その仕事が違うのだとか、責任の度合いが違うのだと、そういうふうな配置をされているので、そういうお答えなのだと思うのですが、現場に入って一番大事なのは、例えば、今、保育士の例が出ましたから、子供さんの命を預かってきちっと保護養育するというのが一番ではないですか。その点では、みんな専門性、有資格者で持っているではないですか。そこをきちっと評価すると。

確かに、具体的にその正職員の方たちのプラスの仕事というものはあるのだと思うのです。ただ、現場で保育している人たちの声の中には、同じ責任を持って子供に当たっていること、あるいは、いろんな休暇やローテーションの関係で、臨時保育士だけでクラスを持つ、そういう日も生まれてくるとか、そういうことで、それは自分たちも真剣に責任を持ってやらざるを得ないですね、教室に正職員の方がいないわけですから。そういうことも、これだけ正職員が少なくて臨職が多くなると、そういうことが生まれてくるのですよ。だから、そんなこともやっぱり考えて、やると。

もう一つ、この間、今回、保育所では 9 名の待機児が出たということですが、受け入れるためには、やはり保育士を増やしていかなかったら受け入れられないという、建物のこともありますけれども。そのときに、なかなか保育士が集まらないのだと。その理由は何かという、やはり臨職で募集しますから、待遇がよくないのですよ。それで保育士に手を挙げてこないというところが、これは幕別町だけではなくて、全道的な、全国的なことですよ。

私、地元の新聞に集中して保育士の方たちの投稿が載ったので、記録しておいたのですが、本当に、なぜ保育士が不足しているか分かりますか。ただ賃金が安いだけではないのです。雇用状況が昔と何一つ変わらないというようなことで、期限付きであること、そして年間の収入が非常に安いというようなことを書きまして、子供の命を預かる仕事で毎日神経を使ってやっているけれども、1 年間で切られてしまうというようなことなども、延々とあります。やっぱり、こういうことは、町としては、きちっと受けとめて、少しでも改善をさせていくということが必要ではないでしょうか。

資料から見ますと、そういった専門性があるというふうには思うのは、やはり保育士であるとか、それから司書ですね。司書、保健師、保健師なども月額が多いのですが、そういったところは専門職の方だろうというふうには受けとめています。

また、これはなかなか難しいというふうには言われているのですが、学童保育、午後出勤とかというようなこともあって、月給制は難しいというふうには言われているのですが、時間勤務で言ったら、これ 7.5 時間というふうになっていますよね。勤務時間で当たり前に 7.5 時間働いて、1 年間いろいろあっても通して働いていただけないという方についてはやはり月給制に移行する、専門性にあるところはいわゆる正職員採用を考える、それから、そうではない学童の指導員の方たちのような分野については月給制を考えるというふうな、きちっと分けて、待遇改善に向けるべきではないかと思えます。

そういう考えがあるので、一番最初に、どんなすみ分けでやっているのだということをお尋ねしたのですけれども、そういう改善に向ける考えを伺いたいと思います。

○委員長（田口廣之） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今、私も保育士を例にとってお話しさせていただきましたけれども、委員おっしゃっていることも、私ども全く理解していないということではなく、理解はしているつもりでございます。

しかしながら、やはり正規職員の仕事、これは先ほど私お話ししましたように、やはり臨時職員の仕事とちょっと違っていると、中身が違うと。それと、責任といったところはやっぱり違うのではなからうかと。

また、一方では、正規職員となりますと、やっぱり保育士だけでなく、全体の定数というのが出てきます。これ、正規職員については、条例で定数を定めております。そういうことから、その定数にも影響してくる。それはというと、やはり効率的な行政を最小限の経費で行うという原則のもとで職員の配置なりは考えていかなければ、将来にわたって職員を採用するということは負担が生じてくる部分ですから、仕事の内容それと効率性などもやはり一方では考えていかなければならないのではなからうかというふうに考えております。

ただ、その上でございますけれども、今、委員お話ありました臨時職員の処遇改善、繰り返しになりますけれども、どのように今後、配置なりまた給与の面、厚生面を含めて、どういうふうに整理していくのが、今後、幕別町の臨時職員といいながらも職員でございますので、職員として気持ちよく働いていただけるかということに関しては、今後の会計年度任用職員の中できちっと整理をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（田口廣之） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

以上をもちまして、歳出、1 款議会費から、13 款予備費までの審査が終わりました。

引き続き、一般会計歳入の審査に入ります。

1 款町税から 22 款町債まで、一括して説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 歳入についてご説明申し上げます。

16 ページをお開きください。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 11 億 8,252 万 2,000 円、個人の均等割、給与所得、農業所得は増加を見込んでいるものの、営業所得が災害の反動減などによって、前年度対比で 1.7%の減額を見込んでおります。

2 目法人 1 億 4,413 万 3,000 円、今年度 10 月からの法人税割の税率引き下げにより、前年度対比 6.3%の減額を見込んでおります。

2 項 1 目固定資産税 10 億 7,931 万 2,000 円、土地の下落修正により、前年度対比 1.4%の減額を見込んでおります。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金 1,695 万 8,000 円、前年度同額を見込んでおります。

次のページになります。

3 項 1 目軽自動車税 7,547 万 8,000 円、課税台数の増により、3%の増額を見込んでおります。

2 目環境性能割 89 万 8,000 円、消費税率 10%の引き上げ時に軽自動車の自動車取得税が廃止されることに伴い、新たに導入される税目でございます。

4 項 1 目町たばこ税 1 億 6,889 万 4,000 円、喫煙者の減少により対前年 1.2%の減を見込んでおります。

5 項 1 目入湯税 1,102 万 2,000 円、前年同額を見込んでおります。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税 9,000 万円、地方揮発油税の総額の 42%が市町村に譲与されるものであります。

前年と同額を見込んでおります。

2 項 1 目自動車重量譲与税 2 億 1,000 万円であります。

自動車重量税の総額の 40.7%が市町村に譲与されるもので、前年と同額で計上しております。

3 款 1 項 1 目利子割交付金 800 万円、北海道に納入された利子割額の 5 分の 3 に相当する額が市町村に交付されるものでございます。

前年と同額で計上しております。

4 款 1 項 1 目配当割交付金 1,000 万円であります。

これにつきましても、北海道に納入された配当割の 5 分の 3 について市町村に交付されるもので、前年と同額で計上しております。

19 ページになります。

5 款 1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金 800 万円であります。

これにつきましても、北海道に納入された株式等譲渡所得割の 5 分の 3 に相当する額が市町村に交付されるもので、前年対比で 60%の増額を計上しております。

6 款 1 項 1 目地方消費税交付金 5 億 2,000 万円であります。

北海道に配分された地方消費税の 2 分の 1 に相当する額が市町村に交付されるもので、前年比 8.3%の増額で計上しております。

7 款 1 項 1 目ゴルフ場利用税交付金 1,900 万円でございます。

前年と同額で計上しております。

8 款 1 項 1 目自動車取得税交付金 3,500 万円であります。

前年対比 30%の減額で計上しておりますが、10 月からの消費税 10%引き上げに伴い廃止されるものであります。

2 目自動車税環境性能割交付金 2,300 万円であります。10 月から新設される自動車税の環境性能割交付金の皆増となります。

9 款 1 項 1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金 30 万円であります。

前年同額であります。

10 款 1 項 1 目地方特例交付金 2,500 万円であります。

住宅借入金等特別控除に係る住民税の減収補填に加え、本年度は新たに自動車税環境性能割及び軽自動車環境性能割の臨時的軽減による税収補填について全額措置されるもので、前年度対比 25%の増額で計上しております。

11 款 1 項 1 目地方交付税 55 億 1,100 万円であります。

前年度対比で 2.9%の増額で計上しておりますが、このうち普通交付税につきましては、前年度交付決定額の 0.6%増の 52 億 6,100 万円で見込んでおります。

21 ページになります。

12 款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金 500 万円であります。

交付実績等を考慮し、前年同額で計上しております。

13 款 分担金及び負担金、1 項 分担金、1 目農林業費分担金 1 億 592 万 5,000 円であります。

農業基盤整備事業に係る分担金であります。

2 項負担金、1 目民生費負担金 1 億 1,415 万 2,000 円であります。

施設型保育施設の保育料が主なものであります。

次のページになりますが、14 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料 221 万 9,000 円ありますが、札内コミュニティプラザや近隣センター使用料が主なものとなっております。

2 目民生使用料 2,959 万 4,000 円、主なものとしたしましては 2 節の児童福祉使用料のへき地保育所保育料、学童保育所保育料であります。

3 目衛生使用料 327 万 9,000 円、葬斎場及び墓地の使用料となっております。

4 目農林業使用料 2,778 万 7,000 円ですが、町営牧場の入牧料が主なものであります。

5 目商工使用料 1,102 万円、スキー場リフト使用料、次のページになりますが、忠類白銀台スキー場にあります宿泊ロッジ使用料が主なものであります。

6 目土木使用料 1 億 5,070 万 9,000 円、1 節の道路占用料や、4 節の公営住宅使用料が主なものであります。

7 目教育使用料 557 万 4,000 円、2 節の幼稚園保育料や 3 節のナウマン象記念館入館料が主なものとなっております。

次のページでございますが、2 項手数料、1 目総務手数料 1,045 万円、戸籍住民票手数料が主なものであります。

2 目民生手数料 984 万 3,000 円、2 節の介護予防サービス計画等作成手数料が主なものであります。

3 目衛生手数料 5,707 万円です。

主なものは、ごみ処理手数料であります。

4 目農林業手数料 17 万円です。

農地の移動に係る嘱託登記手数料などです。

5 目土木手数料 348 万 5,000 円、次のページになりますが、建築確認申請の手数料や完了検査手数料などが主なものであります。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金 7 億 8,113 万 3,000 円、1 節の障害者自立支援給付費、2 節の児童手当や保育所等に係る施設型給付費等負担金などが主なものであります。

次のページになります。

2 項国庫補助金、1 目総務費補助金 1,153 万 3,000 円、地方創生推進交付金や個人番号の交付に係る補助金であります。

2 目民生費補助金 8,350 万 8,000 円、1 節の障害者福祉に係る地域生活支援事業補助金、2 節の学童保育に係る地域子ども・子育て支援事業交付金であります。

3 目衛生費補助金 387 万 2,000 円、母子保健衛生感染症予防事業に係る補助金であります。

4 目土木費補助金 1 億 9,781 万 7,000 円、1 節は道路や橋梁に係るもの、2 節は公園施設の長寿命化対策事業に係るもの、3 節は公営住宅に係る交付金であります。

5 目教育費補助金 1,320 万円、主なものは 3 節の幼稚園就園奨励費に係る補助金などです。

27 ページになりますが、3 項国庫委託金、1 目総務費委託金 19 万 1,000 円、中長期在留者登録事務に係る委託金であります。

2 目民生費委託金 674 万 9,000 円、基礎年金事務などに係る委託金であります。

16 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費負担金 4 億 7,344 万 5,000 円、1 節の国民健康保険基盤安定費や障害者自立支援給付費、後期高齢者医療保険基盤安定費、2 節の児童手当に係る負担金、保育所等に係る施設型給付費等負担金などが主なものであります。

次のページになりますが、2 目農林業費負担金 1,653 万 1,000 円、農業委員会職員設置費に係る道の負担金などです。

3 目土木費負担金 3,871 万 8,000 円、地籍調査事業に係る道負担金であります。

2 項道補助金、1 目総務費補助金 90 万円、防災備蓄に係る補助金であります。

2 目民生費補助金 1 億 2,483 万 9,000 円、1 節の地域生活支援事業や重度心身障害者医療などの障害者福祉に係るもの、ひとり親家庭医療費や高齢者に係る各種事業、2 節は学童保育に係る地域子ども・子育て支援事業や乳幼児医療費などの児童福祉に係る補助金などです。

29 ページになります。

3 目衛生費補助金 54 万 6,000 円、健康増進事業に係る道補助金であります。

4 目農林業費補助金 3 億 4,812 万 8,000 円、主なものといたしましては、1 節で中山間地域等直接支払交付金など、2 節は地域草地基盤強化支援事業道補助金、3 節は各種土地改良事業に伴う道補助金

でございます。

次のページになりますが、4節は民有林や町有林の管理、造成に係る道補助金であります。

5目商工費補助金 131 万円、地方の消費者行政機能拡充のための補助金であります。

6目教育費補助金 36 万 1,000 円、学校支援地域本部事業に係る補助金であります。

3項道委託金、1目総務費委託金 7,393 万 2,000 円、2節の道民税徴収事務委託金、3節の知事道議選挙や参議院議員選挙の委託金、4節の指定統計調査委託金などであります。

31 ページになりますが、2目衛生費委託金 1 万 5,000 円。

3目農林業費委託金 571 万 8,000 円、3節の土地改良事業に係る委託金が主なものであります。

4目商工費委託金 1 万 8,000 円。

5目土木費委託金 310 万 2,000 円、1節の樋門管理業務に係る道委託金が主なものであります。

6目教育費委託金 76 万 5,000 円、スクールソーシャルワーカーの配置に係る委託金であります。

次のページになりますが、17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入 1,639 万 5,000 円、土地及び建物の貸付収入であります。

2目利子及び配当金 7 万 1,000 円、各種基金等からの利子収入であります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入 1,383 万 4,000 円、皆伐材等の売払収入が主なものであります。

2目物品売払収入 2,917 万円、忠類の育苗センター苗木売払収入などあります。

33 ページになりますが、18款1項寄付金、1目一般寄付金 10 万円であります。

2目総務費寄付金 2 億円、ふるさと寄付金であります。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金 3 億 5,000 万円、31 年度予算における一般財源充当分として繰り入れるものであります。

2目減債基金繰入金 1 億 5,000 万円、既発債の償還に充当するため、減債基金から繰り入れをいたしまして公債費の支出に充てるものであります。

3目まちづくり基金繰入金 2 億 753 万 4,000 円、ふるさと寄附を各種事業の財源として活用すべく繰り入れするものであります。

20款1項1目繰越金 20 万円ではありますが、次のページになりますが、21款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、1目延滞金 3 万円、2目の加算金は 1,000 円、3目の過料は 1,000 円であります。

2項1目町預金利子 1,000 円であります。

3項貸付金元利収入、1目ウタリ住宅貸付金元利収入は 81 万 1,000 円であります。

2目生活環境改善設備資金貸付金元金収入につきましては 20 万円ではありますが、トイレの水洗化改善に伴う貸付金によるものであります。

3目勤労者福祉資金貸付金元金収入は 800 万円であります。

35 ページになりますが、4目農業ゆとりみらい総合資金貸付金元利収入につきましては 4,107 万 8,000 円。

5目中小企業貸付金元金収入は 4 億 500 万円であります。

6目忠類振興公社貸付金元利収入につきましては 3,000 万 1,000 円であります。

7目工業団地取得資金貸付金元金収入につきましては 1 億 1,568 万 2,000 円であります。

4項受託事業収入、1目総務費受託事業収入 3 万円、2目民生費受託事業収入 1,000 円、3目衛生費受託事業収入 410 万 5,000 円、後期高齢者健診受託事業が主なものであります。

4目教育費受託事業収入 368 万 6,000 円、中札内高等養護学校幕別分校への給食配送に係る受託事業収入であります。

次のページになりますが、5項雑入、1目滞納処分費 53 万円、2目弁償金は 2,000 円、3目の違約金及び延滞利息は 1,000 円であります。

4目雑入 2 億 2,392 万 1,000 円であります。

1節は住民健診等の負担金、2節は学校給食費、3節につきましては各種施設の電話使用料となっ

ております。

次のページでございますが、4 節職員給与費負担金につきましては、とかち広域消防への職員派遣に伴うものであります。

5 節雑入につきましては、他の科目に属さない各種収入であります。

続きまして、39 ページになりますが、6 節国民健康保険特別会計負担金につきましては、インフルエンザ予防接種などに対する国民健康保険特別会計からの負担金であります。

5 目過年度収入 1,000 円であります。

22 款 1 項町債であります。各目に計上している起債のうち、ソフト事業につきましては、忠類地域における過疎債の充当ソフト事業であります。

1 目総務債 650 万円、マイホーム応援補助事業債が主なものであります。

2 目民生債は 1,580 万円であります。

忠類地域通所介護事業運営費補助事業債や子ども医療費助成事業債が主なものであります。

3 目の衛生債は 250 万円で、各種がん検診費用助成事業債が主なものであります。

4 目の農林業債は 8,070 万円で、2 節の道営農地整備に係る起債が主なものであります。

5 目商工費 1 億 2,230 万円で、商工観光振興に係る起債であります。アルコ 236 整備事業債などが主なものであります。

41 ページになります。

6 目土木債 3 億 3,070 万円で、1 節の道路橋梁整備や 2 節の公園施設長寿命化対策事業債、3 節の春日東団地建替事業債などが主なものであります。

7 目教育債 2 億 2,580 万円、1 節の札内中学校屋内運動場改修事業債、3 節の農業者トレーニングセンター改修事業債が主なものであります。

8 目臨時財政対策債は 3 億 5,400 万円で、普通交付税の財源不足を補うため、市町村みずからが地方債を発行しまして補填するものであります。

なお、元利償還金につきましては、後年次に全額交付税措置されることとなっております。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（田口廣之） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 一般会計歳入につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、一般会計の歳入歳出に関わります総括質疑をお受けいたします。

審査の途中ですが、この際、13 時まで休憩いたします。

12 : 03 休憩

13 : 00 再開

○委員長（田口廣之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を受けたいと思います。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 財政計画に関わりましてお尋ねしたいのですが、第 6 期総合計画に基づく財政計画の推移ということで資料をお願いしたのですが、資料はないということでありましたから、平成 29 年の 9 月に策定していただいた推計値、資料に基づいてお尋ねしたいと思います。

昨年の決算のときにも、この推計どおりに財政執行されていくと、基金の残高というのは 13 億円程度で、随分減ってしまうということをお心配しまして、大丈夫なのかということでお尋ねした経緯があります。そのときに、いろんな条件を言われて、大丈夫なのだという事だったので、そ

のときにも財政計画をお願いしたところだったのですけれども、一番は地方交付税の関係で一つ危惧される中の一つに、合併に関わっての算定替が平成 32 年度で終了されるので、一定のそのことを踏まえた計画になっていかなければならないということです。

ただ、そのときのお答えの中で、確かに減ってはいくのだけれども、幕別町としては優遇されるような何か条件があって心配ないのだというお答えでありました。現時点でもそうなのかどうか、心配がないのかどうか、まずはそこから伺いたいと思います。

○委員長（田口廣之） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 普通交付税の関係です。

合併して、合併算定替、それと一本算定ということで、特例期間が 10 年間ございました。その特例期間というのは、一本算定よりも合併算定替のほうが多くなるように、簡単に言ってしまうと、そういったものであります。10 年間で 32 億円の効果が、要するに合併算定替のほうで多くもらっているということでもあります。10 年以降は、今、段階的な縮減に入ってきておりまして、それが 28 年度から入ってきております。28 年度、縮減 1,300 万円余りで、合併算定替と一本算定の差額は 1 億 1,000 万円程度に下がりました。昨年 29 年につきましては、縮減額が 1,700 万円ほどで、一本算定と合併算定替の差が 4,500 万円ほどであります。この 12 年間で 34 億円ほど合併算定替で多くをいただいているということであったのですが、30 年度の普通交付税につきましては、一本算定のほうが 360 万円ほど上回りました。今までの効果がなくなってしまったということでもあります。それはどういうことかということも昨年の決算審査特別委員会でもお話ししたのですけれども、合併している団体については一本算定でかさ上げしてきますよという措置があります。それは 26 年から 30 年度までで、各費目がありまして、3 年間はされていくわけなのですけれども、そういった意味で、縮減があるのですけれども、一本算定のほうにかさ上げがされているということでもあります。

今後そういったことが大丈夫なのかどうかということなののですけれども、こちら普通交付税でありまして、国に決定権がありますので、需要額と収入額の差し引きの差額が収入されるわけなのですけれども、我々としたしましては、やはり地方財政計画をきちんと見ながら、普通交付税は収入の中で大きく、3 割ほどを占めておりますので、先ほどの一般質問でもありましてとおり、いかに一般財源を安定的に確保していくかということが課題になっていくのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今の、前段のほうはこれまでも説明いただいていた、当然、今まで二つの自治体一つになったわけですから、一つの自治体として交付税が見られるところを、特例としてそれぞれかさ上げしてきたと。いよいよそれがなくなるということで、そのなくなり方も、何度も延長などいろいろなのがありまして、合併特例債などもいろいろあって、手だては講じられたのですけれども終わりになっていくということは間違いないですね。

ただ、私の受けとめ方だったのかもしれませんが、そうであってもそんなに心配することはないのだというような、つまり平成 34 年度に基金が 13 億円になってしまうことの心配から始まってお尋ねしたのだけれども、そういった一本算定に関することについても、大きなそんなに危機感を持たなくてもいいというような押さえだったのですけれども、でも今のお答えでしたら、もう完全に一本算定のほうが上回る、つまり一本算定が上回るというよりは、今までの特例の効果はもうないという、やっぱり厳しいのですよね、はっきり言いましてね。それで、これから大丈夫なのかということなののですけれども。

昨年いただきました推計値では、29 年から 34 年までの 6 年間の数字できちっと明示していただきまして、それで真ん中に当たるこの平成 31 年、今、私たちが審議している予算なののですけれども、この計画書の中の数字と大きくは違わない、当然、計画どおりに来ているというふうに思うのです、ことしの今審議している予算も。そうなってくると、やっぱりだんだんゆとりがなくなる幕別町の財政と、そういうふうに判断せざるを得ないのですけれども、ここはこのとおりに押さえていいのでしょ

うか。第6期総合計画の30年から34年というところを見ているのですけれども、その総括の中で、基金が13億円になってしまうというところが、今の財政の執行でいったら、そうならざるを得ないということなのでしょうか。

○委員長（田口廣之） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） そうですね、この財政計画はあくまでも決算、当該年度ごとの決算額でこういうふうになるだろうということで、試算をしたものであります。31年度予算ベースと計画ベースで比較すると、4億円ぐらい歳入歳出で違うのですけれども、今ご質問にあった、非常にこれから財政状況が厳しく、この計画どおりになっていくのではないかと、基金残高も減っていくのではないかとというご質問なのですけれども、我々財政担当といたしましては、ほぼこの計画どおり、やはり経常経費ですとか義務的経費の支出が上がって、どうしても基金を繰り入れていかなければならないと。今までは、基金を繰り入れても戻すことができたのですけれども、最近の決算状況を見ると、例えば当初予算で3億円、財調を入れても2億3,000万円ほどしか戻せない。ですから、7,000万円ほどは要するに入れたままということで、食い潰しているような状況になっておりますので、そういった意味では、今後もやはり非常に厳しい財政状況が見込まれるというふうに我々は考えております。

以上です。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ちょっと残念ですね、もう少し好転するかと思ったのですけれども。

財政運用の中で、これまで健全財政の指標として、基金のことはあまり重視されずに、公債費比率などがずっと幕別町高くて、それを何とか返していくというようなことで、計画としては今もずっと下がり続けている現状なのですけれどもね。公債費比率も下がるけれども、基金も一緒に下がっていくよというような、これ、ちょっとこの辺を調整すれば、公債費比率はそんなに下がらないけれども、持っているお金はもう少しゆとりを持つこともできるよというようなことにもなるのではないかと思います。だから、計画の持ち方、31年はこのとおりにかれるので、流れると思うのですけれども、もっと、もう少しゆとりを持てる手法といいますか、そういうものは考えられないのか、どうなのでしょう。

○委員長（田口廣之） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 計画上のゆとりということでしょうか。やはり特にこの計画上、歳入は非常に厳しく見込んでおります。計画を見ていただいたら分かるのですけれども、収支をゼロに毎年しておりますよね。ただ、幕別町、一般会計、毎年黒字決算になって、29年度であれば5億円の実質収支があって、半分は貯金をして、半分は翌年度へ繰越金として収入をしているというところでは、計画上、若干の返りはあるのかなと。そういうところでのゆとりというのは、計画上反映させることはできるのかなというふうに思いますが、ただ、やはり我々職員にも示していく計画ですので、ある程度、将来的な見通しは厳しく見込んでいるということをご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 職員の皆さんにとっても、厳しさというのは、そのとおりでと思います。でも、これまで約40億円近く、このとき、スタートのときは37億円でしたけれども、その中で行政執行されると。だけど、それ、13億円になってしまいますよというふうになったら、もちろん職員の方は、厳しいと思うと同時に、本当にきついな、どういうことになっていくのかなというふうに、逆に心配するわけです。これが多ければいいとも思いませんし、それは町の考え方ではあるのですが、やっぱりその辺の見通しも、どの時点で次の計画出されるのか、これもお聞きしておきたいのですけれども、これがぜひ好転するような財政運営に向かっていたきたい。次の計画は、いつ出されるのですか。

○委員長（田口廣之） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） こちらの財政計画は、6期総の財源的な将来的な見通しということで作成をさせていただきました。計画上は、30年度から34年度までの計画でありますので、やはり今後、将来的な見通しを立てていく上では、毎年の決算状況というものをやはり分析して、計画と照らし合

わせて、どうなのだというを検証していかなければならないというふうに考えておりますことから、現時点では、これ計画が34年度でありますので、34年度あたりにまたこの計画の内容を見直して、次期5年程度の計画というような流れになっていくのかなど、現時点ではそういうふうに考えております。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 流れでちゃんとつながっていくのでしょうか。もっと手前に、町の総合計画でも何でもそうですけれども、10か年の計画を出しながら、3か年のローリングでやっていきますよね。そういうふうに、ここでは財政見通しがあるからなのだと思うのですよ、ローリングもできるのだと思うのです。計画も34年までだから、ぎりぎり今度また34年からですよというふうになったら、私たち判断するとき、34年の時点で35年や36年の見通しというのは見えないわけですね。今、31年なわけですから、少なくとも32年、33年あたりできちっと示すというのが、きちっとスムーズな財政運営になるのではないのでしょうか。どうですか。

○委員長（田口廣之） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今、課長から申し上げましたとおり、次の計画はどうかといった面においては、私どもも、やはりことしが、30年度が初めて決算が出たという面では、1回の決算であるということでございます。今回、31年度について、予算、今つくられまして、今後執行させていただきますけれども、やはり課長申し上げましたように、それらをきちっと分析して、どういうふうになっていくかというのは常に検証していくと。そういう面において、34年度まではやはり計画はしっかりと、計画をつくった以上、その計画に対してどうであるかと検証しつつやっていくというのが本来であろうと。

ただし、その間、検証の中においては、例えば、先ほど来ご質問にもありましたけれども、今後、行政改革の部分もあります。それとあと、財政サイドとしましては、事務事業評価もこの後入れていきたいというふうに考えております。そういう改革等をやりながら、今度この計画とどういうふうになっていくかというのをきちっと見定めていかなければならないということからは、34年は一つの区切りとして、計画を立てた以上は、その計画に基づいて常に検証し改善していくということで今後ともやってまいりたいというふうに思っております。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かりました。慎重な分析が必要だと思いますし、新しい事業もどんどん入ってきますから、そういうことも私たち、予算、決算を判断するときに、十分見据えながら判断していかなければならないというふうに思います。

そういうことであれば、確実なのは決算ベースで見るしかないのだろと思うのですけれども、必要な資料は都度提供していただいて、今回少し早いかなとは思ったのですけれども、全く出ない、そして次は34年度だということになれば、この間、あくわけですから、やっぱり綿密な、今、部長おっしゃられるような確実な計画をしていただいて心配のない、13億4,400万円、34年は基金ですから、それでもやり切れるという行政執行を求めて終わりたいと思います。

○委員長（田口廣之） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 一般会計の総括質疑につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

これで、一般会計の審査を終了いたします。

これより、特別会計予算の審査に入ります。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

それでは、議案第2号、平成31年度幕別町国民健康保険特別会計予算の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 議案第2号、平成31年度幕別町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ30億6,199万3,000円と定めるものであります。

同条の第2項では、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額を「第1表 歳入歳出予算」によることとし、2ページから4ページまでそれぞれ定めるものであります。

第2条では、一時借入金の借り入れの最高額を1億円と定めるものであります。

なお、平成31年度における年間平均の国保被保険者数は、6,515人と見込んでおります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細についてご説明申し上げます。

はじめに、歳出予算からご説明申し上げます。

12ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算額1億2,214万8,000円であります。

本目は、担当職員9人分の人件費及び事務経費など、国保事務に要する経費であります。

現行の国民健康保険システムは、平成32年4月から北海道で統一した標準システムに移行するため、本年度において当該システムの導入準備を行うものであり、13ページになりますが、13節委託料、細節10の国保標準システム導入委託料や、14ページをお開きいただきまして、19節負担金補助及び交付金では、細節7北海道国保連合会負担金（システム導入等分）など、新システムの移行に係る必要の経費を計上しております。

2目連合会負担金、予算額112万9,000円であります。

本目は、医療費の審査支払事務を委託している北海道国保連合会に対する負担金であります。

2項総務費、1目賦課徴収費、予算額705万3,000円であります。

本目は、国保税の賦課及び徴収の事務に要する経費であります。

15ページになります。

3項1目運営協議会費、予算額42万5,000円であります。

本目は、国保運営協議会の運営に要する経費であります。

16ページをお開きください。

2款1項保険給付費、1目療養諸費、予算額17億3,013万5,000円であります。

本目は、一般被保険者及び退職被保険者等の医療機関受診に対する診療報酬の支払いに要する経費であります。

2目高額療養費、予算額2億1,160万円であります。

本目は、一般被保険者及び退職被保険者等の高額療養費に係る経費であります。

17ページになります。

3目移送費、予算額21万円であります。

本目は、一般被保険者及び退職被保険者等の移送費に係る経費であります。

4目出産育児諸費、予算額1,681万1,000円であります。

本目は、1件当たり42万円を出産育児一時金として支給するものであります。

5目葬祭諸費、予算額150万円であります。

本目は、1件当たり3万円を葬祭費として支給するものであります。

18ページをお開きください。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分、予算額6億6,805万6,000円であります。

本目は、一般被保険者に係る医療給付費分の北海道への納付金であります。

2目退職被保険者等医療給付費分、予算額46万4000円であります。

本目は、退職被保険者等に係る医療給付費分の北海道への納付金であります。

2 項後期高齢者支援金等分、1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分、予算額 1 億 9,710 万 4,000 円であります。

本目は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等分の北海道への納付金であります。

2 目退職被保険者等後期高齢者支援金等分、予算額 15 万円あります。

本目は、退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等分の北海道への納付金であります。

19 ページになります。

3 項 1 目介護納付金分、予算額 7,796 万 9,000 円であります。

本目は、一般被保険者及び退職被保険者等に係る介護納付金分の北海道への納付金であります。

4 款 1 項 1 目共同事業拠出金、予算額 3,000 円であります。

本目は、退職者医療事業に係る事務費拠出金であります。

5 款保健事業費、1 項 1 目特定健康診査等事業費、予算額 2,197 万 2,000 円であります。

本目は、生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導に要する経費であります。

20 ページをお開きください。

2 項保健事業費、1 目保健衛生及費、予算額 186 万円あります。

本目は、健康の保持増進を図るために要する経費であります。

21 ページになります。

6 款 1 項 1 目基金積立金、予算額 1,000 円あります。

7 款 1 項公債費、1 目利子、予算額 5 万円あります。

22 ページをお開きください。

8 款道支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金、予算額 300 万円あります。

2 目退職被保険者等保険税還付金、予算額 10 万円あります。

3 目償還金、予算額 3,000 円あります。

4 目一般被保険者還付加算金、予算額 20 万円あります。

5 目退職被保険者等還付加算金、予算額 5 万円あります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入を説明させていただきます。

7 ページにお戻りください。

1 款 1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、予算額 7 億 744 万 5,000 円あります。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、予算額 151 万 8,000 円あります。

8 ページをお開きください。

2 款道支出金、1 項道補助金、1 目保険給付費等交付金、予算額 20 億 5,608 万 8,000 円あります。

本目は、保険給付費等に係る交付金で、1 節保険給付等交付金（普通交付金）は、歳出 2 款 1 項保健給付費と同額が交付されるものであります。

3 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、予算額 1,000 円あります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算額 2 億 9,682 万円あります。

本目は、一般会計からの繰入金であります。

国税の軽減に対する措置分や職員給与費相当分などが主なものとなっております。

9 ページになります。

5 款 1 項 1 目繰越金、予算額 1,000 円あります。

6 款諸収入、1 項延滞金及び過料、1 目一般被保険者延滞金、予算額 1,000 円あります。

2 目退職被保険者等延滞金、予算額 1,000 円あります。

10 ページをお開きください。

2 項 1 目預金利子、予算額 1,000 円あります。

3 項受託事業収入、1 目特定健康診査等受託事業収入、予算額 1,000 円であります。

4 項雑入、1 目滞納処分費、2 目一般被保険者第三者納付金、3 目退職被保険者等第三者納付金、いずれも予算額 1,000 円であります。

4 目一般被保険者返納金、予算額 10 万円であります。

5 目退職被保険者等返納金、予算額 1 万円であります。

11 ページになります。

6 目保険医療機関返還金、予算額 2,000 円であります。

7 目雑入、予算額 1,000 円であります。

以上で、国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（田口廣之） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 歳入、国民健康保険の保険料の負担のところでお尋ねしたいのですけれども、まず健康保険の加入世帯の、いわゆる子供のいる世帯というのは、平成 31 年度、何人、何世帯ぐらいでしょうか。

○委員長（田口廣之） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 今のご質問なのですけれども、今ちょっと手元に持ってきている資料では世帯数までは把握しておりませんで、子供の数で申し上げますと、中学生までのお子さんについては 621 名、さらにこれを高校生以下に拡大いたしますと 750 名であります。

以上です。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 国民健康保険税の負担について、他の保険から比べて負担が大きいということは再三話をさせていただいてきました。それで、直近では、その負担を何とか軽減する、そして子育て世代を支援するという、そういう目的で均等割の負担軽減できないかということを提案をさせていただいてきておりました。

この均等割、国民健康保険法の中で定められていることなので、幕別町だけで何かするということには大変難しい面もあるのですけれども、この均等割について、子育て支援という観点から応援をする自治体生まれ出しました。それで、どういったことかといいますと、子育て支援でありますから、子供さんのいる世帯の、例えば第 3 子のいる家庭、そこを応援するとか、あるいは年齢を切って 6 歳まで、小学校までというようなことでやってきております。それで、どのぐらいの財政負担になるかということを押さえないで、均等割だけ外せということにはならないと思ひまして、伺ったところでは。

全部の均等割を外すというふうになると、1 億円から 1 億 6,000 万円のお金が必要ではないかというふうに、私、試算していたのですけれども、そういった子育て支援というところに視点を当てて限定してやっていくということになれば、そんなに大きな負担でなくても可能ではないかと思ひます。こういった考え方について、どのように思われますか。

○委員長（田口廣之） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 子供に係る均等割の軽減についてなのですけれども、実際に今の 2 月末現在の被保険者数を勘案いたしまして、今申し上げた、均等割になりますので、一人ひとりにかかってくる均等割になります。中学生以下の子供の均等割を全額軽減した場合の影響額で申し上げますと、年額で約 2,000 万円です。これを 18 歳以下、いわゆる高校生以下の子供まで拡大して全額軽減すると約 2,400 万円。これらが今の段階で試算している影響額になります。

2,000 万円、この金額だけ申し上げますと、大きい小さいというのはあるかと思うのですが、制度そのもの、子育て支援という観点もあるのですが、本町としてはあくまでこういった子育て支援という考え方は、国の考え方に基づいてきちとした制度化を図られる、そういった中で進めていくべき

であろうということで、以前の議会等におきまして、引き続き町村会等を通じて要望してまいりたいという答弁をしているところでございます。

以上です。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 以前の答弁は、もう少し柔軟ではなかったかなというふうに思うのです。国保の制度は制度として、しかし、子育て支援として考える。つまり、国保の制度で、もう本当に赤ちゃんが生まれたらその時点で均等割がかかっていくわけですから、もっと性格的な問題として言えば、大変古い時代に人头税という、頭の数で税金をかけていく、同じなのですよ、生まれた途端にかけると。いろんな子育て支援をしている中で、赤ちゃんが生まれて、それは本当におめでたくてうれしいことなのだけれども、そこで国保はもう負担がかかってくるというようなことから、私たちの受けとめが違えばですけれども、町長は子育て支援という点での政策的な考量は、必要性を認めて、認めるというよりはそういう考え方もあるということで検討をするというふうに答えたように思うのですけれども、今でしたら、国の考え方だから、考え方のとおりやっていくというふうになれば、いつまでも改善されないことです。

本当にやろうと思えば、今、課長答えられた、中学生以下とかというのもありますけれども、第3子から、第2子からとか、いろんな手法があるわけですから、やっぱり検討して、国には国でももちろん働きかけしていただきますが、町としての子育て政策の一つとして考える必要はあるのではないですか。どうでしょうか。

○委員長（田口廣之） 町長。

○町長（飯田晴義） ちょっと一般質問に及んできましたので、私が答えたいというふうに思いますけれども、一般質問の際には、まずは国保というのは、国保税、税制のもとで仕組みができていますので、そこはやはり根幹のところを変えなければならないというふうにお答えをしたかというふうに思います。

それともう一つ、子育て支援、特に多子世帯に対する支援については、これということではなくて、今やはり子育て支援の中でも、多子世帯の支援というのは、私は若干不足しているのかなという、そういう思いもありますので、そこは別途考えなければならないというふうに考えております。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） そのとおりだと思います。したがって、多子世帯の応援などを考えたときに、子供さんの多い世帯のところの均等割についても考えられるのではないかなというふうに思うのです。

法律、根幹は国ということは分かります、そのとおりです。だけれども、そういった制度でありながらも、実際に頭割りで困難な家庭いっぱいあるわけですから、そこを、それぞれの自治体の考えで、応援策を子育ての支援策として行っていく。国保制度そのものを変えるというよりは、子育て支援策として行っていく、こういう考え方が大事だと思います。もし違えば、言ってください、答えてください。

○委員長（田口廣之） 町長。

○町長（飯田晴義） 国保については、応能応益、半々だという、そういう大原則がある中で、今、その中で均等割、平等割があるわけでありますから、まずは国において、この国保税だけですよ、均等割があるというのは。そこはやっぱりおかしいのであれば変えていくのが筋であって、そのことは要望していかなければならない一つであろうというふうに思っております。

それはそれとして、改正すればいいだけの話であって、そこにあえて補助金みたいな形で支出するというのはどうなのかな。ほかにまだ子育て支援策というのは考えられるわけでありますので、私は任期は4月30日までですので、そこであまり責任があるような答えはできませんけれども、これはやはり策としてはあるのだろうなというふうに思っております。そういう中で、どういった施策がいいのかについては、考えていかなければならないという認識を持っております。

○委員長（田口廣之） ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長（田口廣之） 国民健康保険特別会計予算につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第3号、平成31年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 議案第3号、平成31年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

30ページをお開きください。

第一条では、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ4億510万1,000円と定めるものであります。

同条の第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を「第1表 歳入歳出予算」によることとし、31ページから32ページまでそれぞれ定めるものであります。

なお、平成31年度における年間平均の被保険者数は4,350人と見込んでおります。

次に、歳入歳出予算事項別明細についてであります。

はじめに、歳出予算からご説明申し上げます。

38ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算額834万6,000円であります。

本目は、担当職員1人分の人件費及び事務経費など、後期高齢者医療事務に要する経費であります。

39ページをお開きください。

2項1目徴収費、予算額100万2,000円であります。

本目は、後期高齢者医療に係る保険料の徴収事務に要する経費であります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、予算額3億9,370万3,000円であります。

本目は、広域連合への納付金であります。

19節負担金補助及び交付金、細節3は広域連合の事務費に係る負担金であり、細節4は本町の被保険者から徴収した保険料及び保険料軽減分に係る一般会計からの繰入金を合わせて納付するものであります。

40ページになります。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、予算額200万円であります。

2目保険料還付加算金、予算額5万円であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

35ページにお戻りください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料、予算額2億9,100万円であります。

平成31年度の北海道における保険料率については、30年度と同様に、均等割額が5万205円、所得割率が10.59%であります。

また、賦課限度額は62万円となっております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料、予算額1,000円であります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算額1億1,193万6,000円であります。

本目は、一般会計からの繰入金であります。

1節は、広域連合の事務費に係る負担金と本町の事務に要する人件費などの経費を繰り入れるものであり、2節は、低所得者の保険料に適用されている軽減相当分を繰り入れるものであります。

36ページになります。

4款1項1目繰越金、予算額10万円であります。

5款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金、予算額1万円であります。

2目過料、予算額1,000円であります。

2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、予算額200万円であります。

2 目還付加算金、予算額 5 万円であります。

37 ページをお開きください。

3 項 1 目預金利子、予算額 1,000 円であります。

4 項雑入、1 目滞納処分費、2 目雑入、いずれも予算額は 1,000 円であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（田口廣之） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） ページ数、35 ページの 1、後期高齢者医療保険料のところで伺います。

ご説明で、ただいま均等割が 5 万 205 円ということでありました。後期高齢者医療制度では、この均等割を軽減する特例措置がございまして、9 割軽減あるいは 8.5 割軽減というのがあるのですけれども、それがこの平成 31 年度の 10 月をもってなくなるということでありました。8.5 割軽減というところについては、ちょっと対応策があるようなのですけれども、これに該当する被保険者、何世帯になって、金銭的にどのぐらいの影響、負担が増えることになるのか、お示しいただきたいと思います。

○委員長（田口廣之） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） ご質問の点ですけれども、予算の積算基礎のほうで 31 年度の被保険者数と記載をしているのですけれども、41 ページの中段になりますけれども、対象者 4,350 人というのが 31 年度の後期高齢者の被保険者数を見込んでいる数字でございまして、このうち 7 割軽減の対象者が 2,098 名と見込んでおります。このうち 9 割軽減の対象になる方が 144 名、割合で申し上げますと、全被保険者の 21.7%の方が 9 割軽減の対象になります。10 月から実際にこの均等割が、9 割軽減が 7 割軽減と、今まで特例措置としてありました 2 割軽減がなくなったときの影響額については半年分になりますので、約 480 万円の軽減額がなくなるというのが試算値でございます。

以上です。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 全体としてはそうなのですけれども、それぞれの 9 割軽減の該当が 21.7%なのですね。944 人のうちの 21.7、944 人ということですか。7 割減、その方の総額で 480 万円負担が増えますよということで理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（田口廣之） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） もう一度説明させていただきます。

積算基礎の中で、7 割軽減者は 2,098 名、この中には 9 割軽減を受けられる方と 8.5 割軽減を受けられる方がいらっしゃいます。この 2,098 名のうち 9 割軽減の対象者になる方が 944 名、ごめんなさい、この 944 名というのは全体の 4,350 人の被保険者総体で言いますと 21.7%になりますというお話なのですが、この 944 名の 9 割軽減から、いわゆる 7 割軽減になる、2 割軽減がなくなることでの影響額が半年分で約 480 万円の減という見込みでございます。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今の説明は分かりました。

単純に、では被保険者 1 世帯当たりどのぐらい負担が増えるのかなということを聞いたかったので、すけれども、これ 944 人を単純に 480 で割ったってだめですね。そうではないですね。その数字、出していただけますか。

○委員長（田口廣之） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 1 人当たりにしますと、素直にこれを割っていただきますと、1 人当たり半年で約 5,000 円、これが 1 年だと 1 万円、月にしますと 833 円というのが試算数値になります。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かりました。後期高齢者医療保険というのは、本当にほとんど低所得者の方たちが 8 割入っているという保険制度でありまして、こういった軽減措置がなくなっていく影響という

のがどのぐらいの金額になるかということを明確に押さえたかったのです。それでお尋ねしたところ
です。

制度としてなくなっていくということでもありますから、こういった負担軽減を求めようとしたら、
やっぱり国になくさないでくださいと言うしかないのだろーと思います。その姿勢を持って執行し
ていただきたい、申し上げて終わります。

○委員長（田口廣之） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 後期高齢者医療特別会計予算につきましては、ほかに質疑がないようでありま
すので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第4号、平成31年度幕別町介護保険特別会計予算の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 議案第4号、平成31年度幕別町介護保険特別会計予算についてご説明申
し上げます。

47ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億6,816万3,000円と定めるものでありま
す。

同条の第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を「第1表 歳入歳出予算」
によることとし、48ページから51ページまでそれぞれ定めるものであります。

次に、歳入歳出予算事項別明細についてであります。

はじめに、歳出予算からご説明申し上げます。

61ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算額1,714万1,000円であります。

本目は、担当職員2人分の人件費及び事務経費など、介護保険事務に要する経費であります。

62ページをお開きください。

2項徴収費、1目賦課徴収費、予算額119万3,000円であります。

本目は、介護保険料の賦課及び徴収の事務に要する経費であります。

63ページになります。

3項介護認定審査会費、1目東十勝介護認定審査会費、予算額1,418万9,000円であります。

本目は、審査会の委員報酬及び事務担当職員1名分の人件費など、審査会の運営に要する経費であ
ります。

本年度は、平成29年度の介護認定で、有効期間24か月となった方が更新を迎えることから、審査
件数の増加に伴い、認定審査会の委員の報酬及び費用弁償がそれぞれ増額となっております。

64ページをお開きください。

2目認定調査等費、予算額1,807万6,000円であります。

本目は、認定調査に要する経費で、本年度の更新に係る審査件数の増加に伴い、65ページ、12節役
務費、細節15主治医意見書作成手数料が増額となっており、本年度は1,950件分を見込んでおります。

4項1目介護保険運営等協議会費、予算額31万3,000円であります。

本目は、介護保険運営等協議会の運営に要する経費であります。

66ページをお開きください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス等給付費、予算額6億7,082万
5,000円あります。

本目は、ホームヘルプサービス、デイサービスなどの在宅介護サービスに係る保険給付費が主なも
のとなっております。

2目地域密着型介護サービス等給付費、予算額8億1,209万5,000円あります。

本目は、グループホーム、小規模特養などの地域密着型介護サービスに係る保険給付費であります。

67 ページになります。

3 目施設介護サービス給付費、予算額 6 億 3,213 万 6,000 円であります。

本目は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの施設に入所された方に係る保険給付費であります。

68 ページをお開きください。

4 目居宅介護サービス計画給付費、予算額 1 億 200 万 7,000 円であります。

本目は、要介護者のケアプランの作成に係る保険給付費であります。

69 ページになります。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス等給付費、予算額 6,129 万 8,000 円であります。

本目は、要支援者の介護予防サービスに係る保険給付費であります。

70 ページをお開きください。

2 目地域密着型介護予防サービス等給付費、予算額 911 万 6,000 円であります。

本目は、介護予防小規模多機能型居宅介護に係る保険給付費であります。

71 ページになります。

3 目介護予防サービス計画給付費、予算額 1,707 万 1,000 円であります。

本目は、要支援者のケアプランの作成に係る保険給付費であります。

72 ページをお開きください。

3 項その他諸費、1 目審査支払手数料、予算額 251 万 6,000 円であります。

本目は、介護サービスを提供した事業者に支払う介護報酬の審査と、その支払いに係る手数料で、国保連に支払うものであります。

73 ページになります。

4 項 1 目高額介護サービス等費、予算額 5,307 万円であります。

本目は、利用者負担が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻すものであります。

74 ページをお開きください。

5 項 1 目高額医療合算介護サービス等費、予算額 960 万円であります。

1 年間の医療保険と介護保険、それぞれの自己負担額を合算した額が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻すものであります。

75 ページになります。

6 項 1 目市町村特別給付費、予算額 40 万円であります。

本目は、バスケット購入など、介護保険給付対象外の経費に対する給付であります。

7 項 1 目特定入所者介護サービス等費、予算額 1 億 2,480 万円であります。

本目は、介護保険施設等の施設サービスを利用した際の食費、居住費について、所得の低い方に対して負担軽減を図るための給付であります。

76 ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目基金積立金、予算額 1,000 円であります。

77 ページになります。

4 款地域支援事業費、1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費、予算額 7,120 万 2,000 円であります。

本目は、介護予防・日常生活支援総合事業における要支援 1、2 及び事業対象者が利用するホームヘルプサービスとデイサービスに係る給付が主なものであります。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費、予算額 760 万 8,000 円であります。

本目は、総合事業対象者のケアプラン作成に係る経費が主なものであります。

79 ページをお開きください。

2 項 1 目一般介護予防事業費、予算額 1,011 万 5,000 円であります。

本目は、要支援・要介護になる恐れのある方への介護予防事業等に要する経費が主なものであります。

80 ページをお開きください。

3 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費、予算額 1,027 万 7,000 円であります。

本目は、13 節委託料、細節 5 の成年後見推進事業や細節 7 の生活支援コーディネーター業務に係る経費が主なものであります。

81 ページになります。

2 目任意事業費、予算額 760 万 2,000 円であります。

本目は、道営とかち野団地シルバーハウジングの生活援助員派遣事業の委託料やグループホームに入所されている方の家賃等利用者負担を軽減するための補助金などに要する経費が主なものであります。

3 目地域包括支援センター運営費、予算額 1,411 万 1,000 円であります。

本目は、介護予防事業や相談業務などを担当する職員 1 名分と、社会福祉士 1 名分の人件費が主なものであります。

82 ページをお開きください。

4 項その他諸費、1 目審査支払手数料、予算額 30 万円であります。

本目は、総合事業のサービスを提供した事業者に支払う報酬の審査と、その支払いに係る手数料で、国保連に支払うものであります。

84 ページをお開きください。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第 1 号被保険者保険料還付金、予算額 100 万円であります。

2 目第 1 号被保険者還付加算金、予算額 10 万円であります。

3 目償還金、予算額 1,000 円であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

54 ページにお戻りください。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、予算額 5 億 4,065 万円であります。

第 1 号被保険者は 8,594 人を見込んでおり、標準給付費に係る負担率は 23%になっております。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目認定審査会負担金、予算額 826 万円であります。

東十勝介護認定審査会を共同設置している池田町、豊頃町、浦幌町からの負担金であります。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目総務手数料、予算額 1,000 円であり、情報公開等請求手数料であります。

2 目民生手数料、予算額 1 万 8,000 円であります。

シルバーハウジングの生活援助員の利用に係る手数料であります。

55 ページになります。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費国庫負担金、予算額 4 億 6,013 万 4,000 円であります。

介護給付に対する国の定率負担分であり、介護分は 20%、施設分は 15%になります。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金、予算額 1 億 2,924 万円であります。

市町村間の介護保険に関する財政力の格差を調整するために国から交付されるもので、介護給付費の 5%相当分となります。

2 目保険者機能強化推進交付金、予算額 295 万 1,000 円であります。

本目は、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する市町村の取組を支援するために新たに創設された交付金であり、バスマット購入などの市町村特別給付や一般介護予防事業費等の充当財源であります。

3 目地域支援事業交付金、予算額 2,987 万 7,000 円であります。

本目は、総合事業及び介護予防事業などに対する国の交付金で、1 節の総合事業に対しては 20%、2 節のその他の事業に対しては 38.5%の交付率となります。

56 ページをお開きください。

5 款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付費支払基金交付金、予算額 6 億 7,352 万 5,000 円であります。

本目は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者に係る支払基金の定率負担分であり、介護給付費に対して 27%となります。

2 目地域支援事業支払基金交付金、予算額 2,437 万 3,000 円であります。

本目は、総合事業に対する支払基金からの交付金であります。総合事業に対して 27%となります。

6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費道負担金、予算額 3 億 5,059 万円であります。

介護給付費に対する道の定率負担分であり、介護分は 12.5%、施設分は 17.5%になります。

57 ページになります。

2 項道補助金、1 目地域支援事業道交付金、予算額 1,719 万 5,000 円であります。

本目は、総合事業などに対する道の交付金で、1 節の総合事業に対しては 12.5%、2 節のその他の事業に対しては 19.25%となります。

2 目権利擁護人材育成事業道補助金、予算額 126 万 1,000 円であります。

本目は、成年後見制度の利用促進、市民後見人の人材育成などに対する道の交付金であります。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、予算額 1,000 円であります。

58 ページをお開きください。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算額 3 億 7,648 万円であります。

本目は、一般会計からの繰入金で、1 節の介護給付費繰入金、5 節のその他として、職員給与費及び事務費相当分などが主なものであります。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、予算額 5,350 万円で、準備基金からの繰入金であります。

59 ページになります。

9 款 1 項 1 目繰越金、予算額 10 万 1,000 円であります。

10 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目第 1 号被保険者保険料延滞金、予算額 1,000 円であります。

2 項 1 目預金利子、予算額 1,000 円であります。

3 項雑入、1 目滞納処分費、2 目第三者納付金、60 ページをお開きいただきまして、3 目返納金、4 目雑入、いずれも予算額 1,000 円であります。

以上で、介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（田口廣之） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 67 ページ、保険給付費の施設介護サービス給付、施設に関わる職員の待遇改善がなされるかどうかというところで、伺いたいと思います。

介護労働者が過酷な労働条件で、なかなか各施設でも行き届いた介護サービスを提供するというところに苦慮されております。新年度の予算では、国がここを改善するということも含めまして、一律人件費、それぞれ経験年数なども勘案されるのですけれども、プラス 8 万円の処遇改善というのが打ち出されています。そういうのが幕別町内の各介護施設の中で、それぞれの個人経営でありますから、なかなか難しいというふうには思いますが、どのように反映されるように指導されるのかというところです。実際に、今、町内には、こういった介護施設で働く、受け入れている介護施設そのものが幾つあって、何人の方が従事されているのか、そして、そこにこの政策がどう反映されるのか伺いたいと

思います。

○委員長（田口廣之） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 介護職員の処遇改善ということで、国のほうでも、ことしの10月から処遇改善加算ということで、介護職10年以上を経過したような経験豊富な方に対しまして8万円というのを基本としまして、そういった加算のほうを手当てするということとなっております。

町内の事業所ですね、どのぐらいの事業所があって、何人ぐらい従業員がいてというお話だったのですが、従業員の数まではちょっと、今、手元には資料がないのですが、処遇改善加算の対象となる施設としましては32事業所ございまして、今のところ、その処遇改善加算というのも、もともとある加算区分の1から3まで、そちらを適用している施設であれば、今回の8万円の加算のほうは適用となるということとなっております、現時点で加算が1から3までを取得しているような事業所が、32施設中30施設というところでありまして、残りの2施設なのですが、今、1施設につきましては、実際そういった対象となる者がいらっしゃらないということで、処遇改善加算のほうをとってはいないのですが、今後そういった形があるので、申請をするというか適用するようなことで考えているということで、残りの1施設については、今のところそういった処遇改善加算のほうはとらないというような感じだということであります。

町としましては、もちろん介護職員の処遇改善というか、労働環境も含めまして、よりよい形で働いていただくというのも、それは当然、利用者にも反映してくることだと思いますので、なるべくそういった加算のほうをとるような形で、処遇改善のほうをしていっていただきたいというようなことは、今後もお話はしていきたいというふうに考えております。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 介護現場の話は、本当になかなか過酷で、職員の方も定着しづらくて、欠員が出てなかなか補充ができないというような現場の困難さがいろいろ聞かれます。そうなってくると、実際に入居されている方のサービスが十分提供されないということが考えられるわけです。

ですから、せっかく介護施設に入居しても、思うようなサービスにつながらない、そこには今言ったような問題もあるということで、やっぱり職員の皆さんの処遇改善と同時に、研修といいますか、サービスの提供に当たりまして、学習を深めていただいてやっていく、研修の機会、もう一つは、32施設あるということなのですが、職員の方たちの交流の場、こういうものが必要になってくると思うのですが、新年度に当たってそういう考えはあるでしょうか。

○委員長（田口廣之） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 交流の場ということで言いますと、地域ケア会議というものがございまして、こちらは町内のそういった事業所の方、職員の方が集まりまして研修をする場として、私ども包括支援センターのほうを中心となって、議題をいろいろ考えた中で、今現在こういったことが課題となって町内の中でありましてということがあれば、それを取り上げて、皆さんでどういうふうに改善していったらいいとか、いろんな意見を持ち寄りながら、そういった研修をしていくという場は一応設けておりまして、それにつきましては、今後も継続していきたいというふうに考えております。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） その地域ケア会議というのは、年にどのぐらい開かれているのかということと、32の事業所の中でどのぐらい参加されているのか伺います。

○委員長（田口廣之） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 地域ケア会議なのですが、32事業所というよりは、こちらはどちらかというと主にケアマネさん、居宅支援事業所の職員が主なもので開催しているのですが、29年度につきまして実績を申しますと、年4回、153名の方が出席をしているというか、参加をしているという状況です。

あと、事業所ということであれば、ちょっと先ほど伝え忘れたのですが、実は幕別町内のそういった事業所が集まって研修なりをしていく場ということで、任意の団体、幕別 care 倶楽部という

のがございまして、そちらの団体が今いろいろと、先ほど言ったような活動を実施されているということで、多分、もしかしたら記憶にあるかもしれないのですけれども、昨年、百年記念ホールの中で、介護職員の、介護の現場をもっと知っていただければということで「ケアニン」という映画の上映会を開催したところでありまして、多数の町民の方にも参加いただいたのですけれども、そういったことの活動も行っている団体であります。

今後なのですけれども、それ、ちょっと研修とはまた別になるかもしれないのですけれども、その団体としまして、今度は札内のほうでコミプラを活用して認知症カフェも実施していきたいということなので、団体の中でいろいろ事業所間で連携を図りながら、いろんな取組をしているというような状況であります。

○委員長（田口廣之） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かりました。

地域ケア会議は、ケアマネジャーさんということでありますから、プランを立てられる方で、直接介護に携わるということではないと思いますので、この任意の care 倶楽部という存在はすごく大事だと思うのです。ぜひ、全体の介護サービス提供が十分行われるような学習、研修というところにつなげていただけるために、それだけ情報をお持ちですから、町も何らかの支援をされているのかなというふうには思いますが、任意だからといって、そこにお任せということではなく、さらにそこにたくさんさんの施設が、多くの施設が関わっていくということを望むわけなのですけれども、もしお答えがあったらお願いします。

○委員長（田口廣之） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） おっしゃるとおりでして、任意団体ということで、町が知らん顔という話ではなくて、毎回、町の職員が包括支援センターの職員含めて参加をしております、役員の中にも名を連ねております、その中で町と事業所と一体となって連携を図りながらそういった活動をしているというような状況でありますので、今後も引き続きそういった形で支援なりはしていきたいというふうに考えております。

○委員長（田口廣之） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 1点、幕別町の介護保険だけではないのですけれども、高齢者をめぐる情勢ということで、お尋ねしたいことがあります。

全国ニュースにもたびたびありますけれども、入所施設等の中で高齢者の方が、入所者の方が虐待を施設の方から受けるですとか、家庭の中で本来介護に当たる立場の方からの虐待を受けるとかというようなケースが、時には悲惨なケースも含めて報道になったりします。

幕別町の中で、そういった実態がどのようにあるのかということが一つと、そして高齢者の虐待に関わって、介護保険の事業所の方や、それから要介護者のいる家庭の中で、どのような虐待に対する啓発活動を町のほうでなさっているのかということ、この1点を確認させていただきたいというふうに思います。

○委員長（田口廣之） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 高齢者の虐待ということでございますけれども、介護保険に限ってお話をさせていただきますと、毎年、厚生労働省のほうで、虐待の有無についての調査というのをしております。

本町におきましては、昨年度でいきますと9件の通報があり、そのうち虐待を受けた、または受けただと思われると判断した事例が3件ということで報告をしております。その3件の内容ですけれども、詳細については、ちょっと個人情報等の関係から申し上げられませんが、2件が在宅者、1件が施設入所者に対するものということでありまして、在宅者につきましては、施設に入所するなり、または虐待者と離れて暮らすというようなことで終結をしているというものであります。施設の入所者につきましては、経済的虐待ということなので、金銭の管理を変更するというで終結をしているということで、昨年度の件数につきましては、全て内容のほうは完結したというような状況ではあ

ります。

高齢者の虐待につきましては、私どもも、厚生労働省のほうで高齢者虐待防止法の趣旨に基づきましてマニュアルというのを作成しておりますので、それに基づいて本町も対応しているというところでもあります。事業所に対しまして、具体的に虐待に関してこういうような形でというような指導は、虐待ということでの指導というのは行っては、直接的なことはしないですけども、指導監査ですとか、そういった実地指導の中では、その辺については毎回お調べをさせていただいていると。あとは、施設でこういった取組をされているかというのは確認をしております、うちとしては、そのマニュアルに基づいて、こういったふうに虐待の対応したほうがいいですよだとか、そういった指導のほうは、その都度させていただいているというところでもあります。

○委員長（田口廣之） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 介護保険特別会計予算につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

この際、14 時 25 分まで休憩いたします。

14:16 休憩

14:25 再開

○委員長（田口廣之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第 5 号、平成 31 年度幕別町簡易水道特別会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 議案第 5 号、平成 31 年度幕別町簡易水道特別会計予算について説明いたします。

92 ページをお開きください。

第 1 条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 2,875 万 6,000 円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、93 ページ、94 ページの「第 1 表 歳入歳出予算」のとおりであります。

第 2 条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、「第 2 表 地方債」によりますけれども、95 ページへ行きまして、本年度の借入予定については、幕別簡水整備事業で 6,170 万円、駒島簡水整備事業で 1,040 万円、忠類簡水整備事業で 2,080 万円、大豊簡水整備事業で 1,300 万円、更別簡水整備負担事業で 260 万円の、合計で 1 億 850 万円であります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりであります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書について説明いたします。

歳出から申し上げますので、101 ページをお開きください。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費、本年度予算額 4 億 2,865 万 6,000 円、本目は簡易水道の給水維持管理及び施設整備に要する経費であります。

11 節事業費の細節 21 は、浄水場、ポンプ場などの 24 か所の施設に係る電気料、102 ページへ行きまして、12 節役務費の細節 15 は、水道法により定められている毎月及び毎年実施する水質検査手数料、13 節委託料の細節 1 は簡易水道施設 29 か所の管理委託料、細節 5 は 1,496 件分の検針委託料、細節 12 忠類東部配水連絡管実施設計委託料が主なものであります。

103 ページへ行きまして、15 節工事請負費の細節 1 は、127 件分の検定満了量水器取りかえ工事、細節 3 は明倫配水池への送水管布設がえ工事、細節 4 は道営駒島地区農地整備事業に伴う送水管移設工事、細節 5 は忠類東部地区の配水連絡管布設工事、細節 6 は大豊浄水場電気設備の更新が主なものであります。

16 節原材料費の細節 2 は、先ほど申し上げました 127 件分の検定満了量水器取りかえに必要なとなる量水器の購入費用であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 4 は、更別村へ支払う共同施設維持管理に要する負担金が主なものであります。

23 節償還金利子及び割引料は、起債償還の元金及び利子であります。

104 ページへ行きますして、2 款 1 項 1 目予備費、本年度予算額 10 万円であります。

次に、歳入について説明いたします。

98 ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目負担金、本年度予算額 3,941 万円で、道営農地整備事業などに伴う水道管移設等に伴う工事負担金であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料、本年度予算額 9,495 万 7,000 円、幕別 4 簡水、忠類 1 簡水の水道使用料であります。

2 項 1 目手数料、本年度予算額 1 万 9,000 円、給水装置の新設等に係る設計審査及び工事検査手数料であります。

99 ページへ行きますして、3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額 1 億 8,398 万円、一般会計からの繰入金であります。

4 款 1 項 1 目繰越金、本年度予算額 10 万円であります。

5 款諸収入、1 項 1 目雑入、本年度予算額 1,000 円であります。配水管切断事故等に伴う補償金であります。

2 項 1 目消費税還付金、本年度予算額 178 万 9,000 円、平成 30 年度の消費税確定申告に伴う精算還付金であります。

100 ページへ行きますして、6 款 1 項町債、1 目水道事業債、本年度予算額 1 億 850 万円、「第 2 表 地方債」で説明いたしました各事業に伴う水道事業債であります。

以上で、簡易水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（田口廣之） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 簡易水道特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 6 号、平成 31 年度幕別町公共下水道特別会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 議案第 6 号、平成 31 年度幕別町公共下水道特別会計予算について説明いたします。

131 ページをお開きください。

第 1 条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 7,673 万円と定めるものであり、款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、114 ページ、115 ページの「第 1 表 歳入歳出予算」のとおりであります。

第 2 条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、「第 2 表 地方債」によりますけれども、116 ページへ行きますして、本年度の借入予定については公共下水道建設事業で 460 万円、十勝川流域下水道建設事業の建設事業負担分として 810 万円、資本費平準化債につきましては、先行投資に係る企業債相当分の一部を一定期間後年次に繰り延べする起債であり、本年度は元金分で 1 億 960 万円、利子分で 4,350 万円のほか、下水道事業の特別措置分で 3,790 万円、合計で 2 億 370 万円であります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりであります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書について説明いたします。

細節から申し上げますので、122 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算 9,851 万 7,000 円、本目は下水道事業の総務全般に要する経費であります。

19 節負担金補助及び交付金は、123 ページへ行きますして、細節 5 は十勝川浄化センターの維持管理に伴う運営負担金、細節 6 は下水道使用料収納業務に係る水道事業会計への負担金、27 節公課費は中間申告分の消費税であります。

2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費、本年度予算 4,765 万 1,000 円、本目は下水道計画の策定や施設整備に要する経費であります。

124 ページへ行きますして、13 節委託料の細節 6 は、下水道ストックマネジメント計画策定に係る委託料、19 節負担金補助及び交付金の細節 3 は、十勝川流域下水道の建設に伴う負担金であります。

125 ページへ行きますして、2 項下水道管理費、1 目浄化センター管理費、本年度予算 9,577 万 2,000 円、本目は幕別処理区における浄化センターの維持管理に要する経費で、年間汚水処理量約 69 万トン进行予定しております。

2 目札内中継ポンプ場管理費、本年度予算額 1,701 万 3,000 円、本目は札内処理区の汚水を十勝川浄化センターへ圧送する中継ポンプ場の維持管理に要する経費で、年間圧送量約 170 万トン进行しております。

126 ページへ行きますして、3 目管渠維持管理費、本年度予算額 1,275 万 6,000 円、本目は汚水及び雨水の管渠、汚水ます、マンホールなどの下水道施設の維持管理に要する経費であります。

127 ページに行きますして、3 款 1 項公債費、1 目元金、本年度予算額 6 億 836 万 4,000 円で、起債償還の元金であります。

2 目利子、本年度予算額 1 億 555 万 7,000 円で、起債償還の利子であります。

128 ページへ行きますして、4 款 1 項 1 目予備費、本年度予算額 10 万円であります。

次に、歳入について説明いたします。

119 ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目都市計画負担金、本年度予算額 91 万 4,000 円、受益者負担金であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料、本年度予算額 3 億 2,088 万 7,000 円、幕別、札内両処理区の下水道使用料であります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道事業補助金、本年度予算額 850 万円、下水道建設事業に係る社会資本整備総合交付金であります。

120 ページへ行きますして、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額 4 億 3,570 万 8,000 円、一般会計からの繰入金であります。

5 款 1 項 1 目繰越金、本年度予算額 10 万円であります。

6 款諸収入、1 項 1 目雑入、本年度予算額 40 万 1,000 円、簡易水道及び上水道施設に関わる中央監視装置の電気料が主なものであります。

121 ページへ行きますして、2 項 1 目消費税還付金、本年度予算額 652 万円、平成 30 年度の消費税確定申告に伴う精算還付金であります。

7 款 1 項町債、1 目都市計画事業債、本年度予算額 1,270 万円、汚水ますの新設工事及び十勝川流域下水道建設事業に要する起債であります。

2 目資本費平準化債、本年度予算額 1 億 5,310 万円。

3 目下水道事業債の特別措置分、本年度予算額 3,790 万円であります。

以上で、公共下水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（田口廣之） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 公共下水道特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第7号、平成31年度幕別町個別排水処理特別会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 議案第7号、平成31年度幕別町個別排水処理特別会計予算について説明いたします。

136 ページをお開きください。

第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億294万円と定めるものであり、款項の区分及び当該区分ごとの金額については、137 ページ、138 ページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりであります。

第2条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、「第2表 地方債」によりますけれども、139 ページへ行きまして、本年度の借入予定については、個別排水処理施設整備事業として4,250万円としており、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりであります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書について説明いたします。

歳出から申し上げますので、144 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額551万1,000円、本目は個別排水処理施設による水洗化の普及に要する経費であります。

21 節貸付金は、水洗便所の改造資金として、町内の金融機関から1件50万円を限度に貸し付けをするための金融機関への預託金であります。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費、本年度予算額5,699万4,000円、本目は個別排水処理施設の整備に要する経費であります。

145 ページへ行きまして、15 節工事請負費は、合併浄化槽の整備に要する費用であります。

2 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費、本年度予算額7,129万2,000円、本目は本年度建設分も含め、幕別地区340基、札内地区373基、忠類地区99基の合計812基の浄化槽の修繕、保守点検及び清掃に要する経費であります。

146 ページへ行きまして、3 款1 項公債費、1 目元金、本年度予算額5,135万4,000円、起債償還の元金であります。

2 目利子、本年度予算額1,768万9,000円で、起債償還の利子であります。

147 ページへ行きまして、4 款1 項1 目予備費、本年度予算額10万円であります。

次に、歳入について説明いたします。

142 ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目排水処理分担金、本年度予算額243万4,000円、合併浄化槽整備に伴う受益者分担金であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目排水処理施設使用料、本年度予算額2,837万3,000円、合併浄化槽の使用料であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額1億2,237万3,000円、一般会計からの繰入金であります。

143 ページへ行きまして、4 款1 項1 目繰越金、本年度予算額10万円であります。

5 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目水洗便所改造等資金貸付金元利収入、本年度予算額500万円、水洗便所改造等に伴う貸付金の元金収入であります。

1 項1 目消費税還付金、本年度予算額216万円、平成30年度の消費税確定申告に伴う精算還付金であります。

6 款1 項町債、1 目排水処理事業整備事業債、本年度予算額4,250万円であります。

以上で、個別排水処理特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（田口廣之） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 個別排水処理特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第8号、平成31年度幕別町農業集落排水特別会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 議案第8号、平成31年度幕別町農業集落排水特別会計予算について説明いたします。

154ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,349万5,000円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、155ページ、156ページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりであります。

第2条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、「第2表 地方債」によりますが、157ページへ行きまして、本年度の借入予定については農業集落排水整備事業の557万円であり、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりであります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書について説明いたします。

歳出から申し上げますので、162ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額51万7,000円、本目は事務的経費が主なものであります。

2款事業費、1項排水処理管理費、1目排水処理施設管理費、本年度予算額4,717万5,000円、本目は農業排水処理施設の維持管理経費であり、年間処理量は約12万トンを予定しております。

163ページへ行きまして、15節工事請負費は、機械及び電気設備の更新に要する費用が主なものであります。

2目排水処理施設管渠維持管理費、本年度予算額311万3,000円、本目は污水管、マンホール、汚水ますなどの維持管理に要する経費であります。

164ページへ行きまして、3款1項公債費、1目元金、本年度予算額1,878万1,000円、起債償還の元金、2目利子、本年度予算額380万9,000円、起債償還の利子であります。

4款1項1目予備費、本年度予算額10万円であります。

次に、歳入について説明いたします。

160ページをお開きください。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目排水処理施設使用料、本年度予算額1,682万9,000円、排水処理施設使用料であります。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度予算額2,000円、農業集落排水事業償還基金の利子であります。

3款繰入金、1項基金繰入金、1目農業集落排水事業償還基金繰入金、本年度予算額85万5,000円、農業集落排水事業償還基金より、起債償還の一部に充てるものであります。

161ページへ行きまして、2項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額5,020万9,000円、一般会計繰入金であります。

4款1項1目繰越金、本年度予算額10万円であります。

5款1項町債、1目農業集落排水整備事業債、本年度予算額550万円であります。

以上で、農業集落排水特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（田口廣之） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 農業集落排水特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第9号、平成31年度幕別町水道事業会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 議案第9号、平成31年度幕別町水道事業会計予算について説明いたします。167ページをお開きください。

平成31年度幕別町水道事業会計予算に関する説明書であります。

業務の予定量、収入、支出の大綱を定めたものであります。

第2条、業務の予定量は、給水戸数を1万460戸、年間総給水量242万トン、1日平均給水量6,600トンを見込むものであり、主要な建設改良事業は配水管布設整備事業であります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額、いわゆる3条予算は、収入の第1款水道事業収益が5億5,976万6,000円、支出の第1款水道事業費用が5億4,674万9,000円であります。

第4条、資本的収入及び支出の予定額、いわゆる4条予算は、収入の第1款資本的収入が1億3,262万6,000円、168ページへ行きまして、支出の第1款資本的支出が3億3,379万2,000円であります。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額2億116万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金が4,537万6,000円、当年度分損益勘定留保資金が1億5,579万円でそれぞれ補填するものであります。

第3条及び第4条の詳細につきましては、後ほど実施計画書により説明させていただきます。

次に、第5条、企業債であります。起債の目的及び限度額につきましては配水管布設等整備事業の1億2,170万円で、起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりであります。

第6条、議会で議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費3,708万8,000円あります。

第7条、たな卸資産購入限度額は274万2,000円と定めるものであります。

次に、平成31年度幕別町水道事業会計予算の実施計画書について説明いたします。

はじめに、収益的支出から説明いたします。

170ページをお開きください。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、本年度予定額1億7,656万1,000円、本目は受水に要する経費で、26節受水費は十勝中部広域水道企業団からの受水に要する費用であります。

2目配水及び給水費、本年度予定額4,012万8,000円、本目は配水及び給水に要する経費であり、13節委託料は細節1が配水管の漏水調査、細節5が上水道の施設管理に要する経費、細節6は耐震性貯水槽に係る配水管清掃等の委託料であります。

14節手数料は、水道法により定められている毎月及び毎年実施する水質検査手数料が主なものであります。

171ページへ行きまして、16節修繕費は、配水管の漏水修理をはじめとする構築物修理が主なものであります。

5目総係費、本年度予定額5,265万8,000円、本目は水道会計全般の事務管理に要する経費であります。

172ページへ行きまして、13節委託料の細節5は1万1,614件分の検針委託料、15節賃借料の細節3は検針業務に要する携帯型検針端末機器の借上料であります。

6目減価償却費、本年度予定額2億2,194万1,000円、固定資産の減価償却に要する費用であります。

7目資産減耗費、本年度予定額654万2,000円、構築物、機械及び装置の更新、移設等に伴う除却資産の残存価格分であります。

173ページへ行きまして、2項営業外費用、1目支払利息及び配当金、本年度予定額4,008万6,000円、企業債の利息であります。

3 目消費税及び地方消費税、本年度予定額 863 万 3,000 円であります。

5 目雑支出、本年度予定額 10 万円、過誤納還付金であります。

4 項 1 目予備費、本年度予定額 10 万円であります。

次に、収益的収入について説明いたします。

169 ページにお戻りください。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益、本年度予定額 4 億 6,223 万円、水道使用料であります。

3 目その他営業収益、本年度予定額 616 万 5,000 円、加入者負担金、給水装置の新設等に係る設計審査及び工事検査手数料が主なものであります。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金、本年度予定額 1,000 円、預金利息であります。

3 目長期前受金戻入、本年度予定額 6,485 万 7,000 円、過年度において固定資産の取得に充てた補助金等を収益化するものであります。

7 目雑収益、本年度予定額 2,651 万 3,000 円、下水道会計の収納管理業務の受託収入、耐震性貯水槽の維持管理に要する一般会計からの負担金であります。

次に、資本的収支について説明いたします。

はじめに、支出から説明いたします。

175 ページをお開きください。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費、本年度予定額 1 億 4,463 万 2,000 円、本目は配水管布設等の施設整備に要する経費であります。

13 節委託料の細節 2 は、幕別大通の配水管調査設計が主なものであります。

26 節工事請負費の細節 1 は、新北町 20 号通の配水管布設工事、細節 2 は道路整備に伴い移設が必要となる途別川沿線ほか 2 路線が主なものであります。

細節 4 は、老朽化した配水管の更新を行うものであり、文京町団地道路 8 号、若草団地道路 1 号の 2 路線において実施するものであります。

細節 5 は、札内配水池の改築更新であり、一つ目として平成 6 年建設の配水池を耐震補強するもの、二つ目として発電機の更新を行うものであります。

28 節負担金の細節 2 は、途別地区において水道未整備を解消する目的で行われている道営営農用水事業に伴う管理者負担金であります。

2 目営業設備費、本年度予定額 4,437 万 3,000 円、本目は 1,378 件分の検定満了量水器取りかえに要する経費が主なものであります。

176 ページへ行きまして、4 項 1 目企業債償還金、本年度予定額 1 億 4,478 万 7,000 円で、建設改良に伴う企業債の償還元金であります。

次に、資本的収入について説明いたします。

174 ページにお戻りください。

1 款資本的収入、1 項 1 目企業債、本年度予定額 1 億 2,170 万円、配水管布設等に伴う企業債であります。

6 項 1 目負担金、本年度予定額 1,092 万 6,000 円、道路工事に伴う水道管移設工事及び消火栓の更新に係る負担金であります。

次に、平成 30 年度幕別町水道事業会計の決算見込みにおける損益計算書の説明をいたします。

192 ページをお開きください。

合計額のみ説明をいたします。

右側の一番上から営業利益の部分がマイナスの 3,623 万 2,000 円、営業外利益が 5,038 万 7,000 円で、経常利益が 1,415 万 5,000 円となり、これに予備費の支出分 10 万円を差し引きますと、当年度純利益が 1,405 万 5,000 円の見込みとなるものであります。この当年度純利益と前年度の未処分利益剰余金 9 億 6,669 万 9,000 円を合計した当年度未処分利益剰余金は 9 億 8,075 万 4,000 円となる見込み

であります。

次に、平成 31 年度幕別町水道事業会計の予定キャッシュ・フロー計算書について説明いたします。
177 ページにお戻り願います。

一つ目の項目、業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、当年度純利益からの合計がページ下段のとおり 1 億 6,017 万 9,000 円の増額となり、次のページに行きまして、二つ目の項目、投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、固定資産の取得による支出からの合計が 1 億 6,387 万 8,000 円の減額、最後の項目、財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、短期貸付金の貸付による支出からの合計が 2,308 万 7,000 円の減額となり、これら三つの項目の合計である当年度における現金及び現金同等物の部分は 2,678 万 6,000 円の減額となり、平成 30 年度末における残高との合計である当年度末における現金及び現金同等物の残高は 5 億 1,199 万 8,000 円となる見込みであります。

最後に、平成 31 年度幕別町水道事業会計の予定貸借対照表について説明いたします。

186 ページをお開きください。

こちらにも合計額の部分のみ説明をいたします。

資産の部、1 番の固定資産の合計である期末予定残高が 52 億 7,463 万 3,000 円、二つ目の流動資産の合計である期末の予定残高が 6 億 5,045 万 9,000 円となり、これら資産の合計が 59 億 2,509 万 2,000 円となるものであります。

次のページに行きまして、負債の部でありますけれども、3、固定負債の合計である期末の予定残高が 17 億 728 万 2,000 円、4 番の流動負債の合計の期末予定残高が 2 億 1,494 万 5,000 円、5 番目の繰延収益の合計である期末の予定残高が 14 億 7,720 万 6,000 円となり、これら負債の合計が 33 億 9,943 万 3,000 円となるものであります。

次のページに行きまして、188 ページです。

次に、負債の部であります。

6、資本の合計が 12 億 9,923 万 7,000 円、7 番目の剰余金の（1）資本剰余金の合計である期末予定残高は 2 億 2,387 万円、（2）の利益剰余金の合計である期末予定残高は 10 億 255 万 2,000 円となり、剰余金の合計が 12 億 2,642 万 2,000 円、これに資本金を合計した期末予定残高は 25 億 2,565 万 9,000 円となり、最後の行であります、負債、資本を合計した期末予定残高は 59 億 2,509 万 2,000 円となりまして、186 ページの資産合計額と一致するものであります。

以上で、水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（田口廣之） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 水道事業会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

以上をもって、全会計の質疑を終了いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 1 号、平成 31 年度幕別町一般会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 2 号、平成 31 年度幕別町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第3号、平成31年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第4号、平成31年度幕別町介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第5号、平成31年度幕別町簡易水道特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第6号、平成31年度幕別町公共下水道特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第7号、平成31年度幕別町個別排水処理特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第8号、平成31年度幕別町農業集落排水特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第9号、平成31年度幕別町水道事業会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（田口廣之） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本特別委員会に付託されました平成31年度幕別町各会計予算の審査が全て終了

いたしました。

委員会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

各委員におかれましては、2日間にわたり、終始熱心にご審議をいただき、心からお礼申し上げます。

また、理事者並びに説明員におかれましても、審査の円滑な進行にご協力をいただき、まことにありがとうございました。

不慣れな委員長ではありましたが、皆さまのおかげをもちまして、本特別委員会に付託されました案件の審査を無事終了することができました。皆さまのご協力に対し心より感謝申し上げ、簡単ではありますが、お礼の言葉とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

これをもちまして、平成31年度幕別町各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

15：05 閉会